

第五次守口市総合基本計画
総括シート

令和2年3月

守口市

目次

「ページ」は、本冊子のページ番号です。
 第五次守口市総合基本計画の40施策について、概ね該当する第6次総計（素案）の施策を表示しています。

第五次守口市総合基本計画

章	節	項	40施策	ページ
1	1	1	幼児教育の充実	1
1	1	2	学校教育の充実	4
1	1	3	地域の教育力向上	12
1	1	4	青少年の健全育成	14
1	2	1	生涯学習の充実	16
1	2	2	コミュニティ活動の推進	18
1	2	3	文化・芸術の振興	20
1	2	4	文化財の保存と活用	22
1	2	5	国際・国内交流の推進	24
2	1	1	人権尊重社会の形成	26
2	1	2	相互理解の促進と共生	29
2	2	1	健康づくりの推進	31
2	2	2	地域医療体制の充実	33
2	3	1	地域福祉の推進	35
2	3	2	子育て支援の充実	37
2	3	3	障害者福祉の充実	39
2	3	4	生活の安定と自立の支援	41
2	3	5	高齢者福祉の充実	43

(参考) 第6次総計（素案）

			27施策
	1		子ども・子育て支援
	3		学校教育
	4		教育環境
	2		青少年
	13		生涯学習・スポーツ
	11		コミュニティ活動
	14		文化
	14		文化
	5		人権・多文化共生
	5		人権・多文化共生
	5		人権・多文化共生
	6		女性活躍
	1		子ども・子育て支援
	7		健康
	7		健康
	8		地域福祉
	1		子ども・子育て支援
	9		障がい者福祉
	8		地域福祉
	10		高齢者福祉

第五次守口市総合基本計画

章	節	項	40施策	ページ
3	1	1	良好な土地利用の促進	45
3	1	2	計画的な市街地の整備	47
3	2	1	道路整備の推進	50
3	2	2	交通体系の充実	52
3	3	1	工業の振興	54
3	3	2	商業の活性化	57
3	3	3	農業の保全・育成	59
4	1	1	親水空間の維持管理と利用促進	61
4	1	2	緑と花のあふれるまちづくり	63
4	2	1	環境に配慮した市民生活の推進	65
4	2	2	良好な地域環境の形成	67
4	2	3	廃棄物対策と3Rの推進	69
4	3	1	住宅・住環境の整備	72
4	3	2	上水道の安定供給	74
4	3	3	下水道の維持管理の推進	76
4	3	4	危機管理体制の強化	78
4	3	5	消防・救急体制の充実	80
4	3	6	交通安全対策の充実	82
4	3	7	防犯対策の充実	84
4	3	8	健全な消費生活の実現	86
5	1		市民参加・協働の推進	88
5	2		効果的・効率的な行財政運営の推進	91

(該当なし)

(参考) 第6次総計（素案）

			27施策
	18		都市空間
	18		都市空間
	21		道路・交通
	21		道路・交通
	23		地域産業
	23		地域産業
	23		地域産業
	20		緑・花・公園
	20		緑・花・公園
	25		環境
	25		環境
	25		環境
	19		住まい
	22		上下水道
	22		上下水道
	15		防災・減災・縮災
	16		消防・救急
	21		道路・交通
	17		防犯
	17		防犯
	12		市民協働
	26		行財政運営
	27		公共サービス

24 魅力創造・発信

第1章	学びとつながりを深め、豊かな心と生きる力が育つまち
第1節	家庭・学校・地域の連携による次代を担う子どもの育成
第1項	幼児教育の充実

担当部会
子育て・教育部会

●幼児教育の充実 に向けた成果と今後の課題

第五次総合基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第5次総計期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次総計期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる外部 パートナーと連携・協力の内容のアイデア
<ul style="list-style-type: none"> ・地域教育力の低下 少子化、核家族化の進行。地域のつながりの減少。子ども同士が集団で遊びに熱中し、時には葛藤しながら、互いに影響し合って活動する機会の減少。親世代もインターネット世代であり、幼児期からのインターネット、スマートフォン等での遊びの増加。 ・家庭の教育力の低下 仕事と子育ての両立。労働時間の増加。経済状況が厳しい中、働きたくても働けない(待機児童問題)。 ・子ども・子育て支援新制度(平成27年4月) 認定こども園制度の改善(幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設)、小規模保育等への財政支援の創設、地域の実情に応じた子育て支援の充実等 	<ul style="list-style-type: none"> ・第2子の乳児全戸訪問事業を地域民生委員・児童委員が実施。 ・民間こども園等での地域子育て支援拠点事業の開始 ・就学準備のための巡回方式による5歳児健診の実施 ・国に先駆けた幼児教育・保育無償化の実施 ・市立こども園、私立こども園等において、地域で子育てしている保護者に対し、育児相談等を実施し、子育て支援に繋がった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業を実施している拠点間の連携 ・5歳児健診で園と協働して得た情報について、就学後も活用できるような小学校への情報の引き継ぎのシステム構築ができていない。 ・接続期カリキュラム作成後の具体的な実践への取り組み。 ・特別な配慮を必要とする幼児への対応力や深い専門性、教員等の人数の問題。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代包括支援センターが中心となり、地域子育て支援拠点事業を実施している拠点間で定期的な検討会の実施 ・医療関係大学や教育関係大学教室との連携・協力でシステム構築を検討する。 ・南部地域のこども園等の活用 ・小学校とこども園との連携(学校教諭と保育教諭) ・民間園との連携

●基本方針

基本方針	第5次総計の成果	第6次策定に向けて	
	方針の実現に寄与した具体的取組と成果	5次総計で実現できていないと考える方針の内容とその主な要因	当該方針において今後対応が必要な課題
1 家庭・地域との連携の強化に努め、子育て相談など幼稚園の機能の活用と充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・民間こども園等での地域子育て支援拠点事業の開始 ・市立こども園、私立こども園等において、在宅で子育てしている保護者と子どもを対象に園庭開放や、育児相談を実施し、子育て支援に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業を実施している拠点間の連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業を実施している拠点間の連携 ・地域子育て支援拠点事業を行う拠点施設のあり方の検討 ・今後も引き続き、子育て相談等実施する際、地域の子育て家庭の保護者が利用できるようなさらなる周知に努め、子育て支援の充実に努める。
2 小学校にスムーズに移行できるよう連携を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・すこやかな成長や発達を見守り、就学を迎える準備を整える健診として、また、幼稚園やこども園での支援の継続と小学校へつなげる健診として、5歳児健康診査を開始し、幼稚園(こども園)、こども施設課、子育て世代包括支援センター、教育委員会と情報共有を行い、連携している。 ・小学校にスムーズに移行できるよう、就学前教育・保育研究プロジェクト会議の作業部会において、外部講師を招聘し、平成31年3月に接続期カリキュラムを作成。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各々のこども園の教育や保育方針があり、連携が大切であることは共通の理解として持っているが、どのあたりまでの共有が必要なのか、どのように連携していくのか定型の形がまだなく、模索中である。 ・5歳児健診で支援が必要な児を早期発見しても、その後の支援のための相談につなげることが難しく、小学校に引き継ぐ内容が、支援内容まで踏み込めない。 ・接続期カリキュラム作成後の具体的な実践への取り組み。 	<ul style="list-style-type: none"> ・5歳児健診で園と協働して得た情報について、就学後も活用できるような小学校への情報の引き継ぎのシステム構築 ・接続期カリキュラム作成後の具体的な実践への取り組みについて、関係部署との更なる連携。
3 集団生活を通じて基本的な生活習慣を身につけるとともに、子どもの個性・特性を尊重した就学前教育の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・各種研修会等の開催を通じて、就学前施設の教諭等における資質及び技術の向上による教育保育の充実に努めた。 		<ul style="list-style-type: none"> ・保育教諭等の資質、教育の内容や指導方法の充実に努めるため、今後は市主催以外の研修についても、職員のキャリアアップ、経験年数に応じた各種研修会等の受講機会を私立施設に対しても広く周知していく必要がある。

●主要な施策

主要な施策等		関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて	
			5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題
1	地域社会との連携の強化 幼稚園が保有する幼児教育に関する知識・情報等を生かし、地域の未就園児・保護者を対象とした子育て相談等の支援活動を進めるとともに、保育所・小学校・家庭・地域社会と連携しながら、幼稚園が地域の子育てを支えることができるように努めます。	1	・乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を民間保育園(こども園)等に開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業(地域子育て支援拠点事業)が平成27年度から開始された。 ・保護者の育児の負担軽減や孤立感の解消のために、各施設での子育て支援活動時に育児相談等を実施。 ・施設見学や園庭開放に来られた方に育児相談やアドバイスの実施	・地域子育て支援拠点事業の充実 ・地域社会と子育て世代包括支援センターとの連携	・地域子育て支援拠点事業を行う拠点施設のあり方の検討 ・今後も引き続き、子育て相談等実施する際、地域の子育て家庭の保護者が利用できるようさらなる周知につとめ、子育て支援の充実を図る。
2	小学校との連携の強化 小学校への円滑な移行のため、園児と児童の交流の機会を増やし、連携を図ります。	2	・すこやかな成長や発達を見守り、就学を迎える準備を整える健診として、また、幼稚園やこども園での支援の継続と小学校へつなげる健診として、5歳児健診を平成27年度から開始した。5歳児健診結果については、教育委員会に引き継いでいる。 ・幼児期の終わりまでに育って欲しい姿の理解について学習し、何につながるか考える視線を持って保育の実施 ・小学1年生と4・5歳児との交流や中学生の職場体験や福祉体験の受入れを行い、異年齢交流を実施。 ・就学前教育・保育研究プロジェクト会議の作業部会において、外部講師を招聘し、平成31年3月に接続期カリキュラムを作成。	・5歳児健診の他市こども園通園児等への拡大。 ・発達障害(疑いを含む)の早期発見後の支援体制の充実 ・小学校への円滑な移行のため、園児と児童の交流の機会を増やし、連携を図っており、接続期カリキュラムも作成したところであるが、小学校の教諭、こども園の保育教諭等の相互の連携が十分とは言えない。	・5歳児健診で園と協働して得た情報について、就学後も活用できるような小学校への情報の引き継ぎのシステム構築 ・小学校への円滑な移行のため、園児と児童の交流の機会を増やし、連携を図っており、接続期カリキュラムも作成したところであるが、今後小学校の教諭と保育教諭等が相互交流し、共通認識での連携の推進が必要。
3	就学前教育の充実 ・幼児教育を生涯教育の第一歩として位置づけ、一人ひとりの幼児が遊びや直接体験を通じて、健やかに育つよう教育の内容や指導方法の充実を図ります。 ・幼児が安全に安心して学習できる環境をつくるため、幼稚園施設・設備等の充実に努めるとともに、遊びを通して幼児が生活体験を重ねられるよう、遊具の整備や園庭の緑化等の環境整備に努めます。	3	・すこやかな成長や発達を見守り、就学を迎える準備を整える健診として、また、幼稚園やこども園での支援の継続と小学校へつなげる健診として、5歳児健診を平成27年度から開始した。この健診は各こども園等に巡回訪問するため、集団生活の場を観察でき、園の先生たちに個に合わせた支援の方法を保育士に助言している。 ・「守口市の市立幼稚園及び市立保育所に係る再編整備に関する基本計画」に基づき、平成29年度末で全ての保育所を閉園し、平成30年度に市立認定こども園3園に集約し、幼児が安全・安心して学習できる環境づくりのため、設備等の充実に努めた。 ・平成30年度市立7保育所を民間園5園へ移管し、整備費等の補助を実施した。 ・各種研修会等の開催を通じて、就学前施設の教諭等の資質及び技術の向上による教育保育の充実に努めた。		・保育教諭等の資質、教育の内容や指導方法の充実を図るため、今後は市主催以外の研修についても、職員のキャリアアップ、経験年数に応じた各種研修会等の受講機会を私立施設に対しても広く周知していく必要がある。

●主要な施策(つづき)

主要な施策等		関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて	
			5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題
—	その他の施策	—			

課題別計画の策定状況
<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画 ・守口市の市立幼稚園及び市立保育所に係る再編整備に関する基本計画

第五次守口市総合基本計画 総括シート

NO.2

第1章	学びとつながりを深め、豊かな心と生きる力が育つまち
第1節	家庭・学校・地域の連携による次代を担う子どもの育成
第2項	学校教育の充実

担当部会
子育て・教育部会

●学校教育の充実 に向けた成果と今後の課題

第五次総合基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第5次総計期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次総計期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる外部 パートナーと連携・協力の内容のアイデア
<ul style="list-style-type: none"> 平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が制定された。 平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、新教育長制度が開始した。また、同法の平成29年度4月の改正において、学校運営協議会を設置することが努力義務となった。 平成28年4月に義務教育学校の設置を含む学校教育法等の一部を改正する法律が施行された。 平成29年3月に、新学習指導要領が告示され、「主体的・対話的で深い学びの実現」を目指した授業づくりや、学校図書館の活用など、学校教育の大幅な変革が見込まれている。 平成23年3月の東日本大震災や、平成30年6月の大阪北部地震、同年9月の台風21号上陸により、学校における非常時の体制強化の必要性や、老朽施設の改修の必要性、一般家庭における防災意識が高まっている。 教員の長時間労働の是正、部活動の見直しなど、「ワーク・ライフ・バランス」を基本とした働き方改革が、学校現場にも求められている。 人生100年時代を迎え、超スマート社会の実現に向けて人口知能やビッグデータの活用等、技術革新が進んでいる。 人口減少、2030年にかけて若い世代が約2割減少するほか、65歳以上が総人口3割を越えるなど、人口減少・高齢化が進展していくと予測。 平成27年4月に施行された改正学校図書館法において、学校司書の学校図書館への配置が努力義務とされた。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の学力向上に向けた数値目標の設定。 小中一貫教育を推進してきた。平成28年には、本市初の義務教育学校を設置した。 平成30年度から学校運営協議会制度を導入した。 平成29年度から民間活力を活用した土曜日学習を実施した。 平成23年度から学習支援サポーターを派遣し、学力向上に取り組んだ。 市費で平成31年度からスクールソーシャルワーカーを配置し、市長部局や、他の機関と連携して児童生徒の抱える問題解決に取り組む体制を構築した。なお、平成30年度までは府費負担事業。 平成27年2月に「守口市学校いじめ防止基本方針」を策定した。 平成30年10月に「守口市学校図書館基本方針」を策定した。 令和元年5月に「守口市部活動基本方針」を策定した。 教員の長時間労働の是正を目指して、部活動指導員の配置や、学校閉庁日の設定を行った。 本市初の施設一体型小中一貫校である義務教育学校さつき学園の開校を含め、8小、3中の合計11校を5校へ統合する取組みを進めることができた。 平成24年3月に「守口市学校規模等適正化基本方針」を策定し、小規模化する学校の規模適正化や学校施設の老朽化等への対策も含めた適正配置についての基本的な考え方を定めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の学力向上に向けた数値目標の実現 授業改善及び自学自習力の育成 学校運営協議会の機能的な運営及び小中一貫教育の充実 学校における働き方改革の推進 防災教育及び防災体制の充実 既存校の老朽化対策として、教育環境の質的向上も含めた長寿命化改修の計画的な実施 プログラミング教育の推進 教職員のキャリアステージに応じた人材育成 	<ul style="list-style-type: none"> 民間の学習塾 大学等の研究機関 地域人材の活用(教育センター)

●基本方針

基本方針	第5次総計の成果	第6次策定に向けて	
	方針の実現に寄与した具体的取組と成果	5次総計で実現できていないと考える方針の内容とその主な要因	当該方針において今後対応が必要な課題
1 「確かな学力」「豊かな心」「たくましく生きる健康や体力」などの事柄を学び、それらを身につけようとする力を「学び力」として学校・家庭・地域が一体となって育成を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校区等フォーラムの開催 ・学校支援地域本部の設置 ・学校評議員の設置 ・学校教育自己診断の実施 ・学校運営協議会制度の導入 ・各中学校区において、学習支援や安全見守りなど、地域による学校支援活動が進められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・家庭・地域の連携は進んでいるものの、現行では、家庭・地域は学校への協力側にとどまっており、学校・家庭・地域の協働による一体した取組みには至っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全中学校区及び義務教育学校に学校運営協議会を設置し、地域等の意見を学校運営に反映させ、学校と家庭・地域の関係を「協力」から「協働」へと発展させるために、学校支援活動の活性化を目指した教育課程の一層の工夫が必要である。
2 自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力の育成を図るとともに、確かな学力の定着を図り、個性を生かす教育の充実と教員の資質向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・「学力向上プラン」に基づいたR-PDCAサイクルにより、「校内会議」の定期的な実施、学力向上推進教員を中心とした校内体制の確立等を通して、児童生徒の着実な学力向上が図られた。 ・言語活動の充実やICT機器の効果的な活用等により、子ども主体の授業づくりが推進された。 ・全普通教室での電子黒板・書画カメラの配置、無線アクセスポイント配備に加え、市内全学校へ42台のipad配備準備等、ICT環境整備を促進した。 ・新たな教育課題を踏まえた研修会を通して授業改善が進む等、教員の資質向上が図られた。 ・生活習慣・家庭学習リーフレットの作成・配付 ・家庭学習冊子の作成・配付 ・学習支援サポーターの派遣 ・土曜日学習事業の実施 ・中学校区に1名学校司書を配置 ・読書感想文発表会の開催 ・キャリア教育の推進 ・全国学力・学習状況調査結果において、中学3年生時における学力の向上傾向が続いている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業改善及び自学自習力の育成について、学習習慣が確立されておらず、確かな学力の定着には至っていない。 ・家庭学習や読書習慣の定着等の学習状況に課題が見られるとともに、学力調査においても全国と比較すると低い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業改善及び自学自習力の育成にかかる児童・生徒の学習状況の目標達成に向け、学力向上プランに基づく組織的な取組みを着実に進める必要がある。 ・家庭・地域と、より一層連携を図りながら、家庭学習の定着に向けた取組みを充実させる必要がある。 ・授業改善に一定の成果は見られるが、課題に正対した指導方法について、より一層の工夫・改善を進める必要がある。
3 安全・安心な環境の中で、豊かな心をはぐくむ教育を推進するため、計画的に学校施設の耐震化を進めるとともに、学習環境の一層の整備を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・全小中学校の耐震化を完了させるとともに、教育環境の充実においては、校門付近への防犯カメラの設置及び小学校における校門のオートロック整備、普通教室等並びに特別教室へのエアコン設置、老朽化が進む学校トイレの改修工事を実施した。 ・地域等を対象とした道徳教育講演会の開催 ・教職員を対象とした道徳教育研修の実施 ・関係諸機関と連携したケース会議や非行防止教室の開催 ・スクールソーシャルワーカーの配置 ・いじめ防止基本方針の策定 ・特別の教科道徳の円滑な開始できた。また、関係諸機関、専門家等と連携した生徒指導体制を確立した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道徳の授業における指導及び評価の方法について、今後も教員の指導力向上を図る必要がある。 ・生徒指導面において、適切な初期対応ができずに、早期解決に至らないケースも見られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の実施やマニュアルの作成を通して、豊かな心を育む教育にかかる教職員の資質向上に努める必要がある。 ・校舎等の老朽化対策が必要であることから、建物そのものの老朽度合いを調べたうえで、長寿命化改修を基本とする施設整備計画に基づき、国等の財政支援の状況を見極めつつ、計画的に老朽化対策の実施に向けた検討を進める。

●基本方針(つづき)

基本方針	第5次総計の成果	第6次策定に向けて	
	方針の実現に寄与した具体的取組と成果	5次総計で実現できていないと考える方針の内容とその主な要因	当該方針において今後対応が必要な課題
4 新しい学校・園づくり審議会の答申を踏まえ、子どもたちのより良い学びの場となる新しい学校づくりを推進します。	・答申を踏まえ策定した学校規模等適正化基本方針に基づき、小規模化する学校の規模適正化及び、老朽化が進み、同一中学校区で学校間の距離が近く子どもたちに過度な負担がかからない場合により良い教育環境整備の観点からの統合として、新設の小学校3校、中学校1校及び義務教育学校1校の整備を行った。また、大規模化が予測されている守口小学校の規模を適正化する観点から、隣接校のさつき学園との校区選択区域の拡大を行った。		・第6次計画期間においても、引き続き児童・生徒数及び学級数の推移を見極めながら、基本方針に定める小規模化が進むことが想定される場合や同一中学校区の小学校と中学校の位置関係等も踏まえ、条件が整えば整備手法も含め、縦の統合についても検討する。
5 児童・生徒の健康の保持増進と体力づくりを推進するため、学校教育全体を通じて、食育※を含めた健康教育、安全教育の充実に努めます。	・体力向上アクションプランの策定 ・給食指導と関連させながらの食に関する教育の推進 ・生活習慣リーフレットの作成・配付 ・部活動指導員の配置 ・防災教育指導計画の作成 ・警察と連携した防犯訓練や交通安全教室の実施 ・全校でPDCAサイクルによる体力向上の取組みが推進されるとともに、「健康」「食」「安全」に関する指導が計画的に推進されている。 ・全中学校及び義務教育学校後期課程において、選択制学校給食を導入した。	・児童・生徒の体力・運動能力、食習慣や運動習慣等について、児童生徒の理解や家庭との共通理解に課題もあり、今後も改善が必要な状況である。	・「健康」や「食」等を、自らの課題として捉え、他の児童生徒との意見交流等を通して、自分の考えを深めていくことができるよう、保健及び家庭科の授業改善に取り組む必要がある。 ・体育科の授業改善を継続しつつ、府事業を活用し専門家を派遣するなど、児童・生徒が体を動かすことを楽しいと感じることのできる機会の充実に努める必要がある。 ・簡易な食事で昼食を済ませる生徒をなくすために喫食率の向上が必要である。
6 人権尊重を基本とした教育を推進します。	・人権教育指導計画の作成 ・教職員及び市民を対象に、人権教育に関する研修会を実施。 ・在日外国人児童生徒交流会講師の派遣 ・自立援助通訳の派遣 ・全校で個別的な人権課題に視点においた人権教育が計画的に推進されるとともに、在日外国人児童生徒交流会や日本語指導の取組みの多国籍化への対応が進んでいる。	・日本語指導を必要とする児童生徒数が増加しているだけでなく、多国籍化している状況であり、速やかな通訳の配置や、個に応じた教材の整備等に課題がある。	・日本語指導を必要とする児童生徒の増加傾向は続くとの予測のもと、国に対して人的配置及び教材開発等について要望するとともに、先進市の取組み等を参考にしながら、対象児童生徒への指導・支援の充実に努める必要がある。
7 小・中学校の教職員の連携を深め、学校間の指導の継続性、一貫性を高めるとともに、学校・家庭・地域が一体となった教育活動を推進します。	・教育フォーラムの開催 ・小中一貫教育推進のてびきの作成・配付 ・中学校区合同授業研究会・研修会の開催 ・児童・生徒の交流活動 ・児童会、生徒会の連携した取組み ・義務教育学校の設置 ・全中学校区及び義務教育学校において、めざす子ども像が設定され、毎年度、合同授業研究会や児童生徒の交流活動等の取組みが計画的に推進されている。	・小中一貫教育の充実にに向けた取組みに、校区の実情等により各中学校区等において差が見られる。	・学校、家庭、地域の協働による教育活動の推進、地域の意見を反映した学校運営の改善、小中一貫教育の更なる充実が図られるよう、全中学校区に学校運営協議会を設置する必要がある。

●基本方針(つづき)

基本方針	第5次総計の成果	第6次策定に向けて	
	方針の実現に寄与した具体的取組と成果	5次総計で実現できていないと考える方針の内容とその主な要因	当該方針において今後対応が必要な課題
8 支援を要する児童・生徒がその可能性を最大限に伸ばし、将来自らの選択により積極的に社会参加ができるよう、幼稚園、小学校および中学校の連携を図りながらきめ細かな教育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・就学指導委員会の設置。 ・関係諸機関との連携による支援を要するこどもの状況把握。 ・個別の教育支援計画等の作成。 ・教職員及び保護者を対象に支援教育に関する研修会を実施。 ・各校に支援教育コーディネーターを設置。 ・特別支援教育支援員の配置。 ・スクールヘルパーの派遣。 ・適正な就学指導とともに、市立学校における環境整備や人的配置等による支援教育体制の充実が図られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアを必要とする児童生徒が安心して地域の学校を選択するためには、看護師を含めた専門的知識を有する職員の配置が大きな課題であると認識しているが、実現には至っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師の配置については、有識者による学校における医療的ケアの実施体制の在り方等の議論など、国の動向も注視しつつ検討を進めていく必要がある。

●主要な施策

主要な施策等	関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて	
		5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題
1 教育内容の充実	1,2	<ul style="list-style-type: none"> ・言語能力の育成に向け、授業の中でペア学習やグループ学習での話し合い活動が積極的に取り入れられた。 ・めあての確認や振り返る活動を通した、子どもが主体となる授業改善が進んだ。 ・ICT研究指定校の公開授業等での市内への発信により指導方法の改善に努めつつ、日々の授業での電子黒板やタブレットPC等のICT機器の活用が推進し、児童生徒の興味や理解促進につながった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・読書習慣の定着と図書館の利活用の促進 ・プログラミング的思考を含めた情報活用能力の定着 	<ul style="list-style-type: none"> ・言語活動や探究活動の場としての学校図書館の利活用が必要である。 ・プログラミング教育や情報モラル教育の更なる推進が必要である。
		<ul style="list-style-type: none"> ・中学校区等フォーラム等を通して家庭への働きかけを行いつつ、生活習慣・家庭学習リーフレットや家庭学習冊子の作成・配付をはじめ、学習支援サポーターを活用した放課後学習会、民間活力を活用した土曜日学習会の実施するなど、家庭学習習慣の定着に向けて取り組んだ。 ・学校司書の配置とともに、読書感想文発表会の開催や読書感想文リーフレットの配付、また学校図書館基本計画を策定するなど、読書活動の充実に向けて取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の家庭学習習慣については、各取組を進めることにより小・中学校ともに改善が図られているものの、特に中学校において「全くしない」と回答している生徒の割合が全国と比べ高い状況がある。 ・読書活動の充実に向け、学校図書館の毎日開放を目指し開放日数の増加は図られたが、地域ボランティアの確保や他の教育活動との調整ができず、全校実施には至らなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自学自習力の育成に関わっては、家庭学習を「全くしない」生徒の改善を図るため、小学校段階からの基礎基本の学力及び学習習慣の定着に向けた重点的な取組が必要である。
2 支援教育の充実	8	<ul style="list-style-type: none"> ・関係諸機関との連携を図りながら支援や配慮を要する園児・児童・生徒の状況把握を行いつつ、学識経験者や医師等で構成する就学指導委員会を通して、適正な就学指導とともに就学後の支援体制・教育内容等の充実に向け取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な就園・就学指導等を実施できているが、市立学校の支援教育体制等について保護者の理解が不十分なケースも見られた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に対する教育相談や学校見学等の周知の充実を図る必要がある。

●主要な施策(つづき)

主要な施策等	関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて		
		5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題	
		(2)教育環境の整備 ・支援を要する児童・生徒の能力や適性を最大限に発揮できるよう、教育内容の充実と施設・設備の整備を図ります。	8 ・支援を要する児童・生徒の教育環境の充実に向け、個別の教育支援計画等の作成をはじめ、支援教育コーディネーターを中心とした校内体制や個の障がいに応じた施設・設備の整備とともに、特別支援教育支援員やスクールヘルパーの人的支援を行った。 ・支援学級の空調設備や多目的トイレの設置などの学習環境整備に取り組んだ。	・医療的ケアを必要とする児童・生徒が安心して地域の学校を選択するためには、看護師を含めた専門的知識を有する職員の配置が大きな課題であると認識しているが、実現には至っていない。	・看護師の配置については、有識者による学校における医療的ケアの実施体制の在り方等の議論など、国の動向も注視しつつ検討を進めていく必要がある。 ・発達状況に応じて、支援を要することも達の学習環境整備に取り組む必要がある。
3 豊かな心の育成		(1)心の教育の充実 ・人間としてのあり方や生き方について学び、社会の変化に対応できる人間性を育成するため、道徳教育を充実するとともに、自然体験・ボランティア活動等の社会体験や郷土の文化・伝統に親しむ活動の充実を図ります。 ・一人ひとりが互いに尊重し、豊かな社会生活を送るため、人権教育を総合的に推進します。	3,6 ・道徳教育の充実に向け、教職員、保護者、地域住民等を対象とした講演会の開催や、道徳の教科化に向けた継続的な教職員研修の実施、外部人材を積極的に活用し本市の文化・伝統を学ぶ出前授業等に取り組んだ。 ・個別的な人権課題を視点においた指導計画に基づいた人権教育を推進しつつ、特に在日外国人児童生徒交流会講師や自立援助通訳の派遣を通して、多文化共生教育の充実に向けて取り組んだ。	・道徳の教科化に伴い、その指導と評価にかかる研修会等の取組みを進めてきたが、道徳教育の充実を図るためには、今後も教職員の指導力について研鑽が必要である。 ・日本語指導を必要とする児童・生徒の増加に加え、多国籍化している状況があり、速やかな通訳の配置や、個に応じた教材の整備等に課題がある。	・教員の指導力向上に向け、授業実践の公開や講師を招聘した研修会を継続実施しながら、教員間の意見交流等に取り組んでいく必要がある。 ・日本語指導を必要とする児童生徒の増加傾向は続くとの予測のもと、国に対して人的配置及び教材開発等について要望するとともに、先進市の取組み等を参考にしながら、対象児童生徒への指導・支援の充実をめぐる必要がある。
		(2)生徒指導の充実 ・児童・生徒がどんなことでも相談できるよう、校内の相談体制の充実を図ります。 ・教育センターでの教育相談の充実を図り、不登校解消に向けて適応指導教室の充実を進めます。 ・いじめ・不登校・問題行動等の未然防止・早期対応に努め、関係機関や地域との連携を図ります。	3 ・いじめ・不登校・問題行動等の未然防止及び早期解決を図るため、関係機関等と連携したケース会議の実施や市費SSWの配置、関係機関と連携した非行防止教室の実施等とともに、いじめ防止基本方針を策定し連絡協議会及び審議会を設置した。(学校教育課) ・スクールカウンセラーや学生フレンド、教育専門相談員等を活用した不登校支援を推進できた。 ・メール、LINE、電話等の教育相談についてチラシ等で積極的に周知を行うことで、子ども、保護者等の相談に対応できた。 ・定期的なアンケート等の実施と校内での共有が図られた。	・市立学校におけるいじめ認知件数が増加しており、法に基づいたいじめの認知、早期対応等が進んでいるものの、全国平均と比較すると未だ少ない件数である。今後も、いじめを積極的に認知し、早期解消に向けた取組みが進められる校内体制の確立に努める必要がある。 ・スクールカウンセラーや学生フレンド、教育専門相談員等を活用した不登校支援を推進できた。	・いじめ対応マニュアルの作成や研修の実施を通して、適切ないじめ対応が行えるよう教職員の資質・能力の向上を図る必要がある。 ・教育相談のニーズが多様化・複雑化する中、きめ細やかな対応ができるよう、アウトリーチ型支援の推進等の個に応じた教育専門相談体制の更なる充実を図る必要がある。
4 キャリア教育の充実		児童・生徒が豊かな職業観・勤労観や職業に関する知識や技能を身につけるとともに、主体的に自分の進路を選択する能力・態度の育成を図るキャリア教育を進めます。	2 ・全中学校区及び義務教育学校で作成された全体計画に基づき、系統的なキャリア教育を推進しつつ、全中学校等において複数日の職場体験や地域企業等による出前事業を実施した。	・各種取組みを進めているものの、アンケート調査において「将来の夢や目標を持っている」と回答している児童・生徒の割合に改善が見られていない。	・各教科等の学習やその他の教育活動が、自らの職業選択等にどのように関連していくかを児童生徒が理解しながら学習等に取り組めるよう、キャリア教育全体計画の検証・改善を図りながら取組みを進める必要がある。
5 健康教育・体力づくりの推進と安全教育の充実		(1)健康教育の推進 ・「健康な生活」「体の発育・発達」「心の健康」「けがの防止及び病気の予防」についての資質や能力の育成を図ります。 ・「食」に対する関心・理解を深め、児童・生徒の健全な発達を促すため、食育を進めます。 ・家庭と連携し、生活習慣の改善を図ります。	5 ・学級担任と養護教諭が連携を図りながら、学習指導要領に基づいた指導を行うとともに、文書等を通じて保護者への啓発に取り組んだ。 ・全体計画及び指導計画に基づき、給食指導と関連させながら食に関する指導を推進した。同時に、生活習慣リーフレットの配付等による家庭への啓発に取り組んだ。	・各種取組みを進めているものの、アンケート調査において「毎日、同じ時刻に寝る(起きる)」や「毎朝、朝食を食べる」と回答している児童・生徒の割合が、全国水準に至っていない。	・「健康」や「食」等を、自らの課題として捉え、他の児童・生徒との意見交流等を通して、自分の考えを深めていくことができるよう、保健及び家庭科の授業改善に取り組む必要がある。

●主要な施策(つづき)

主要な施策等	関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて	
		5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題
(2)体力づくりの推進 ・児童・生徒の体力・運動能力の向上に努めるとともに、家庭と連携し、運動習慣の定着を図ります。	5	・全校で作成された体力向上アクションプランに基づき、各校の体力・運動能力における課題解消に向けた取り組みを進めるとともに、指導員の配置による部活動指導の充実、認定こども園と小学校合同による体力づくりの実践等に取り組んだ。	・各種取り組みを進め、体力・運動能力調査において改善が見られるものの、持久力や俊敏性などに課題も見られる。	・体育科の授業改善を継続しつつ、府事業を活用し専門家を派遣するなど、児童生徒が体を動かすことを楽しいと感じることができる機会の充実を図る必要がある。
	5	・各教科等において、横断的かつ系統的な防災教育が推進されるよう全校において指導計画を作成するとともに、警察と連携した防犯訓練や交通安全教室を実施した。	・大阪北部地震や平成30年台風21号による被害や、酷暑による熱中症など、今日的な課題を踏まえた指導計画の見直しが必要である。	・国の動向に注視し、速やかに各校への情報提供を行いながら、各校における防災教育指導計画の検証改善を進める必要がある。
6 教育条件の整備	(1)教育施設の整備 ・児童・生徒が安全で安心して学校生活を送れるよう、施設整備の充実に努めます。 ・守口市立小・中学校耐震化推進計画に基づき、計画的に耐震化を進めます。 ・教育活動・施設全般における安全点検を定期的かつ継続的に進めます。 ・特色ある草花の植栽や緑のカーテンなど学校での緑化を推進します。	3,4	<p>・平成22年度時点において耐震化率が26.4%にとどまっていたが、児童・生徒の安心・安全な施設環境の確保に向けて集中的に耐震工事に取り組み、平成28年度には統合予定校を除き、耐震化率100%を達成した。</p> <p>・平成26年度から、全小・中学校における施設の清掃・営繕を行う校務業務の民間委託化を行い、日常における施設の管理に努めている。</p> <p>・空調設備については、平成23～24年度に小中学校の普通教室、令和元年度に特別教室へ設置を行い、学習環境の向上に努めている。</p> <p>・老朽化が進んでいる既存校のトイレについて、学校生活の質的向上のため、令和元年度に大規模な改修を行い、臭気等の改善を図っている。</p> <p>・平成27年度～令和2年度において、老朽化が進む学校プール改修を計画的に実施した。</p> <p>(その他)</p> <p>・平成23年2月の新しい学校・園づくり審議会からの答申を受け、平成24年3月に学校規模等適正化基本方針を策定し、小規模校の規模適正化と、小中一貫教育の推進、並びに、施設の老朽化対策を含めた統合として、小中学校11校を5校へ統合し新設統合校の整備を行った。その中で、小中一貫教育の推進役となる本市初の義務教育学校を開校した。これらの統合の取り組みの結果、令和元年度時点で市内の小中学校における小規模化を解消することができた。</p> <p>・守口小学校区において大型集合住宅の建設等により、児童数が増加し、大規模校となる見込みであったことから、隣接校区のさつき学園との選択区域の拡大を行い、規模適正化を図った。</p>	・校舎等の老朽化の進行への対策が急務となっていることから、耐力度調査を実施するとともに、長寿命化を基本とする施設整備計画に基づき、計画的に老朽化対策の実施に向けた検討を進めていく。また、地震や台風等の災害発生時に小中学校等の体育館が避難所としての役割を担っていることから、避難所の環境整備としての空調設置について、国等の財政支援の動向を注視するとともに、効率的な整備手法の検討を行う必要がある。

●主要な施策(つづき)

主要な施策等	関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて		
		5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題	
		(2)子どもの安全確保 ・学校園の内外における事故や事件、不審者等から子どもを守るための体制づくりを進めます。	3 ・平成25年度から、希望者が加入し、児童の登下校時間や、緊急メールを保護者へ配信する「ミマモルメ」サービスを全小学校及び義務教育学校で開始し、安心・安全への配慮を行っている。 ・不審者対策として、平成24年度に全小学校の校門にオートロックと監視カメラを設置した。 ・小学生の下校時に、通学路の危険な箇所へ警備員を配置している。なお、危険箇所の判断については、校区の保護者等と相談した上で決定している。 ・市立全学校において施設警備を実施している。 ・小学校、義務教育学校において、下校時に校門の立哨警備を実施している。 (その他) ・平成28年度において、通学路を中心に、約1,000台の防犯カメラを設置し、犯罪発生抑制を図っている。		・こども達の安全を担保するために、設備の日常点検と更新を図りながら施設管理に努める必要がある。 ・引き続き関係機関と連携し、通学路の更なる安全確保に努めていく必要がある。 ・こどもの安全確保及び学校の安全対策として、今後も継続して実施する必要がある。
教育条件の整備		(3)学校運営の改善 ・学校・家庭・地域が一体となり教育活動を展開するため、学校教育評価※、学校評議員※等を活用するとともに、校長が指導力、リーダーシップを発揮し、教職員のチーム力と創意工夫を活かし学校運営の活性化と、学校教育の充実を図ります。 ・学び力の向上、生徒指導の一層の充実を図るため、中学校区の実態を踏まえた小中連携の取組みに基づき、小中一貫教育を進めます。	7 ・全校において、児童生徒、保護者、教職員を対象とした学校教育自己診断アンケートを実施した上で、学校評議員による学校教育評価を行うPDCAサイクルによる学校運営体制を確立した。 ・全中学校区においてめざす子ども像を掲げ、合同授業研、児童生徒交流等の取組みを通して、小中一貫教育を推進するとともに、義務教育学校を設置し、一貫教育の更なる推進を図り、中学3年時の学力向上、中一ギャップによる不登校数の減少に寄与した。	・学校評議員制度の活用について、会議の開催回数等、各校に差が見られるとともに、授業改善や自学自習力の育成にかかる取組みの方向性についての教職員間の共通認識に課題が見られる。 ・小中一貫教育の充実に向けた取組みに、校区の実情等により各中学校区等において差が見られる。	・学校、家庭、地域の協働による教育活動の推進、地域の意見を反映した学校運営の改善、小中一貫教育の更なる充実が図られるよう、全中学校区に学校運営協議会を設置する必要がある。
		(4)教職員の研修の充実と多彩な人材の活用 ・さまざまな教育課題に応じた研修を実施し、管理職を含め教職員の資質並びに指導力の向上を図ります。 ・学校支援地域本部※を活用し、地域の多様な人材による学校支援ボランティアの協力を得て、授業支援や環境整備等に取り組み、学校教育を充実させます。 ・大学生による学習支援を進めるとともに、環境教育・キャリア教育など今日的課題に対応するため、大学・企業・NPO※等との連携を図ります。	1 ・全中学校区に学校支援地域本部を設置し、学校支援コーディネーターを位置づけ、地域ボランティアを確保しつつ、学校・家庭・地域の協力による授業支援、環境整備、安全見守り等の体制が確立した。また、協力から協働へと体制の充実を図るため、学校運営協議会制度を導入し、全中学校区等への協議会設置に向けた準備を進めているところである。 ・ICT活用、英語教育、プログラミング教育、カリキュラムマネジメント等の研修を通じ、これから必要な教育について、管理職を含め教職員の指導力等の向上に努めた。 ・現在、本市教育委員会と連携協定を結んでいる大学は13校に上り、インターンシップや教育実習の受け入れや、大学のもつ技術やノウハウを活かした新しい授業づくりを行っている。 また、企業やNPOとも連携しており、各団体のもつ特色を活かした出前授業や講演、職場訪問などを実施している。	・各中学校区において、新たなボランティアの確保に大きな課題が見られる。	・地域ボランティア等を積極的に活用した教育活動の充実を図るため、全中学校区に学校運営協議会を設置し、取組みの情報発信を行いつつ、新たなボランティア確保に向けた体制づくりに取り組む必要がある。 ・新たな教育課題等が出てきたときに対応できるよう引き続き教員の資質向上を図ると共に、キャリアステージに応じた必要な研修の計画と実施する必要がある。 ・引き続き連携団体との協力を深め、時代の変化に対応した特色ある授業づくりを行うことで本市の教育活動の発展や、連携団体の教育活動の推進を目指す。

●主要な施策(つづき)

主要な施策等		関係基本方針 番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて	
			5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善 のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題
その他の施策	-	-			

課題別計画の策定状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・守口市教育大綱 ・学校図書館基本方針 ・めざす守口の教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針 ・部活動基本方針 ・学校規模等適正化基本方針

第五次守口市総合基本計画 総括シート

NO.3

第1章	学びとつながりを深め、豊かな心と生きる力が育つまち
第1節	家庭・学校・地域の連携による次代を担う子どもの育成
第3項	地域の教育力向上

担当部会
子育て・教育部会
人権・地域経済・市民協働部会

●地域の教育力向上 に向けた成果と今後の課題

第五次総合基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第5次総計期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次総計期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる外部 パートナーと連携・協力の内容のアイデア
・守口市立視聴覚ライブラリー設置条例を廃止(平成28年4月1日)	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会制度の導入 ・生涯学習情報センターを中心として、認定こども園、児童センターや児童クラブで絵本の「おはなし会」を開催するとともに、読書週間を記念したイベントや子ども読書の日の記念事業とした絵本作家による事業を開催し、子ども読書活動を推進し読書活動の大切さの啓発を行った。 ・絵本の読み手ボランティア養成講座やステップアップ講座を開催し、絵本の読み手を育成することにより、子どもが本に触れる機会をより多く提供できるよう努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コーディネーターの取り組みの認知不足。 ・読書に関する情報発信をより広くしていく必要がある。 ・「親学習」の認知が足りない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「守口親まなびの会 ホットスマイル」 ・地域コーディネーター

●基本方針

基本方針	第5次総計の成果	第6次策定に向けて	
	方針の実現に寄与した具体的取組と成果	5次総計で実現できていないと考える方針の内容とその主な要因	当該方針において今後対応が必要な課題
1 地域教育活動の活性化を図り、体験や交流を通して、次代を担う人材の育成を図れるよう支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアや指導者の養成、事業推進の調整を行う地域コーディネーターの活動に対して支援し、地域の教育環境づくりの推進に努めた。 ・就学前の子どもの保護者に対して、講師による講座やママカフェを開催し、子どもが基本的な生活習慣や生活能力を身につけるために重要な役割を果たす家庭教育を推進している。 ・親となる準備期の中学生や高校生から子育て中の保護者や子育てを終えた人等幅広い世代の人を対象にした「親学習」を推進していく「守口親まなびの会」に対して、大阪府教育委員会からの研修情報を提供するなど、親学習リーダーの養成に努め、親学習の機会の充実を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「親学習」の周知が図れていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動報告やイベントの告知を広報誌ならびにSNS等に掲載し、周知を図っていく必要がある。 ・「守口親まなびの会」の市内での活動場所をさらに提供できるよう、市民や市立小中学校に対し親学習の活動や意味を伝えていく必要がある。
2 家庭・学校・地域が連携して、教育・子育て等の課題解決に向けた多様な取組みが行われるよう支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会制度の導入 ・新たな学校支援ボランティアの確保 ・児童センターが地域子育て支援拠点事業の拠点となった。 		<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会の機能的な運営

●主要な施策

主要な施策等	関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて		
		5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題	
1 家庭・学校・地域の連携強化		1	・地域コーディネーターが中学校区で地域行事の支援や中学生による読み聞かせ会などの行事を実施しており、その活動を支援し、地域の教育環境づくりの推進に努めている。	・地域コーディネーターの取り組みの周知が図られていない。	・活動報告やイベントの告知を広報誌ならびにSNS等に掲載し、周知を図っていく必要がある。
2 学校支援に関わる人材の確保		2	・全中学校区に学校支援コーディネーターを位置づけ、学校支援ボランティアの確保を進め、学校・家庭・地域の連携による学習支援、環境整備、安全見守り等の取組みが確立した。	・全中学校区において、新たな学校支援ボランティアの確保に課題が見られる。	・全中学校区及び義務教育学校に学校運営協議会を設置し、新たなボランティアの確保に向けた体制整備を行う。
3 読書に親しむ環境づくり		2	・読書活動の推進に向け、中学校区に1名の学校司書を配置し、各校において読書週間の設定や学校図書館の開放拡充に取り組むとともに、市読書感想文発表会の開催や学校図書館基本計画の策定等に取り組んだ。 ・平成29年度から、4か月児健診においてブックスタート開始 ・地域子育て支援拠点での読み聞かせ会の実施 ・生涯学習情報センターを中心として、認定こども園、児童センターや児童クラブで絵本の「おはなし会」を開催するとともに、読書週間を記念したイベントや子ども読書の日を記念事業とした絵本作家による事業を開催し、子ども読書活動を推進し読書活動の大切さの啓発を行った。 ・絵本の読み手ボランティア養成講座やステップアップ講座を開催し、絵本の読み手を育成することにより、子どもが本に触れる機会をより多く提供できるよう努めた。	・ボランティアの確保や他の教育活動との調整に課題が見られ、全校における学校図書館の毎日開放に至っていない。 ・学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能が発揮できるよう、各校における計画的な利活用を進める必要がある。 ・読書に関する情報発信をより広くしていく必要がある。	・学校図書館全体計画及び年間指導計画を作成し、学校図書館の機能を高めつつ、蔵書の整備や管理等にかかる環境整備を進める。 ・令和2年度に市立図書館をオープン予定としており、図書館内には1階を子ども用図書コーナーを中心に配置するとともに、児童図書及び読み聞かせ等ができる幼児コーナーを設置することから、その周知に努め、利活用いただくことで、さらに子ども読書活動の推進が必要である。
その他の施策		-			

課題別計画の策定状況

・守口市子ども読書活動推進計画

第五次守口市総合基本計画 総括シート

NO.4

第1章	学びとつながりを深め、豊かな心と生きる力が育つまち
第1節	家庭・学校・地域の連携による次代を担う子どもの育成
第4項	青少年の健全育成

担当部会
人権・地域経済・市民協働部会
子育て・教育部会

●青少年の健全育成 に向けた成果と今後の課題

第五次総合基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第5次総計期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次総計期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる外部 パートナーと連携・協力の内容のアイデア
<ul style="list-style-type: none"> ・新たな青少年育成指導員の担い手の育成が進まず、現在の担い手の高齢化が進んでいる。 ・青少年が巻き込まれる犯罪は増加しており、家庭・学校・地域をはじめ、関係機関の連携をより強化して青少年を取り巻く環境を改善することが求められている。 ・いわゆる「小1の壁」の打破するため、国において、平成26年7月「放課後子ども総合プラン」が策定 ・ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定) →全小学校区(約2万か所)で放課後児童クラブと放課後子供教室を一体的又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体的に実施する。また、取組の加速化を図るため、引き続き学校施設の活用を促進するとともに、追加的な受け皿整備を2018年度末に前倒しして実現するための方策を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の全小学校区で延約420人の青少年育成指導員が青少年健全育成活動に協力している。 ・「こどもまつり」等のイベントを通じて、充実した青少年活動を推進した。 ・長期休暇中等に夜間校区巡回・パトロール活動を実施し、青少年を取り巻く環境の改善に努めた。 ・入会児童室の時間延長と学校の長期休暇を含め民間委託導入による事業実施(平成31年度) ・入会児童室の高学年障がい児に対する受入れを開始(平成27年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年健全育成活動の継続に向けて、青少年育成指導員の新たな担い手を確保する。 ・時代の変容に沿った事業内容の見直しを図る。 ・登録児童室の児童受入れ体制にかかる人的体制の確保と利用教室の調整と運営手法の見直し。 	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年育成指導員、各小中学校(青少年健全育成活動の継続、新たな青少年育成指導員の担い手の確保) ・民間活力の活用

●基本方針

基本方針	第5次総計の成果	第6次策定に向けて	
	方針の実現に寄与した具体的取組と成果	5次総計で実現できていないと考える方針の内容とその主な要因	当該方針において今後対応が必要な課題
1 青少年が心身ともに健やかに育つことができるよう、行事や体験を通じて充実した青少年活動を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の全小学校区を対象に、青少年育成指導員と協力して様々な青少年育成活動に取り組んでいる。 ・「こどもまつり」等のイベントを通じて、こどもたちの交流の充実を図った。 ・平成29年度より、「青少年団体補助金制度」を新たに実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会議・行事への出席の負担や共働き世帯の増加等により、青少年育成指導員の新たな担い手の確保が難しく、現在の担い手の高齢化が進んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年育成指導員の新たな担い手を確保する必要がある。
2 家庭・学校・地域をはじめ、関係機関が連携し、校区巡回等により、青少年を取り巻く環境の改善に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校区単位で、長期休暇中等の夜間校区巡回・パトロール活動が継続して実施されている。 ・子どもの緊急避難場所としての役割を担う「こども110番の家」運動、未成年の非行防止に協力する「少年を守る店」運動を推進している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯形態の変化や個人商店の減少等により、「こども110番の家」運動新規協力家庭および「少年を守る店」運動新規協力店舗の確保が難しい現状にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「こども110番の家」運動および「少年を守る店」運動については、時代の変容に沿った事業内容の見直しを図る必要がある。
3 放課後等の児童の居場所づくりとして、地域の協力を得ながら、「もりぐち児童クラブ」の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての各小学校敷地内において児童クラブ登録児童室を開設。各小学校ごとの実行委員会に委託しており、地域と連携しながら業務にあたっている。また、地域に精通した者を地域パートナーとして業務にあたっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての小学校敷地内において、日曜・祝日・年末年始を除く時間帯で開設しており、方針は概ね達成できているものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・共働き家庭やひとり親家庭の推移を把握し、児童クラブの体制強化の必要性について検証をはかる。 ・登録児童室の定員増による利用教室の確保にむけた調整が必要

●主要な施策

主要な施策等		関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて	
			5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題
1	青少年活動の推進 ・各種スポーツ・文化活動を通して青少年団体相互の交流を促進します。また、「こどもまつり」等のイベントを通して、年齢の異なる子どもたちの交流を推進します。 ・青少年関係団体の諸活動への支援を行うとともに、研修や交流を通じて指導者の養成に努めます。 ・青少年を対象とした、各種講座、グループ活動、異年齢間の交流等、さまざまな体験が得られる活動の充実を図ります。	1	・本市主催によるこども会親善スポーツ大会や、青少年育成指導員連絡協議会との共催によるこどもまつりを開催した。また、青少年育成指導員連絡協議会主催のこども会駅伝等への支援を行い、青少年の異年齢、他校区との交流の充実が図られた。 ・平成29年度より、自主運営を原則として青少年の健全育成活動に取り組んでいる団体に対し、事業経費の一部を補助する「青少年団体補助金制度」を創設した。	・各行事に係る会議への出席の負担等から、運営に携わる人材に偏りが見られる。	・青少年育成指導員の新たな担い手を確保することや、役員の負担を軽減する方策を考えることが必要である。 ・「こどもまつり」については、実行委員会と市の共催であることから、市の関わり方の見直しを行うとともに、より一層の「市民協働」による実施を検討する。
2	青少年を取り巻く環境づくり ・関係機関と連携を深め、校区巡回をはじめとしたさまざまな取組みを強化し、青少年を取り巻く環境の改善に努めます。 ・青少年が抱えている問題の解決を図るため、必要な情報の提供に努めるとともに、家庭・学校・地域や関係機関との連携を深めます。	2	・青少年育成指導員や各学校が連携し、夏休み等の子どもの長期休暇中に、大型商業施設を中心とした夜間校区巡回・パトロール活動が継続して行われている。 ・「こども110番の家」および「少年を守る店」運動の推進に向け、各校区の青少年育成指導員の協力を得て、協力家庭・協力店舗の勧誘・啓発活動を行った。	・共働き世帯の増加等から、活動に参加することのできる人材の確保が難しく、参加者に偏りが見られる。 ・大型商業施設の進出等により、個人商店が減少しており、「少年を守る店」協力店舗の減少につながっている。	・地域の子どもたちを取り巻く環境や、青少年健全育成への関心を持ち、活動に参加しようとする人を増やしていくことが必要である。 ・共働き世帯や高齢者の単独世帯が増加する中、実効性のある「こども110番の家」の協力家庭を精査する必要がある。 ・「少年を守る店」については、協力対象業種の見直しを図り、新規登録店舗数の増加に努める。
3	放課後等の児童の居場所づくり 児童が放課後等に活動できる場として、安全で安心して過ごせる環境をつくり、地域との交流や遊び等を通じた異年齢児童間の交流活動を育成するため、「もりぐち児童クラブ事業」の充実に努めます。	3	・平成31年4月より、「もりぐち児童クラブ入会児童室」を民間事業者による運営を開始し、保護者からのニーズの高かった開設時間の延長と児童の安全、保護者の安心確保のためICTを活用した入退室管理システムの導入を開始。放課後の児童が安心して過ごせる環境づくりに取り組んだ。また学校が不審者進入対策として実施していた電子錠を活用し、児童クラブ室での解錠できるシステムを作成し、平成29年から実施。	・入会児童室の民間委託を実施。今後更なる円滑な運営に向け取り組んでいく。	・地域の住民等で組織する実行委員会に委託している登録児童室の支援パートナーの高齢化に伴って、担い手の確保に苦慮することも想定し、今後の運営のあり方について、入会児童室との一体的な事業運営等を含め検討する。
-	その他の施策	-			

課題別計画の策定状況

--

第五次守口市総合基本計画 総括シート

第1章	学びとつながりを深め、豊かな心と生きる力が育つまち
第2節	つながりとふれあいの推進
第1項	生涯学習の充実

担当部会
人権・地域経済・市民協働部会

●生涯学習の充実 に向けた成果と今後の課題

第五次総合基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第5次総計期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次総計期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる外部 パートナーと連携・協力の内容のアイデア
<ul style="list-style-type: none"> ・第2次生涯学習推進計画を策定(平成25年2月) ・公民館の廃止(平成27年度) ・コミュニティセンターの設置(平成28年度) ・生涯学習情報センターの廃止(令和元年度) ・市立図書館の設置(令和2年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館を廃止し、コミュニティセンターを設置した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市立図書館について、市民の活動拠点として、乳幼児から高齢者まで多世代の利用を促進し、活動の多様化・活性化を図り、市民が「集い・学び・交流する」施設の実現をめざし、運営を行う。 ・文化センター及び市民体育館今後の施設のあり方について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育委員会議 ・生涯学習推進会議

●基本方針

基本方針	第5次総計の成果	第6次策定に向けて	
	方針の実現に寄与した具体的取組と成果	5次総計で実現できていないと考える方針の内容とその主な要因	当該方針において今後対応が必要な課題
1 市民自らの学習ニーズに応じて、生涯学ぶことができるよう、また、その学習が社会に還元できるものとなるよう、新たな生涯学習推進計画に基づいて生涯学習推進体制の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が生涯にわたり、常に自己の充実や生きがいを目指す自発的な学習を支援するため生涯学習援助基金を交付している。 ・市広報誌、ホームページやエフエムもりぐちを通じて生涯学習の講座などの情報を提供している。 ・生涯学習情報センター、文化センター、コミュニティセンターをつないでおり、利用者がインターネットを通じて蔵書検索や予約することができる図書管理システムを導入した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習推進計画の進捗確認以外にも、生涯学習推進会議委員の知見を活用できるよう、会議の開催について、検討が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習推進会議の開催について、検討が必要である。
2 市民の文化活動や多彩な交流を通じた学習を支援するため、生涯学習施設の機能充実と関係機関の連携強化を進めるほか、学習内容の充実に努め、指導者等人材の養成・確保を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習機能の拡充と図書サービスのさらなる充実を図り、市民が主体的に集い・学び・交流する場となるよう、生涯学習情報センター(ムーブ21)を市立図書館として再整備する。(令和2年4月リニューアルオープン予定) ・守口市生涯スポーツディレクター協議会が主体となり、生涯スポーツの指導者講習会を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の指導者は高齢者が多数占めており、指導者の養成が、なかなか進んでいない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者が高齢化していることから、次の世代の担い手の育成が必要である。
3 生涯学習援助基金を活用するなど、市民の自主的な学習活動等に対する支援に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の学習意欲を高め、生涯学習活動の推進が期待できる活動に対し「生涯学習援助基金活動助成金」の予算を拡大し、支援に取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規事業申請が少なく、周知が図れていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周知方法の検討が必要である。
4 市民のスポーツ振興を図るため、市民のニーズに応じたスポーツ・レクリエーション活動の推進と施設の整備に努めるとともに、スポーツ団体や指導者の育成を図るなど、地域スポーツの充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校(日・祝)中学校(梶・錦中学校の夜間)や市内府立高校及び淀川河川運動広場の開放事業を実施した。 ・ニュースポーツ講習会、スポーツレクリエーションフェスティバルの開催、指導者育成のための講習会を実施するなど、ニュースポーツの普及に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子供から高齢者まで気軽に参加できる「ニュースポーツ講習会」を実施しているが、参加者が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者が高齢化していることから、次の世代の担い手の育成及び、周知方法の検討が必要である。

●基本方針(つづき)

基本方針	第5次総計の成果	第6次策定に向けて	
	方針の実現に寄与した具体的取組と成果	5次総計で実現できていないと考える方針の内容とその主な要因	当該方針において今後対応が必要な課題
5 生涯学習施設の整備にあたっては、利用者のニーズを踏まえ、計画的に進めていきます。	・生涯学習機能の拡充と図書サービスのさらなる充実を図り、市民が主体的に集い・学び・交流する場となるよう、生涯学習情報センター(ムーブ21)を市立図書館として再整備する。(令和2年4月リニューアルオープン予定)	・文化センターや市民体育館は設置後30年以上が経過し、老朽化しているが、今後の施設のあり方について方針は未策定である。	・今後の施設のあり方について方針を定める。

●主要な施策

主要な施策等	関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて	
		5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題
1 生涯学習推進体制の充実 新たな生涯学習推進計画を策定し、市民参加による生涯学習推進組織や、推進体制の機能充実を図ります。そのため、支援に当たる職員の専門的力を高めます。	1	・平成25年2月に第2次生涯学習推進計画を策定し、計画期間中は3年ごとに社会の動向や施策との整合性を踏まえ、計画の見直しを行った。(計画期間:平成24年度から平成32年度までの9年間) ・学識経験者、市民代表、各種団体や各種生涯学習関連機関や施設など幅広く市民の参加を経て構成されている「守口市生涯学習推進会議」を定期的開催し、その設置目的に応じた活用を図った。	・専門的職員の配置がなく、職員の専門的力を高める取組を実施することができなかった。	・市民参加による推進体制づくりとして、生涯学習推進会議の開催について、持ち方の検討が必要である。
2 指導者の育成と学習相談の充実 ・市民等の文化活動やスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、指導者の養成を図り、指導者登録制度を充実させます。 ・市民の自発的な学習を支援するため、学習相談の充実に努めます。	2, 4	・守口市生涯スポーツディレクター協議会が主体となり、生涯スポーツの指導者講習会を実施した。 ・生涯学習情報センター(ムーブ21)において学習相談を行い、地域で生涯学習活動を行っている指導者の情報や、サークル・団体などの情報を提供した。	・現在の指導者は高齢者が多数占めており、指導者の養成が、なかなか進んでいない。 ・生涯学習情報センター(ムーブ21)図書フロアにおいてのレファレンスサービスの充実が図れていない。	・指導者が高齢化していることから、次の世代の担い手の育成が必要である。 ・今後市立図書館においてもレファレンスサービスを充実させ、市民の自主学習や情報収集のサポートを行っていく。
3 自主的な活動への支援 ・「生涯学習援助基金活動助成」制度を活用し、生涯学習の推進が期待できる事業や活動に対して適切な助成を図ります。 ・市民のスポーツ振興を図り、生涯スポーツ社会を実現するため、地域住民が自主的に運営する総合型地域スポーツクラブ※の活動を支援していきます。	3, 4	・市民の学習意欲を高め、生涯学習活動の推進が期待できる活動に対し「生涯学習援助基金活動助成金」を交付した。 ・コアラススポーツクラブと共催で、小学生を対象とした春休み体験スポーツ教室を実施した。	・生涯学習施設施設の守口市市民体育館と守口文化センターの老朽化が進んでいるが、施設更新に係る計画策定が出来ていない。	・生涯学習施設施設の守口市市民体育館と守口文化センターの施設更新に係る計画策定を行う。
— その他の施策	—	—	—	—

課題別計画の策定状況

- ・第2次守口市生涯学習推進計画
- ・第2次守口市子ども読書活動推進計画

第五次守口市総合基本計画 総括シート

第1章	学びとつながりを深め、豊かな心と生きる力が育つまち
第2節	つながりとふれあいの推進
第2項	コミュニティ活動の推進

担当部会
人権・地域経済・市民協働部会

●コミュニティ活動の推進 に向けた成果と今後の課題

第五次総合基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第5次総計期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次総計期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる外部 パートナーと連携・協力の内容のアイデア
<ul style="list-style-type: none"> 近年、高齢化やライフスタイルの変化により、地域活動を担う人材不足、町会、自治会の加入率の低下などが問題となってきた一方、防災や福祉の分野における共助の核として地域社会の役割は重要性を増してきています。 高齢者の単身者世帯が増えている。 自治会等の役員の高齢化がすすんでいる。 マンションが増加しており、地域との関係が希薄となりつつある。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度に公民館地区運営委員会に代わる組織として、市内全域に地域コミュニティ協議会を設立した。 平成25年度に守口市市民協働指針を策定。 平成28年度に公民館を廃止し「守口市地域コミュニティセンター」を設置。 平成30年度より、コミュニティセンターの管理運営業務を委託。 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢化がすすむ自治会役員等の新たな担い手の育成が必要である。 共助の核となる自治会等の活性化が必要。 地域での課題解決は、地域コミュニティの住民により自主的な取り組みが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> PTA (新たな担い手の育成) コミュニティ協議会、自治会、PTA、消防団、防犯委員会、自主防災組織 (共助の核となる自治会の活性化) コミュニティ協議会、自治会など (地域課題の自主的な取り組み)

●基本方針

基本方針	第5次総計の成果	第6次策定に向けて	
	方針の実現に寄与した具体的取組と成果	5次総計で実現できていないと考える方針の内容とその主な要因	当該方針において今後対応が必要な課題
1 市は、将来的な地域自治のあり方や官民の連携について検討を進めながら、地域コミュニティの形成と活性化に向けて、地域の実情に応じた支援に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> すべての小学校区で地域コミュニティ協議会を設立した。 平成28年度に公民館を廃止し、「守口市地域コミュニティセンター」を設置した。 平成30年度より、コミュニティセンターの管理運営業務を委託した。 	<ul style="list-style-type: none"> 一部のコミュニティ協議会においては、合併が進んでいない。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域においては、高齢化がすすんでおり、地域自治の担い手が必要であり、また、これまでの地域自治とは異なり、地域のニーズにあった形に変化していくことが必要である。
2 自治会等の地縁組織、ボランティア、NPO、事業者等をまちづくりのパートナーとして位置づけ、団体の育成や公益的な活動に必要な支援に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度に公民館地区運営委員会に代わる組織として、市内全域に地域コミュニティ協議会を設立した。 平成25年度に守口市市民協働指針を策定し、平成26年度より守口市市民協働推進会議を実施し、提案に基づいて市民と市の協働を推進する施策の募集、選定等を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 役員の高齢化もあり、事業内容に偏りがみられる。 庁内における市民協働について認識不足のため、各部局からの提案数の増加につながらない。 	<ul style="list-style-type: none"> 効果的なコミュニティ協議会事業補助金のあり方・使い方について考える必要がある。 提案数の増加には、同制度のさらなる周知や募集条件の緩和などの対策が必要である。

●主要な施策

主要な施策等		関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて	
			5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題
1	活動団体の実態把握 市内の自治会等の地縁組織、ボランティア、NPO、事業者等の実態および活動に関するニーズの把握に努めます。	1,2	・協議会が自主的に年間行事予定を作成し、それに基づいて事業を実施した。	・協議会役員も高齢化がすすんでおり、事業内容も高齢者向けのものに偏っている。	・自治会等役員は高齢化がすすんでおり、また、永年にわたって同じ人が役員を務めている傾向にある。自治会運営には、様々なニーズに応える必要があり、役員若手世代の取り込みが必要である。
2	地域コミュニティの形成や活性化に対する支援 地域コミュニティの形成や活性化に寄与するよう、まちづくりに必要な情報を収集・発信し、啓発活動に努めます。	1,2	・平成28年度に地区運営委員会に代わる組織として、市内全域に19協議会(地区運営委員会と同数)を設立し、現在は、協議会合併もあり、16協議会が市民主体で運営されている。	・小学校の合併に伴い、協議会の合併を目指したが調整が難航し、合併に至っていない。現在も協議会同士で、合同事業を行うなど、合併に向けた調整を行っている。	・自治会等の必要性を地域住民に知ってもらうための情報発信が必要である。 ・自治会役員等も高齢化していることもあり、自治会組織の継続のため、担い手づくりが必要である。
3	まちづくりに取り組む市民活動への支援 公益的な市民活動が発展するよう、学習・研修の機会や交流の場を提供し、ネットワーク化を図るなど、活動しやすい環境づくりに努めます。	1,2	・市内を東部、中部、南部の3つのエリアに区分し、各エリアに1館「地域コミュニティ拠点施設」の整備を行い、現在、市内に8館(エリアコミュニティセンター含む)を設置している。 (その他) ・平成31年1月よりインターネット上でコミュニティセンターの空き状況や仮予約ができる公共施設予約システムの導入を行った。	・公民館からコミュニティセンターへ移行し、料金の有料化、貸出時間の細分化(30分単位)により、利用率が低下した。	・コミュニティセンターの利用者増加を図るため、利用者のニーズにあった講座の開催や様々な人に対する情報発信が必要である。
-	その他の施策	-			

課題別計画の策定状況

- ・守口市市民協働指針
- ・地域コミュニティ拠点施設基本計画

第五次守口市総合基本計画 総括シート

NO.7

第1章	学びとつながりを深め、豊かな心と生きる力が育つまち
第2節	つながりとふれあいの推進
第3項	文化・芸術の振興

担当部会
人権・地域経済・市民協働部会

●文化・芸術の振興 に向けた成果と今後の課題

第五次総合基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第5次総計期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次総計期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる外部 パートナーと連携・協力の内容のアイデア
南画美術館の廃止(平成26年1月)	・文化・芸術団体等と連携・協働しながら、市美術展覧会や日本南画院大作展を開催している。	・市として文化・芸術の充実を図る体制が不十分のため、事業の拡充を行うことが難しい。 ・文化団体、グループの高齢化が進み、発展及び継承が難しい状況にある。	・文化協会 ・美術協会

●基本方針

基本方針	第5次総計の成果	第6次策定に向けて	
	方針の実現に寄与した具体的取組と成果	5次総計で実現できていないと考える方針の内容とその主な要因	当該方針において今後対応が必要な課題
1 心豊かで潤いのある市民生活を実現するため、文化・芸術に接することができる機会の拡充と内容の充実を図ります。	・文化・芸術団体等と連携・協働しながら、市美術展覧会や日本南画院大作展を開催している。 ・守口文化センター等において、芸術文化鑑賞事業や文化教室を開催し、市民に優れた芸術や文化に接する機会を提供している。	・市として文化・芸術の充実を図る体制が不十分のため、事業の拡充を行うことが難しい。	・専門知識のある職員の配置や大学との連携強化など、体制づくりに努める。
2 市民の文化活動における自主性や創造性を尊重しながら、文化団体・グループの育成を推進します。	・市民の自主的なグループ・団体による文化活動に対し、事業支援を行っている。	・文化団体、グループの高齢化が進み、発展及び継承が難しい状況にある。	・新たな人材確保や事業の発展のため、市として活動内容の周知の支援を行っている。
3 伝統文化の継承や新たな文化の創出を通じて、市民が誇れるまちとしての個性の確立に努めます。	・市指定無形民俗文化財である寺方提灯踊りの支援を行い、伝統文化の継承を行っている。	・少子・高齢化により、市内の伝統文化の継承の支援が難しい。	・市として、伝統文化の周知に努めるとともに、後継者の確保・育成のための取り組みを支援する。

●主要な施策

主要な施策等		関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと		第6次策定に向けて	
			5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題	
1	文化・芸術活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> 文化・芸術活動を行う市民、団体等とそれぞれの役割を明確にしながらか連携・協働し、ともに本市の文化・芸術を振興するため、文化・芸術振興条例の制定を検討します。 文化活動の情報提供の充実を図るとともに、文化施設等を活用しながら、市民が広く参加できる機会や場の提供に努めます。 職員は率先して本市の文化・芸術に関する情報の発信に努めます。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 市民の自主的なグループ・団体による文化活動に対し、事業支援を行うとともに、文化・芸術団体等と連携・協働しながら、市美術展覧会の開催や日本南画院大作展を行うなど、文化・芸術活動を振興している。 市広報誌・ホームページや、守口文化センターと生涯学習情報センターのイベント情報誌「情show気流」等を通じ、市民や各文化・芸術団体に対し、文化・芸術の情報提供を行った。 守口文化センター等において、芸術文化鑑賞事業や文化教室を開催し、市民に優れた芸術や文化に接する機会を提供している。 	<ul style="list-style-type: none"> 市民の文化・芸術活動を支援する体制づくりが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 市の役割を明確にし、市民の文化・芸術活動を支援するため、文化・芸術に関して、大学と提携するなど支援体制の構築に努める。 	
2	文化・芸術活動への支援と人材育成 市民の自主的な文化団体・グループの育成や活動に対する支援を行うとともに、文化センターと生涯学習情報センターの各々の特性を活かし、文化・芸術活動の担い手となる人材の育成に努めます。	2	<ul style="list-style-type: none"> 市民の自主的なグループ・団体による文化活動に対し、事業支援を行うとともに、文化・芸術団体等と連携・協働しながら、市美術展覧会の開催や日本南画院大作展を行うなど、文化・芸術活動を振興している。 各コミュニティセンターにおいて歴史や文学、健康づくりなどの講座を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> 文化団体、グループの高齢化が進み、発展及び継承が難しい状況にある。 	<ul style="list-style-type: none"> 人材育成方法の確立や文化・芸術への意識を高めるきっかけづくりになる取り組みが必要である。 	
-	その他の施策 -	-				

課題別計画の策定状況

・第2次守口市生涯学習推進計画

第五次守口市総合基本計画 総括シート

第1章	学びとつながりを深め、豊かな心と生きる力が育つまち
第2節	つながりとふれあいの推進
第4項	文化財の保存と活用

担当部会
人権・地域経済・市民協働部会

●文化財の保存と活用 に向けた成果と今後の課題

第五次総合基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第5次総計期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次総計期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる外部 パートナーと連携・協力の内容のアイデア
<p>・文化財保護法により、多種多様な文化財が守られ継承されてきたが、社会状況の変化により、文化財の滅失や散逸等が深刻であり、緊急課題となっている。</p> <p>・特に、これまで価値付けが明確でなかった未指定の文化財の文化財や、指定等文化財と一体性や関連性を有する周辺環境など、貴重な資源が失われつつある。</p>	<p>・市指定文化財に値するものについては本調査を行い、文化財の発掘に努め、平成26年度に中西家文書の指定を行った。</p>	<p>・指定文化財候補が多く、調査していく必要があるが、着手できていないことや、文化財の魅力や価値を享受し、活用するためにも、計画的な修理・管理など文化財の適切な保存が必要である。</p>	<p>・地域住民と連携しながら、文化財の掘り起こしを含め、総合的に把握し、計画的に市指定文化財に値するものについては本調査を行い、市指定文化財に指定するとともに、指定等文化財と一体性や関連性を有する周辺環境など、貴重な資源を、統一的に捉え、継続的・計画的にその保存・活用に取り組むことが必要である。</p>

●基本方針

基本方針	第5次総計の成果	第6次策定に向けて	
	方針の実現に寄与した具体的取組と成果	5次総計で実現できていないと考える方針の内容とその主な要因	当該方針において今後対応が必要な課題
1 本市の文化財を保存・継承するため、引き続き、文化財の調査・研究を進めるとともに、文化財の展示・収蔵施設の確保に努めます。	<p>・保存環境の向上として古文書については、庁舎において整理・保存するとともに、展示について、庁舎やもりぐち歴史館「旧中西家住宅」において、毎年テーマを設定して企画展示を行い、文化財に親しんでいただけるよう努めた。</p>	<p>・古文書以外の文化財のスペースがない。</p>	<p>・広いスペースがいるため、文化財の種類や性質に配慮しながら、古文書以外の文化財の保存と活用のあり方を考える。</p>
2 郷土の歴史や文化財に対する誇りと愛着が持てるよう、文化遺産に接する機会の提供に努め、その魅力を市内外に発信していきます。	<p>・郷土の歴史や文化財に対する誇りと愛着が持てるよう、毎年テーマを設定して、文化財講座や文化財展を開催するとともに、子ども達にも文化財に親しんでいただくため、夏休みに子ども対象に、子ども考古学教室を開催し、文化財に接する機会の提供に努めた。</p>	<p>・毎年テーマを設定して、文化財講座や文化財展を開催しているが、参加人数を増加させること。</p>	<p>・講座・展示以外にも、守口市の歴史や文化財に対することを知ってもらうために、市内外へのさらなる情報の発信。</p>
3 地域の歴史や風土に根ざした伝統文化を保存・継承し、その文化的活用を図るため、有形・無形の文化財の発掘と顕彰に努めます。	<p>・市指定文化財に値するものについては本調査を行い、文化財の発掘に努め、平成26年度に中西家文書の指定を行った。</p>	<p>・候補がたくさんあり、調査していく必要があるが、着手できていない。</p>	<p>・文化財の掘り起こしを含め、総合的に把握し、計画的に市指定文化財に値するものについては本調査を行い、市指定文化財に指定するとともに、保存・活用に取り組んでいくこと。また、調査には長い期間と費用も必要となるため、計画的に取り組む必要がある。</p>

●主要な施策

主要な施策等		関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと		第6次策定に向けて	
			5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題	
1	文化財展示・収蔵施設の設置 文化財の保存と活用を図るため、常設展示できる施設を確保し、もりぐち歴史館「旧中西家住宅」とともに文化財を保存・活用していくことに加え、地域の伝統文化についての体験学習やワークショップ等の講座を提供します。	1	・もりぐち歴史館「旧中西家住宅」においては、例年、「観月の夕べ」・「ひな祭り」等、文化の伝承に関する事業や四季折々に関連するイベントを開催するとともに、守口市の歴史・文化財をより深く理解していただくため、毎年テーマを設定して企画展示を行った。 ・多くの方に知っていただき、来館していただけるよう、SNSを利用した周知にも力を入れた。	・もりぐち歴史館「旧中西家住宅」においての文化財の常設展示を行っているが、さらなる活用のためには、施設の更新やさらなるスペースの確保が不可欠である。	文化財の保存と活用のために、施設更新など、検討する必要がある。	
2	文化財の魅力の発信 ・文化財に対する興味・関心を喚起し、郷土への愛着心を高めるため、文化財講座・企画展等の充実に努めます。 ・本市の文化遺産の魅力を市内外に発信するため、周遊コースの充実やマップの作成等を図るとともに、文化財ボランティアの育成に努め、これらの文化財関連事業との連携を推進します。	2	・文化財に対する興味・関心を喚起し、郷土への愛着心を高めるため、毎年テーマを設定して、文化財講座や文化財展を開催し、市民に文化財に親しんでもらえるよう努めた。 ・夏休みには、子ども達にも文化財に親しんでいただくため、子ども考古学教室を開催した。	・平成23年11月に作成した、「守口文化財ガイドマップ」が更新できていない。	・市指定有形文化財予定の「大枝中村家文書」や、地図中の小中学校等の名称、位置、また、散策モデルコースについても記載するため、新たな「守口文化財ガイドマップ」を作成する必要がある。	
3	文化財の保護 ・市は、市民参加を図りながら、文化財の発掘・調査・収集を行うとともに、適切な保存と評価に努めます。 ・文化財固有の価値や特色を広く情報発信し、その顕彰に努めます。	3	・「大枝中村家文書」の事前調査を行い、守口市の歴史を知るうえで重要な古文書であり文化財指定するに値するものであることから、市指定有形文化財の指定に向け、本調査を行い、今年度市指定有形文化財指定後、目録の刊行や、記念事業として講演・展示を行う予定である。	・文化財の価値や特色等についての発信を行う。	・市内の歴史的価値がある物の発掘を行うことや、文化財について、情報発信すること。	
-	その他の施策	-				

課題別計画の策定状況

--

第五次守口市総合基本計画 総括シート

NO.9

第1章	学びとつながりを深め、豊かな心と生きる力が育つまち
第2節	つながりとふれあいの推進
第5項	国際・国内交流の推進

担当部会
人権・地域経済・市民協働部会

●国際・国内交流の推進 に向けた成果と今後の課題

第五次総合基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第5次総計期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次総計期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる外部 パートナーと連携・協力の内容のアイデア
<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人守口市国際交流協会の解散 ・出入国管理及び難民認定法の改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流ボランティアの育成の強化が図られた。 ・東洋町との新たな交流メニューである民家宿泊での修学旅行の受入が新設された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・増加傾向が見込まれる外国人労働者との共生が難しい。誰もが住みやすい環境づくりに向けた市民の交流促進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・もりぐち国際交流友の会

●基本方針

基本方針	第5次総計の成果	第6次策定に向けて	
	方針の実現に寄与した具体的取組と成果	5次総計で実現できていないと考える方針の内容とその主要因	当該方針において今後対応が必要な課題
1 国際交流関係団体との連携を密にし、国際交流ボランティアの発掘・育成に努めるとともに、幅広い市民ネットワークを構築し、市民主体の国際交流を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアによる在住外国人等のための日本語教室の開催により、日本語学習を提供した。 ・国際交流ボランティア発掘・育成のための、ボランティア養成・育成講座の開催により、人材の確保に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・該当なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的にボランティア活動を自主的に努めることの出来る人材の確保が必要である。
2 友好都市をはじめとする国内外の都市との市民レベルでの交流を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・友好都市との交流を促進するため、東洋町子ども交流会・かつらぎ町子ども交流会・高島市市民交流会を開催し、多くの市民交流が図られた。 ・友好都市に守口市民まつりへ参加を促し、市民と交流が図られる場を提供した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・カナダ ニューウエストミンスター市との青少年交流を実施出来ていない。 ・相手市に担当窓口が設けられていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の使節団の訪問のあり方について検討が必要である。

●主要な施策

主要な施策等	関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと		第6次策定に向けて	
		5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題	
1 国際交流・国際理解の推進	1	(1)国際交流活動の促進 ・市民が主体的な国際交流活動を行うため、国際交流ボランティア、NPO※、NGO※等団体のネットワークの形成を促進し、国際交流事業の充実を図ります。	・在住外国人等に対して、日本語指導を行うボランティア発掘のため、日本語ボランティア養成講座を開催した。また、ボランティア育成のため、日本語ボランティア育成講座を開催した。		・積極的なボランティアの人材確保が必要である。
		(2)海外諸都市との交流 ・姉妹・友好都市をはじめとする海外諸都市との教育・文化・経済や青少年の交流事業を通じて、各分野での市民レベルでの交流を促進するとともに、国際化社会に対応できる人材の育成に努めます。	・海外友好都市との青少年派遣事業を実施。	・青少年交流のための派遣。中山市の参加者の減少、ニューウエストミンスター市の担当部局が存在しないため。	・新たな形での青少年交流の検討が必要である。
		(3)国際理解の推進 ・国際的な感性や視野を養うことができるよう、学校教育の場を通じて国際理解教育の充実を図ります。 ・市民の身近なレベルでの国際理解を推進するため、外国語学習、国際理解等の各種講座を開催するとともに、国際交流情報の収集と発信に努めます。また、在住外国人のための日本語学習などの機会を提供します。	・多文化理解講座を開催。 ・子どものための英語教室を開催。 ・もりぐち国際交流友の会による日本語学習教室を開催。		・「関係団体への委託事業の今後のあり方等に係る検討委員会」での結論から外国語学習の開催は想定していない。
2 国内都市等との交流の促進	2	市民休暇村の設置が契機になって友好提携している和歌山県かつらぎ町、高知県東洋町、また、友好都市である滋賀県高島市との交流を推進するため、レクリエーション・教育・文化・産業等さまざまな分野で市民レベルの交流を推進します。	・守口市民まつりでの出店。 ・東洋町子ども交流会を実施。 ・かつらぎ町子ども交流会を実施。 ・高島市市民交流会を実施。 ・泉佐野市との特産品相互取扱協定を締結した。		・交流事業を通じて、交流促進を図る。
その他の施策		-			

課題別計画の策定状況

・該当なし

第五次守口市総合基本計画 総括シート

第2章	一人ひとりの人権が尊重され、健康でいきいきと安心して暮らせるまち
第1節	人権の尊重と総理解の促進
第1項	人権尊重社会の形成

担当部会
人権・地域経済・市民協働部会

●人権尊重社会の形成 に向けた成果と今後の課題

第五次総合基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第5次総計期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次総計期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる外部 パートナーと連携・協力の内容のアイデア
<p>・国においては、平成28年度に「部落差別解消推進法」など三法が施行され、意識調査を行うなどをし、人権問題の解決に向けより、一層の啓発活動などが求められている。</p> <p>・近年では、インターネットの普及により、ブログやツイッターなどに差別的な表現や人権侵害と思われる書き込みが行われるなど、今までとはちがった問題が起こっている。</p> <p>・マイナンバー制度が新たに導入されるなど、今まで以上に情報セキュリティの強化が求められている。</p>	<p>・インターネットによる人権侵害をはじめ新たな人権課題が生起していることから市人権協会、人権擁護委員会等や庁内主担課との連携を深め啓発を実施してきた。</p> <p>・本市では、過去3年人権週間啓発事業のアンケート調査内容に部落差別の忌避意識についての項目を追加するなど工夫し、市民の人権意識の実態を掘り起こす取り組みにより一定の調査結果を出している。</p>	<p>・過去からある人権問題に加え、多様化する人権課題について常に問題意識を持ちながら、継続的・効果的な啓発を行う必要がある。</p> <p>・今後ますます進展する高度情報社会へ対応するために、更なるセキュリティ強化が必要。</p>	<p>・守口市人権協会 (継続的、効果的な啓発事業の協働)</p> <p>・守口地区人権擁護委員会 (人権侵害など身近に相談できる体制の継続)</p> <p>・守口市企業人権推進連絡会 (連絡会の連携、協力による市内事業所の人権意識の高揚に向けた啓発)</p> <p>・府内人権関係団体 (専門的な人権課題解決に向けた連携・協力)</p>

●基本方針

基本方針	第5次総計の成果	第6次策定に向けて	
	方針の実現に寄与した具体的取組と成果	5次総計で実現できていないと考える方針の内容とその主な要因	当該方針において今後対応が必要な課題
1 すべての人権が尊重され、差別のないまちづくりを推進するため、啓発活動や人権教育に力を入れ、人権意識の普及・高揚に努めます。	<p>・市の事業として毎年以下事業を行っている。</p> <p>・憲法週間、男女共同参画週間、人権週間にそれぞれ啓発講演会を開催。また、8月には平和のつどいを開催し、戦争の悲惨さ、命の尊さなど非核平和について啓発している。</p> <p>・講演会には多くの市民が来場し、平和のつどいにおいては市人権協会のみならず守口市原爆被害者の会との協働を続けている。</p> <p>・学校においては、各教科等の授業を通じて、継続的に「差別は許されるものではない」との認識のもと取組みをすすめるとともに、各関係諸団体とも連携し、人権教育全般に係る内容の研修を計画的に実施するなどの取組みが推進された。</p>	<p>・人権啓発は効果的・継続的に行うことが重要でこれまで実施してしてきた。講演会等への参加者の増も一定達成しており引き続き工夫して、幅広い参加者に繋げる。</p> <p>・差別事象等については、「いつどこで生起してもおかしくない」との認識のもと、今後も日々の授業の中で児童生徒に対する人権意識の醸成を図るとともに、教職員に対しても、具体的な事例検討等の実践的な内容を取り入れた研修を実施するなど、未然防止の取組みの推進を図る。</p>	<p>・人権課題は幅広く新たな人権侵害も生じていることから、人権啓発については、継続的な事業実施が重要であり、安定した予算と関係団体とのさらなる協働が必要である。</p> <p>・効果的な啓発についての研究、検討も引き続き行い、市民の人権意識向上に繋げる。</p>
2 高度情報化社会への対応の中で、情報の安全管理を徹底し、プライバシーに関する情報の保護に努めます。	<p>・情報の安全管理を徹底するため、インターネットを使用するパソコンのネットワークと、庁内の基幹・内部業務を使用するパソコンのネットワークを分離し、情報漏洩のリスクを下げる運用を行った。また、平成28年度からは、インターネットを使用するパソコン、内部系業務システムを使用するパソコン及び基幹系業務システムを使用するパソコンの3系統のネットワークを分離することで、更なるセキュリティ強化に努めた。</p>	<p>・総務省の地方公共団体情報セキュリティ強化対策(自治体情報システム強靱化向上モデル)のセキュリティ基準を満たすことは出来ているが、急増するサイバー攻撃に備えるには、更なるセキュリティ強化が必要である。</p>	<p>・今後ますます進展する高度情報社会へ対応するために、更なるセキュリティ強化が必要である。</p>

●主要な施策

主要な施策等		関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて	
			5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題
1	人権意識の普及と高揚 人権が尊重される社会の実現に向け、あらゆる施策の基本に人権擁護の視点を据えて推進するとともに、市民、各種団体との協働による人権意識の高揚を図ります。	1	・各啓発事業について、多くの参加者の来場を目指した。 ・人権啓発作品の募集について教育委員会との協力体制を強化し、応募数の増に努めた。 ・戦争体験者が減少する中、戦争の悲惨さ命の大切さなど非核平和について後世に繋げるため戦争体験者から聞き取りを行い戦争体験談をまとめた文集やDVDなどを作成した。		・あらゆる施策において人権擁護の視点を据えて推進することは当然であり、引き続き人事課に協力し職員の人権意識高揚の一助となるよう努める。 ・人権関係団体等との協働は欠かすことができないことから引き続き協働を行いながら課題を掘り起こし検討を重ねることが必要である。
2	人権教育の推進 (1)人権教育の充実 ・あらゆる偏見や差別をなくすよう、学校の教育活動全体を通し、人権意識の醸成と人権教育の充実を図ります。また、人権に関する市民講座の開催等を通じ、人権意識の高揚を図ります。	1	・市内の全校において、人権教育に係る教育目標及び取り組みの年間指導計画を策定し、それに基づき計画的に指導をすすめた。 ・関係課と連携し、市民講座の開催等に取り組んだ。	・教育目標や年間指導計画に基づき取り組みをすすめる際、各教員が特定の授業等のみで人権課題について取り上げるのではなく、学校生活のあらゆる場面で課題を取り上げることができるよう取組む必要がある。	・教職員が、授業を含むすべての学校生活全体の中で常にアンテナを高く持ちながら子どもの指導にあたることができるよう、さらなる人権意識の向上を図る必要がある。
	(2)指導者の養成 ・幼稚園、小中学校等の教職員および社会教育等の啓発担当者が、さまざまな人権問題を理解し、指導者としての資質を向上できるよう研修の充実を図ります。	1	・各学校において、全教職員が「仲間づくり」や「学級集団づくり」等の取組みを充実させつつ、人権感覚を一層高めるための校内研修の実施や指導方法の工夫等に取り組んだ。	・人権課題に関する事例検討等の内容を取り入れた研修は実施することができたが、今後は、当事者の方々の話を直接伺う機会の設定を行うなどの工夫が必要であると考えている。	・教職員の人権感覚を高めるための研修等は引き続き行いつつ、それらの成果を、それぞれの立場で授業等を通じて、子どもたちに直接的に還元できるよう、取り組んでいく必要がある。
3	人権啓発活動の推進 ・職員一人ひとりが人権尊重の基本理念に対する理解を深め、その視点を持ちながら、行政を推進するよう研修の充実を図ります。 ・さまざまな人権課題について、家庭、学校、地域、職場等あらゆる生活の場において人権が尊重されるよう啓発活動の推進に努めます。	1	・人事課が実施する新規採用職員研修などにおいて行政職員として必要な人権について理解を深めるための内容を盛り込み、施策を推進するうえで役立つよう研修を行った。 ・市人権協会や市企業人権推進連絡会、人権擁護委員等との連携・協力のもと、講演会をはじめさまざまな啓発活動を実施している。	・全職員に向けた人権研修について不十分で関係課と連携強化を図っていく必要がある。	・人権啓発等の効果的、継続的な実施は重要で引き続き研究や検討に努め、人権尊重のまちづくりに努めていく。
4	人権相談・支援体制の充実 人権問題の解決に即応できる専門相談員の配置や担当窓口職員の資質の向上、関係部局との連携の強化など、被害者の救済に向けた支援体制の充実を図ります。	1	・月・水・木・金曜日には人権相談を火曜日には女性相談(女性問題専門カウンセラー)を行っていたが、平成30年度から第2・4金曜日の17時～20時には電話相談を実施し、相談の充実を図った。 ・DV被害者支援について、関係課と連携強化を図り適切に対応できるよう努めている。 ・担当窓口職員についても研修を積極的に参加するように努めている。		・人権問題に関する相談や窓口職員の質の向上については相談内容が多様化する中、引き続き十分な取り組みが求められる。窓口職員の質の向上についても、相談内容が複雑なことも多くあり継続は必要である。

●主要な施策(つづき)

主要な施策等		関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて		
			5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題	
5	プライバシーの保護	(1)プライバシー保護意識の啓発 ・プライバシー保護と個人情報の適正な取扱いの重要性について、市民・事業者等に対し、啓発に努めます。 (2)個人情報の適正な取扱い ・市は、情報セキュリティの強化に努めるとともに、個人情報保護条例等に基づき、個人情報を適正に取り扱うよう徹底します。また、市の事務事業に関与する事業者等に対しては、市に準じた厳正な取扱いを行うよう求めています。	2	・個人情報保護条例に基づき、個人情報の保護を図る観点から、職員一人ひとりが、個人情報の管理状況、使用状況の把握など常に安全性に留意し、個人情報を取り扱うよう、研修等を通じ、意識づけた。 ・市が事業者と契約する際には、個人情報に関する特記事項を契約書に記載している。また、事業者が取り扱う内容に特定個人情報(マイナンバー)が含まれている場合は、より強い条項を契約書に定め、特定個人情報の保護に努めた。 ・特定個人情報を扱うパソコンにログインする際には、二要素認証(カード認証とパスワード認証)を必須とする運用を行いセキュリティを高めた。	・個人情報の適切な取扱いを徹底する為にも、職員への研修等の実施頻度を増やす必要がある。	・特定個人情報や、保有個人情報等、個人情報の対象も広くなり、より個人情報保護を取り扱う機会が増えたため、職員が個人情報を取り扱ううえでの責務を把握し、適正に取り扱うように徹底する。事業者に関しても委託することが増えていることから、同様に条例の趣旨を遵守するよう徹底する。 ・職員への研修等を開催し、個人情報の適切な取扱いを徹底する。
-	その他の施策	-	-	-	-	

課題別計画の策定状況

・守口市人権行政基本方針(平成31年4月改正)

第2章	一人ひとりの人権が尊重され、健康でいきいきと安心して暮らせるまち
第1節	人権の尊重と総理解の促進
第2項	相互理解の促進と共生

担当部会
人権・地域経済・市民協働部会

●相互理解の促進と共生 に向けた成果と今後の課題

第五次総合基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第5次総計期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次総計期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる外部 パートナーと連携・協力の内容のアイデア
<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会の推進にあたっては、第3次守口市男女共同参画推進計画を平成27年度に策定した。それに基づいた啓発が重要でありイベント等を通して行う必要がある。 ・女性活躍推進法が平成28年4月全面施行されたことに伴い、さらに意識づくりは大切となっている。加えて、DVなど女性に対する暴力も年々増加傾向にあることから、今後も市が主体となり、幅広い啓発を行うことが重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年6月には、「男女共同参画週間記念のつどい」として、男女共同参画を推進していくため様々な視点からの講演会を開催してきた。成果としては、毎年定員数を上回る参加があり、男女共同参画社会への理解が広がっている。 ・男女共同参画ニュース「ハーモニー」を平成28年から毎年1回発行し、広く市民に対する啓発に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会の実現には、固定的性別役割分担論など従前の課題が未だ解決している状況にはなく、系独自の講演会などの啓発活動が求められている。 ・男女共同参画ニュースは5年間の計画であったが、令和2年で5年目になるが、社会状況の変化もあり、年1回の発行の継続が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・守口市人権協会 ・もりぐち国際交流友の会

●基本方針

基本方針	第5次総計の成果	第6次策定に向けて	
	方針の実現に寄与した具体的取組と成果	5次総計で実現できていないと考える方針の内容とその主な要因	当該方針において今後対応が必要な課題
1 「守口市男女共同参画推進計画」に基づいて、多様な啓発活動を行い、乳幼児期から生涯にわたる男女平等教育・学習を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年6月には、「男女共同参画週間記念のつどい」として、男女共同参画を推進していくためのソーシャルスキルアップ、介護、ライフワークバランスなどのテーマで学習してきた。 ・毎年、5回連続の「eセミナー」を開催し、ひとつの共通テーマを5人の講師がそれぞれの専門からアプローチしていただく学習を開催している。 ・継続的に学習する市民も多数おられて、男女共同参画社会への理解が深まっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・繰り返し参加していただく、市民のみみなさんが、より積極的に男女共同参画社会の実現にむけて活動される場面、機会などをつくっていくことが課題である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の意見をeセミナーの内容により反映するような工夫がいる。
2 審議会・委員会等や市の管理職の女性登用率の向上など、男女共同参画による行政の推進に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・特定事業主行動計画の実現に向けて、女性活躍推進推進プロジェクトを実施、早い段階からのキャリアアップ支援や昇任試験制度の見直しを実施。 ・若手職員の積極的な管理職登用を目指し、昇任試験制度の見直しや人事異動方針の策定を行った。 ・女性活躍推進の一環としてワークライフバランスのとれた職場環境づくりを目指し「く守口市版」働き方改革」を実施。 ・審議会・委員会等における性別の偏りを解消するため、積極的に女性委員の登用を図ることを庁内方針とした文書により依頼してきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性管理職の増加については、現時点において大きな成果を挙げる事ができていない。 ・候補者の不在、昇任試験制度の弊害、一定の期間を必要とすることなどがあげられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の課題解消に向けた取組みを開始し、少しずつ効果も現れてきていることから、今後とも継続した取組みを展開し大きな成果へと繋げていく。 ・審議会・委員会等における性別の偏りを解消するためには、継続的にやっていく必要がある。
3 在住外国人等と交流を促進する中で、相互理解の輪を深め、すべての人が地域社会に参画でき、暮らしやすい環境づくりに努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導ボランティアによる在住外国人に対する日本語教室の開催を支援することにより外国人にとって暮らしやすい地域づくりに寄与した。 ・市民と在住外国人等との交流を図る目的として、交流イベントを開催し、交流促進を図った。 		<ul style="list-style-type: none"> ・増加傾向にある外国人労働者等に対する日本語教室の開催を促進するためには、日本語指導ボランティアの増員が必要不可欠となっている。

●主要な施策

主要な施策等	関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと		第6次策定に向けて	
		5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題	
1 男女平等教育・学習の推進	男女共同参画についての認識を深めるため、家庭、学校、職場、地域などで乳幼児期から一貫した男女平等教育・学習を推進します。	1	・仕事、介護、家事も男女ともに担う時代であることの理解を広げるための講演会を企画・実施してきた。	・男女共同参画週間記念のつどいの講演については若年層がまだまだ少ないので、30～40代の参加者の増加に繋がる工夫が必要である。	・SNSなどの広報ツールを活用し、啓発強化に努める。
2 男女共同参画社会の地域づくり	(1)男女共同参画社会に向けての意識づくり ・男女がお互いの人権を尊重しつつ対等な立場で活躍し、ともに責任を担う男女共同参画の意識を醸成するため、関連する情報の収集・提供や調査研究に取り組み、効果的な啓発活動を展開します。	1	・「男女共同参画週間記念のつどい」として、男女共同参画を推進していくためのテーマで講師に講演を行っており、参加人数も年々増加している。 また、関連する研修や講座にも積極的に参加し、情報収集や研究に取り組んでいる。	・社会状況などの変化も激しく、様々な課題へのアプローチがあるが、1年1回の開催ではまだ触れることができていない課題も多く残した。	・講演会の継続、様々な視点から課題へのアプローチがある。
	(2)男女共同参画社会のための環境整備 ・家庭生活や地域活動、雇用、市政への参画など、あらゆる分野において、特定の性別に偏ることなく、すべての人が平等に参加・参画することができる環境の整備に努めます。 ・男女がともに仕事と家庭、地域活動を充実できるワーク・ライフ・バランス※について、市民・事業者等への啓発に努めます。	1, 2	・守口市企業人権推進連絡会を通じ、ワーク・ライフ・バランスについて啓発を行ってきた。 ・年1回男女共同参画ニュースを年5回男女共同参画啓発記事を広報もりぐちに掲載し、ワーク・ライフ・バランスを含む男女共同参画への理解を深める取り組みを充実させた。	・男女共同参画ニュースは5年計画で実施してきたが、まだまだ触れられていない課題も残しており、広報を活用したニュースの継続発行が必要である。	・守口市企業人権連絡協議会との連携を強化し、啓発支援を行う。 ・男女共同参画ニュースの発行の継続が必要である。
3 多文化共生の地域づくり	・市民の異文化理解講座の開催や、在住外国人のための日本語指導および母語教育、交流イベントの開催等を通じて、在住外国人との対話・交流を促進するとともに、外国人への生活情報等の提供の充実を図り、暮らしやすい地域づくりを推進します。	3	・異文化理解講座を開催。 ・在住外国人等に対する日本語教室を開催した。 ・市民と在住外国人等の交流イベントの開催。 ・日本語指導ボランティアに対するブラッシュアップ講座を開催した。 ・新規の日本語指導ボランティア養成のための講座を開催した。		・在住外国人等のための日本語教室の開催は、ボランティア団体であるもりぐち国際交流友の会が主体となっており、継続的な活動の支援が必要である。
— その他の施策	—	—			

課題別計画の策定状況

・守口市男女共同参画推進計画

第2章	一人ひとりの人権が尊重され、健康でいきいきと安心して暮らせるまち
第2節	生涯を通じた健康づくり
第1項	健康づくりの推進

担当部会
健康福祉部会

●健康づくりの推進 に向けた成果と今後の課題

第五次総合基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第5次総計期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次総計期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる外部 パートナーと連携・協力の内容のアイデア
<ul style="list-style-type: none"> 人口減少 高齢人口の増加 死亡数の増加 国のとりくみ「自殺総合対策大綱」自殺対策数値目標「自殺死亡率を2026年までに2015年 数値より30%減」 	<ul style="list-style-type: none"> 自助グループづくりに取り組んだ 保健指導について、健康に関する様々なテーマで健康教室・個別指導を実施し、健康に関する正しい知識の普及に取り組んでいる 自殺対策については庁内外の関係機関と連携し、対面相談や研修会を実施し、「いきることの包括的な支援の体制づくり」にとりくんでいる 	<ul style="list-style-type: none"> より若い30歳代～50歳代が健康について関心を持てるような働きかけが必要 こころの健康は「自殺対策」と連動し取り組んでいく また、こころの問題を支え合って取り組める環境作り 	<ul style="list-style-type: none"> 守口市医師会 守口市歯科医師会 守口市薬剤師会 守口市社会福祉協議会 守口市民生委員児童委員協議会

●基本方針

基本方針	第5次総計の成果	第6次策定に向けて	
	方針の実現に寄与した具体的取組と成果	5次総計で実現できていないと考える方針の内容とその主な要因	当該方針において今後対応が必要な課題
すべての市民が健康的な生活が送れるよう、「自分の健康は自分で守る」という意識を啓発し、栄養・運動等を基本とした健康づくりのための取組みを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 「歩こう会」「健食サークル」などの自助グループづくりに取り組み、2011年と2017年に実施したアンケート*では30分以上歩く人の割合が増加。 喫煙について、2014年2月から保健センター敷地内禁煙に取り組んでいる。市民健診において喫煙者には内科診察医が禁煙指導を実施している。同アンケートでは、男女とも喫煙者割合が減少。 <p>*アンケート:2011年は守口市健康増進計画策定のため、2017年は同計画中間評価のため実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> アンケートにおいて「十分運動している」と回答した割合は2011年に比べ2017年で増加しているものの、10%には満たない。要因としては64歳以下就労世代の実施率が低いため。 同アンケートにおいて「喫煙率」について、減少した。要因として75歳以上高齢者の喫煙率低下であるが、74歳以下の年代で特に若年になるほど低下はみられなかった。 	より若い30歳代～50歳代が健康について関心を持てるような働きかけが必要
ライフステージ※に応じた予防・検診等の環境整備に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 市民総合(特定)健康診査の受診者数増加のために休日健診・送迎バスの運行・個別案内・未受診者への勧奨など実施し、受診しやすい体制作りを行っている。 保健指導について、健康に関する様々なテーマで健康教室・個別指導を実施し、健康に関する正しい知識の普及に取り組んでいる。(成果:アンケート*より、喫煙率減少・乳製品摂取者の増加・多量飲酒の減少) 	<ul style="list-style-type: none"> 特に市民総合(特定)健康診査と保健指導について、若年者層の受診者数を増加させること。 休養・こころの健康についてはアンケート*より健康面のストレスが増加。また2017年アンケート「睡眠不十分」との回答が31%でそのうち「仕事による」が28%あった。 また「自殺対策の認知」も低かった。 	<ul style="list-style-type: none"> より若い30歳代～50歳代に受診してもらえるような勧奨・周知 こころの健康は「自殺対策」と連動し取り組んでいく
予防・検診の環境整備と併せ、いつでも市民が安心して医療にかかれるよう国民健康保険制度の安定した運営を図り、制度に関する正しい知識の普及に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 受診のための環境整備としては、市民総合(特定)健康診査の受診者数増加のために休日健診・送迎バスの運行・個別案内・未受診者への勧奨など実施し、受診しやすい体制作りを行っている 	<ul style="list-style-type: none"> 市民総合(特定)健康診査と保健指導について、若年者層の受診者数が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 若年層(30歳代～50歳代)に対し、あらゆる機会を捉えて健診を受診する意義や健康に関心を持てるような働きかけが必要

●主要な施策

主要な施策等	関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと		第6次策定に向けて	
		5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題	
1 健康づくりへの支援		市民の自発的な健康づくりを支援するため、乳幼児から高齢者までのライフステージに応じた健康学習の機会や健康相談を充実するとともに、健康づくりグループの育成に努めます。	1 ・「歩こう会」「健食サークル」などの自助グループづくりに取り組んだ ・3師会(医師会・歯科医師会・薬剤師会)と協力しながら様々な機会を捉えて健康相談の場を提供している	・40～50歳代における自主的な健康づくりのための自助グループづくりが困難である ・アイデアとして、より若い30歳代～50歳代を対象とする健診などあらゆる機会を捉えて健康に関心を持てるような働きかけを行う(具体例:がん検診・乳幼児健診等)	・30～40歳代の市民総合(特定)健康診査の受診者数の増加
2 健康診査、保健指導の充実		・生活環境や食生活の変化による生活習慣病予備群等の早期発見と健康状態の把握のために、健康診査を受けやすい体制づくりを進め、受診率向上に努めます。 ・健康診査の結果に基づく保健指導を充実し、健康管理、疾病予防、運動や食生活改善、さらには新たな感染症等に対する正しい知識の普及に取り組み、市民の健康づくりを推進します。	2 ・市民総合(特定)健康診査の受診者数増加のために休日健診・送迎バスの運行・個別案内・未受診者への勧奨など実施した。 ・保健指導について、健康に関する様々なテーマで健康教室・個別指導を実施し、健康に関する正しい知識の普及に取り組んでいる。	・市民総合(特定)健康診査と保健指導について、若年者層の受診者数を増やしたい。若年層である保護者が来庁する乳幼児健診等のあらゆる機会に勧奨するなど。	・若年者層への働きかけ・勧奨をしていくこと
3 保健事業の推進		予防接種や各種検診の充実・啓発に取り組むとともに、母子の健康の保持増進と乳幼児の病気や障害の早期発見・早期治療・早期支援を図るため、妊婦健康診査の充実や乳幼児の健康診査、保健相談・指導や栄養指導の充実に努めます。	3 ・予防接種についてはBCGを平成31年4月から個別化し、全てのワクチンが委託医療機関で接種可能となり、市民の利便性が向上した。 ・母子の乳幼児健診については個別案内をし、未受診者の全員に対する再勧奨に取り組んだ。 ・妊婦健康診査については公費負担額12万円とし妊娠期の健康管理が負担なくできるよう整えた。	・予防接種について国が推奨しているMRワクチン接種率95%については2期が達成できていなかった。アイデアとしては2期年齢対象児の在園先との協力により勧奨する	・予防接種についてはひきつづき官民連携し接種勧奨にとりくむ
- その他の施策		-	- 平成31年3月に「いのちを支える守口市自殺対策計画」を策定し、自殺者数を減らす取り組みを進めている。 ・庁内外の関係機関と連携し、対面相談や研修会を実施し、「いきることの包括的な支援の体制づくり」にとりくんでいる		・引き続き取り組んでいく

課題別計画の策定状況

- ・守口市健康増進計画(守口市食育推進計画)
- ・いのちを支える守口市自殺対策計画

第2章	一人ひとりの人権が尊重され、健康でいきいきと安心して暮らせるまち
第2節	生涯を通じた健康づくり
第2項	地域医療体制の充実

担当部会
健康福祉部会

●地域医療体制の充実 に向けた成果と今後の課題

第五次総合基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第5次総計期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次総計期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる外部 パートナーと連携・協力の内容のアイデア
<ul style="list-style-type: none"> 持続可能な社会保障制度の確立を図るため改革推進に関する法律 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律 平成27年 医療費助成対象者の拡充(大阪府制度の拡充) 	<ul style="list-style-type: none"> 休日・夜間・年末年始などの一次救急医療体制を構築 市民総合(特定)健診・母子乳幼児健診において受診後の方針が要治療・要精密検査など受診が必要な場合にかかりつけ医療機関等への受診勧奨 子ども医療費助成制度を中学校卒業までに拡充 	<ul style="list-style-type: none"> 地域における効率的・効果的な医療提供体制の確保 地域包括ケアシステムの構築 子育て世代の保護者にかかる経済的負担の軽減にむけ、高等学校卒業までの児童の医療費の更なる拡充を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 三師会、社会福祉協議会、地域に制度の理念を理解してもらい、それぞれの役割を認識した上でそれぞれが主体的に活動できるような機運の醸成

●基本方針

基本方針	第5次総計の成果	第6次策定に向けて	
	方針の実現に寄与した具体的取組と成果	5次総計で実現できていないと考える方針の内容とその主な要因	当該方針において今後対応が必要な課題
1 必要な時にいつでも適切に医療が受けられるよう、地域医療体制の充実に向けた広域的な連携体制の強化に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> 休日応急診療所・休日歯科診療所の設置により、市内の医療機関が休診となる休日・夜間・年末年始などの一次救急医療体制を構築してきた。 		<ul style="list-style-type: none"> 介護との連携。在宅医療の充実と利用促進
2 かかりつけ医の定着を推し進めるとともに、高度医療機関との医療連携体制を構築し、安心・安全な医療の確保を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 市民総合(特定)健診・母子乳幼児健診において受診後の方針が要治療・要精密検査など受診が必要な場合は文書や口頭でかかりつけ医療機関・歯科医療機関へ受診勧奨している。 健康教室では薬剤師と連携し、かかりつけ薬剤師の普及に努めている。 乳幼児健診においては予防接種医療機関一覧を配布している 三次救急医療機関に対し、「救命救急医療推進補助金」を交付することで救命率向上を図り、市民の「命」を救う一助に寄与した。 		
3 疾病の予防から治療に至る包括的な保健・医療・福祉体制の連携に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 子ども医療費助成対象者の拡充、所得制限の撤廃 	<ul style="list-style-type: none"> 保健・医療・福祉など関連分野の連携不足 	<ul style="list-style-type: none"> 保健・医療・福祉など関連分野の連携方法

●主要な施策

主要な施策等		関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて	
			5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題
1	広域医療体制の強化 北河内保健医療協議会の構成団体と調整を行いながら、広域的な医療環境の一層の充実を図ります。	1	・大阪府保健医療計画の北河内医療圏における医療体制に関して医療需要見込みなどを踏まえ調整した。 ・三次救急医療機関に対し、受入能力の向上と救命医療の高度化を目指し、重篤患者に対し早急に救命処置を可能にする医療設備に対する「救命救急医療推進補助金」を交付することで広域的な医療環境の充実に寄与した。		・地域包括ケアシステムの構築に向け、介護等と連携した医療体制の充実に向け、情報収集や課題検討など協議の場として活用していきたい。
2	救急医療体制の充実 休日応急診療所、休日歯科診療所、北河内夜間救急センターを核とする初期救急医療体制を充実するとともに、第二次救急医療体制と第三次救急医療体制の円滑な連携に努めます。	1.2	・平成9年の保健センター開設以来、休日応急診療所・休日歯科診療所を開設し、市内の医療機関が休診となる休日・夜間・年末年始などの一次救急医療体制を構築してきた。 ・平成28年度には、二次救急医療機関では対応が困難な重篤患者に対して受入を行っている三次救急医療機関に対し、受入能力の向上と救命医療の高度化を目指し、重篤患者に対し早急に救命処置を可能にする医療設備に対する「救命救急医療推進補助金」を交付することで救命率向上を図り、市民の「命」を救う一助に寄与した。		・夜間救急医療に関しては、北河内7市の構成市において運営されており、また二次救急医療に関しては北河内地域で38の施設で構成し、北河内地域の初期医療から救急搬送を伴う二次医療体制構築しているため、引き続き北河内7市との連携を図ることが必要である。
3	医療環境の総合的充実 大病院や地域の診療所等の医療機関が、各々の機能に応じた役割を果たすことにより、市民が適切な医療を迅速に受けられるよう、あらゆる機会を通じてかかりつけ医の定着に関する啓発を行います。	2	・市民総合(特定)健診・母子乳幼児健診において受診後の方針が要治療・要精密検査など受診が必要な場合は文書や口頭でかかりつけ医療機関・歯科医療機関へ受診勧奨している。 ・健康教室では薬剤師と連携しかかりつけ薬剤師の普及に努めている。 ・乳幼児健診においては予防接種医療機関一覧を配布している。		・引き続き行う
4	(1)高齢者医療の充実 ・高齢者が健康に安心してすごせる環境を整備するため、疾病予防からリハビリテーションに至るまでのサービスが系統的に受けられるよう、医療・保健・福祉など各分野の連携のもと、サービス基盤の整備および支援体制づくりに取り組みます。	3	・医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう地域における医療・介護の関係機関が連携を図るため年数回会議を開催した。	・地域の医師会等との連携不足が課題	・三師会をはじめ多様な職種の理解促進が必要
	(2)障害者医療の充実 ・障害のある人の多様なニーズに応じたきめ細やかなサービスの提供をめざし、保健、医療、教育など関連する分野の連携を強化するとともに、障害や疾病の予防と早期発見のため、妊産婦や乳幼児の健康診査、診断結果の事後指導等の早期治療・療育の充実を図ります。	3	・4か月、1歳半などの健診時に障がいや疾病の状況を把握することで早期療育、早期治療に努めた。 ・就学前5歳児の巡回支援を行い、円滑に就学できるように努めた。	・保健、医療、教育など関連する分野が連携する場所が不足していた。	・様々な分野の関係者との連携の場の構築
	(3)乳幼児等の医療の充実 ・乳幼児や年少者の医療に係る負担軽減を図り、健やかな成長を支援する取組みを進めます。	3	・子ども医療費助成対象者の拡充、所得制限の撤廃		・対象者年齢の拡充
—	その他の施策	—			

課題別計画の策定状況

--

第五次守口市総合基本計画 総括シート

第2章	一人ひとりの人権が尊重され、健康でいきいきと安心して暮らせるまち
第3節	社会福祉の充実
第1項	地域福祉の推進

担当部会
健康福祉部会

●地域福祉の推進 に向けた成果と今後の課題

第五次総合基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第5次総計期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次総計期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる外部 パートナーと連携・協力の内容のアイデア
<ul style="list-style-type: none"> ・国においては、地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現にむけて、「我が事・丸ごとの地域づくり」として、住民主体による地域課題の解決力強化・体制づくりや、市町村による包括的な相談支援体制の整備などを必要としている。 ・本市では、マンションが増えてきており、地域とつながりの少ない人が増えた。 ・一人暮らし高齢者が増えている。 ・一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加に対応して、成年後見制度の利用を必要とする市民の増加が見込まれる。 ・新たな地域福祉の担い手の育成が進まず、現在の担い手の高齢化が進んでいる。 ・平成25年に災害対策基本法が改正され、「避難行動要支援者名簿」の作成が市町村の義務となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の全小学校区で「小地域ネットワーク活動」が継続して実施され、平成30年度には声かけ訪問、話し相手など個別援助活動の延べ訪問回数は、23,723回、いきいきサロン、世代間交流などグループ援助活動の延べ参加者数は40,829人と多くの方が活動されている。 ・コミュニティソーシャルワーカーを2地区に配置し、巡回型による相談を実施し、平成30年度には約1,000件の相談に対応し、平成31年(令和元年)4月から、2地区の配置に加え、市内コミュニティ施設(8カ所)の巡回相談を実施している。 ・災害発生時の支援強化、高齢者の方の防災意識の向上、さらには、民生委員及び地区福祉委員が実施されている平素からの見守り活動を強化するとともに、災害時の安心安全の確保につなげるため、平成30年度から高齢者防災見守り安心事業を開始。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小地域ネットワーク活動の継続に向けて、新たな担い手を育成すること。 ・民生委員・児童委員及び主任児童委員定数の人材確保。 ・包括的な相談支援体制を整備すること。 ・「避難行動要支援者名簿」や「高齢者防災見守り安心事業」を活用した安否確認等の仕組みづくりを地域とともに高めていくこと。 ・地域福祉計画(平成30年度～令和3年度)の進捗状況及び「地方再犯防止推進計画」、「成年後見制度利用促進基本計画」を包含した計画の見直し。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小地域ネットワーク活動の継続 ・民生委員・児童委員、市民ボランティア ・新たな福祉人材の育成 ・守口市社会福祉協議会 ・包括的な相談支援体制の整備 ・地域包括支援センター、くらしサポートセンター守口、市内社会福祉法人、保護司会、赤十字奉仕団、市内事業所等

●基本方針

基本方針	第5次総計の成果	第6次策定に向けて	
	方針の実現に寄与した具体的取組と成果	5次総計で実現できていないと考える方針の内容とその主な要因	当該方針において今後対応が必要な課題
1 地域福祉施策が地域に根ざしたものとなるよう、行政、市民、地域の関係団体等がそれぞれの特長を活かし、相互の連携・協働による地域福祉の推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての小学校区で小地域ネットワーク活動が継続して実施されている。 ・守口市域及び地域包括支援センター圏域(6圏域)で医療・介護専門職、福祉・地域の関係団体が参加した「地域ケア会議」を設置することができた。 ・高齢者防災見守り安心事業により、民生委員・児童委員、地区福祉委員及び市との連携が図れた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、地域の関係団体等の相互の連携・協働が十分に図れていなかった。 ・要因 ・市民、地域の関係団体等の連携を構築するため、各種団体等を所管している担当課間の連携・共通認識の構築が欠けていた。 ・民生委員・児童委員の定数割れしている地区がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政、市民、地域の関係団体等の相互の連携・協働により自助・互助、共助・公助による地域課題の解決力の強化に取り組むことが必要である。 ・民生委員・児童委員定数の確保。 ・小地域ネットワーク活動の新たな担い手の確保。

●主要な施策

主要な施策等		関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて	
			5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題
1	豊かな人間関係をはぐくむまちづくりの推進	市民が福祉の担い手として地域福祉を充実させていくため、地域福祉に主体的に参加できる仕組みづくりの基盤として、豊かな人間関係をはぐくむまちづくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくりを一部の人に任せるのではなく、地域における課題を地域住民が自らの課題（我が事）として主体的に捉え、解決を試みる事ができるよう、地域の関係機関・団体や市職員を交えて、意識の醸成や地域づくりに必要な働きかけとして、平成30年度に「守口版地域共生社会」の形成に向けた説明会及びフォーラムを実施した。 ・地域の人と人のつながりを豊かにするための小地域ネットワーク活動（小学校区を単位として、見守りや声かけ、配食等の実施する住民同士の支え合いを広げる活動）が、市内のすべての小学校区で継続して市民主体で行われている。（その他） ・平成25年の災害対策基本法の改正を受けて、平成27年に「避難行動要支援者名簿」を作成した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、地域の関係団体等の連携を構築するため、各種団体等を所管している担当課間の連携・共通認識の構築が欠けていた。 ・民生委員・児童委員の定数割れしている地区がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会をはじめとする各種関係団体と連携強化をはかり、課題を共有することにより、醸成 ・民生委員推薦会委員は各校区のコミュニティ協議会へ推薦依頼・調整を図り、地域の実情を把握され、信望、実行力のある方を選任していく必要がある。
2	関係団体等との連携促進	多様化した福祉ニーズに応じていくために、行政、市民、地域の関係団体等と連携を図り、地域福祉の環境整備に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・小地域ネットワーク活動として地区福祉員が担い手となり、声かけ活動などの個別援助活動、いきいきサロン、世代間交流などグループ援助活動を各地域性を生かして行なった。 ・コミュニティソーシャルワーカーを、要援護者に対する見守りや気軽に相談できる福祉の総合相談として市内2ヶ所に設置し、また巡回型相談も実施することで、身近な相談所として、行政や市民、地域の関係団体との連携に努めた。 ・地域ケア会議を設置し、個別ケースの積み上げ、地域に共通した課題の整理、課題解決していく医療・介護専門職、福祉・地域の関係団体のネットワークの形成を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民、地域の関係団体等の連携を構築するため、各種団体等を所管している担当課間の連携・共通認識の構築が欠けていた。 ・地域ケア会議等の情報共有が図れていなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議で積み上げてきた課題や対応策等について、課内だけではなく関係各課・機関との情報共有を行う。
3	地域福祉を担う人づくり	地域福祉資源のネットワークづくりを推進し、地域福祉を担う人材育成の支援に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくりを一部の人に任せるのではなく、地域における課題を地域住民が自らの課題（我が事）として主体的に捉え、解決を試みる事ができるよう、地域の関係機関・団体や市職員を交えて、意識の醸成や地域づくりに必要な働きかけとして、平成30年度に「守口版地域共生社会」の形成に向けた説明会及びフォーラムを実施した。 ・令和元年度の民生委員・児童委員一斉改選時、一部の地域（地区）にお伺いし、推薦委員、現任民生委員やOB（はとの会）と協議し候補者宅の訪問活動を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の推進において、社協と市は車の両輪であり、この二者の連携は非常に重要である。今後、域福祉計画とよりぐち地域福祉活動計画の両計画の推進や具体化に向けて、連携協力が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・守口版地域共生社会の実現に向け、包括的な相談支援体制の構築のため、地域福祉を推進していくためには、市民、社会福祉協議会をはじめとする各種団体、民生委員・児童委員等が、それぞれの特長を活かし、相互の連携を図る必要がある。 ・小中学校と連携を強化し、福祉教育の充実を図り、子どもの福祉の心の醸成を図る必要がある。 ・新たな福祉人材の確保のため、担い手の養成から活動の機会の充実が求められている。

●主要な施策(つづき)

主要な施策等		関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて	
			5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題
その他の施策	-	-	(その他) ・福祉目的の寄付金を積み立てしている「愛のみのり基金」について、検討委員会を設け、平成29年度から福祉目的での活用として、コミュニティバス「愛のみのり号」の運行と4か月健診を受けた乳幼児に絵本をプレゼントするブックスタート事業を開始した。	-	・住民主体の地域福祉活動が円滑に進むよう、地域福祉推進基金を活用し、より多くの市民活動が活発に展開できるようガイドラインを作成する。

課題別計画の策定状況

- ・守口市地域福祉計画
- ・第3次もりぐち地域福祉活動計画(守口市社会福祉協議会)

第五次守口市総合基本計画 総括シート

NO.15

第2章	一人ひとりの人権が尊重され、健康でいきいきと安心して暮らせるまち
第3節	社会福祉の充実
第2項	子育て支援の充実

担当部会
子育て・教育部会

●子育て支援の充実 に向けた成果と今後の課題

第五次総合基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第5次総計期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次総計期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる外部 パートナーと連携・協力の内容のアイデア
<p>・児童福祉法 第10条の2(平成29年4月1日施行) 「市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする」</p> <p>・平成28年児童福祉法改正を踏まえ、要支援児童若しくは要保護児童及びその家庭又は特定妊婦等を対象とした支援業務の強化 →すべての子どもとその家族及び妊産婦を対象に必要な支援を行う支援拠点(子ども総合支援拠点)を市町村に設置、この支援拠点は子育て世代包括支援センターを兼ねることも可能</p>	<p>・子育て世代包括支援センター「あえる」を令和元年7月1日に開設した。</p> <p>・保育ニーズの多様化に対応するため、幼稚園、保育所からこども園への移行を推奨。</p> <p>・平成31年4月現在、認定こども園25園開設。(市立3園、私立22園)</p> <p>・幼児教育・保育の無償化を実施</p>	<p>・支援拠点である「守口市子ども家庭総合支援拠点」の設置</p> <p>・今後ますます多様化するであろう保育ニーズを検証し、その保育ニーズに対応するための事業等の充実に努めて行く。</p>	<p>・保護者のニーズ調査</p> <p>・子ども・子育て会議</p>

●基本方針

基本方針	第5次総計の成果	第6次策定に向けて	
	方針の実現に寄与した具体的取組と成果	5次総計で実現できていないと考える方針の内容とその主な要因	当該方針において今後対応が必要な課題
1 子育てに対する戸惑い、不安や悩みを解消するため、すべての子育て家庭への支援に努めます。	<p>・令和元年度からは、子育て世代包括支援センターを開設し、母子保健の支援の部分、子育て支援センターのポピュレーションの部分、子育て支援の虐待対応部分を一つにまとめ、保健師、助産師、保育士などの専門職が関係機関と連携をとりながら切れ目のない支援を行うこととなった。</p>		
2 保育ニーズの多様化に対応するため、保育環境の整備と保育内容の充実に努めます。	<p>・保育ニーズの多様化に対応するため、市立幼稚園、保育所を再編整備し、市立認定こども園3園に集約するとともに、民間の活力を利用し、保育所等に移管し施設の整備を実施。</p>	<p>・延長保育事業等の特別保育の充実については、一部実施検討が必要。</p>	<p>・今後ますます多様化するであろう保育ニーズを検証し、その保育ニーズに対応するための事業等の充実に努めて行く。</p>
3 すべての児童の健やかな成長を促し虐待を防止するなど、地域における児童の健全な育成環境づくりに努めます。	<p>・令和元年度からは、子育て世代包括支援センターを開設し、母子保健の支援の部分、子育て支援センターのポピュレーションの部分、子育て支援の虐待対応部分を一つにまとめ、保健師、助産師、保育士などの専門職が関係機関と連携をとりながら切れ目のない支援を行うこととなった</p>		

●主要な施策

主要な施策等		関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて	
			5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題
1	子育て支援の充実 すべての子育て家庭が地域社会から孤立することのない環境をつくるため、保健センター、子育て支援センター、保育所および幼稚園等で育児相談、子育て講座、子育て情報の提供などを実施するとともに、それぞれの機関が相互に連携・協力して、子育て家庭への支援の充実に努めます。	1	・令和元年度からは、子育て世代包括支援センターを開設し、母子保健の支援の部分、子育て支援センターのポピュレーションの部分、子育て支援の虐待対応部分を一つにまとめ、保健師、助産師、保育士などの専門職が関係機関と連携をとりながら切れ目のない支援を行うこととなった。		
2	保育の内容の充実 ・親の就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、延長保育事業等の特別保育の充実に努めます。 ・防犯カメラ等を設置し不審者の侵入対策を行うなど、安全・安心・快適な施設および設備の整備に努めます。	2	・守口市内のこども園等において、平成30年度現在、延長保育事業実施 37施設(市立3園含む)、地域子育て支援拠点事業実施 7施設(市施設2園含む)、一時預かり事業実施 35施設(市立3園含む)、病児保育事業実施 2施設が事業を実施。 ・平成31年度から病児保育(病児型)事業 1施設が増え、病児保育事業は計3施設が実施。 ・平成28年度に事故防止等のためのビデオカメラを導入費用の一部を補助(私立6園、市立2園)	・延長保育事業や一時預かり事業については市立3園全てにおいて、又多くの私立施設において実施しているが、休日保育事業については、未実施。	・今後ますます多様化するであろう保育ニーズを検証し、その保育ニーズに対応するための事業等の充実に努めて行く。
3	児童への虐待防止 ・次代を担う子どもたちの権利を地域ぐるみで守り、児童虐待の発生予防・早期発見および早期対応を図るため、子育てに関する悩みの相談や虐待の防止に関する研修・啓発の充実に努めます。 ・子どもを虐待から守るため、守口市児童虐待防止地域協議会での活動に加え、特に緊急性の高い事案については、大阪府子ども家庭センターや警察等との連携を強化し、迅速な対応に努めます。	3	・平成23年度から生後4か月までに乳児全戸訪問(こにちは赤ちゃん訪問)事業を開始 ・平成30年度から産後の心身ともに不安定になりがちな時期にお母さんと赤ちゃんの健康を守り、健やかな育ちを支援するために、産後ケア事業を開始。また、同年、家庭児童相談室に保健師を配置し、保健部門の保健師との連携を強化した。 ・令和元年度からは、子育て世代包括支援センターを開設し、母子保健の支援の部分、子育て支援センターのポピュレーションの部分、子育て支援の虐待対応部分を一つにまとめ、保健師、助産師、保育士などの専門職が関係機関と連携をとりながら切れ目のない支援を行うこととなった。	・子育て世代包括支援センターの中で、虐待対応と母子保健との連携のあり方について、検討必要。	・支援拠点である「守口市子ども家庭総合支援拠点」の設置 ・子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターとの関係
-	その他の施策	-	・保育ニーズの多様化に対応するため、幼稚園、保育所からこども園への移行を推奨。 ・幼児教育・保育の無償化の実施		

課題別計画の策定状況

・子ども・子育て支援事業計画

第五次守口市総合基本計画 総括シート

第2章	一人ひとりの人権が尊重され、健康でいきいきと安心して暮らせるまち
第3節	社会福祉の充実
第3項	障害者福祉の充実

担当部会
健康福祉部会

●障害者福祉の充実 に向けた成果と今後の課題

第五次総合基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第5次総計期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次総計期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる外部 パートナーと連携・協力の内容のアイデア
<p>・平成17年10月31日に成立し、平成18年10月1日に全面施行された「障害者自立支援法」については、原則1割負担となり利用者負担が増大するなど、さまざまな問題点が指摘されていたことから、平成24年4月に「障害者総合支援法」に改正・成立し、平成25年4月に施行された。</p> <p>・障がい者の権利擁護を推進するために、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が平成28年4月1日に施行された。</p>	<p>・「就労移行支援事業所」や「放課後等デイサービス事業所」の新規開設数が増加した。</p> <p>・「守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例」が平成29年4月1日に一部改正され、幼児教育・保育料が無償化されたことに伴い、「守口市児童発達支援等利用者負担給付金」を開始し、障がい児が療育を受けやすい環境整備に努めた。</p>	<p>・障がいのある人が、安心して地域で暮らし続けるため、障がいの重度化や高齢化、親亡き後も切れ目なく支援を提供できる地域生活支援拠点の整備を図る。</p> <p>・障がいのある人の職場定着に向けて、就業面や生活面の支援が行える体制整備を図る。</p> <p>・障がいのある児童の支援にあたっては、障がいの早期発見・早期療育とともに、医療的ケア児が適切な支援を受けることができる体制整備を図る。</p> <p>・障害者差別解消法に基づき、行政機関においては合理的配慮の提供が義務付けられている(事業者に対しては努力義務)ことから、より市内における研修をより一層充実させるとともに、事業者に対しても周知・徹底していく必要があ</p>	<p>・医療的ケアを行える事業所によるノウハウを各通所事業所へ広げる</p>

●基本方針

基本方針	第5次総計の成果	第6次策定に向けて	
	方針の実現に寄与した具体的取組と成果	5次総計で実現できていないと考える方針の内容とその主な要因	当該方針において今後対応が必要な課題
1 障害のある人の地域生活を支援するため、障害福祉サービスをはじめ日常生活において必要なサービスを自ら選択し利用できるよう、サービス提供基盤の計画的整備を図ります。	<p>・自立支援協議会の通所サービス部会において、事業所間の情報共有をはかり、利用者支援の課題等について意見交換や研修を行い、サービスの質の向上を図った。</p> <p>・すべての障がい福祉サービスの利用者が、計画相談支援を利用できるよう、相談支援事業所へ働きかけた。</p>		<p>・親亡き後も安心して地域で暮らせる地域生活拠点の整備。</p>
2 障害のある人が、その適正と能力に応じて就労し、職業を通じて社会参加と自立が図られるよう、福祉・労働・教育等が連携し、就労支援を推進します。	<p>・一般就労に移行した障害のある人を対象に、就労をきっかけに生じた金銭管理や体調管理など、生活面の課題解消に向けた相談や関係機関との連携調整を行う「就労定着支援サービス」を平成30年度より実施。</p> <p>・ハローワークと連携し、障がい者の就職に向けた合同説明会を実施した(H29、R2(予定))</p>		<p>・「就労定着サービス」を提供できる事業所の確保。</p>
3 「障害」に対する市民の理解と認識を深め、市民参加の相互扶助活動の推進を図ることにより、障害の有無にかかわらず、すべての市民がいきいきと安心して暮らせる地域づくりをめざします。	<p>・「障がい者理解促進事業」を民間委託により実施した。</p>		<p>・発達障がいや高次脳機能障がい等様々な障がい特性及び障がいのある人に対する理解の啓発を行い障がい者差別の禁止や合理的配慮の周知に努める。</p>

●主要な施策

主要な施策等		関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて	
			5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題
1	障害者理解の促進 障害のある人に対する差別や偏見をなくし正しい理解を深めるため、関係機関や障害者団体等と連携し、さまざまな啓発活動や交流活動に取り組みます。	3	・広範な市民に働きかけて、障がいのある市民への理解を深め、ボランティア活動への関心を喚起することを目的とする「障がい者理解促進事業」を民間委託により実施。		・発達障がいや高次脳機能障がい等様々な障がい特性及び障がいのある人に対する理解の啓発を行い障がい者差別の禁止や合理的配慮の周知に努める。
2	福祉サービスの充実 障害のある人が、地域で安心して生活できるように、各種福祉サービスの充実に努めます。また、入所施設や社会的入院※から地域生活への移行を支援するため、地域の支援ネットワークの構築を推進します。	1	・施設入所から地域生活への移行を支援するため、「共同生活援助」が利用できるグループホームについて、利用者のニーズをふまえ、事業所協力のもと増設した。 ・「守口市門真市精神障がい者地域移行ワーキング」を定期的開催し、地域移行促進に向けた検討を重ねている。		・障害のある人が利用できる事業所の確保と質の向上 ・施設入所から地域移行できるための受け入れ体制の整備
3	社会参加への環境づくりの推進 障害のある人が、あらゆるライフステージにおいて、能力を発揮し自己実現できる環境づくりに取り組みます。また、労働、福祉、教育等の関係機関が連携し、企業に障害者雇用への理解を働きかけるとともに、職業訓練の機会の充実、就労機会の拡大など就労支援策の推進を図ります。	2	・市役所庁舎内での職場実習を実施 ・一般就労につなげるため、「就労移行支援」や「就労継続支援A型」のサービスを提供できる事業所の確保に努めている。 ・ハローワークと連携し、障がい者の就職に向けた合同説明会を実施した(H29、R2(予定))		・一般就労する障がいのある人への支援体制の確立 (1)通所サービス事業所の役割 (2)就労定着支援事業所の役割 (3)障害者・生活支援センターの役割 (4)自発的活動支援事業による居場所の役割
4	相談支援ネットワークの構築 障害の重度化・多様化や家庭状況の変化に対応し、必要などときに必要な相談支援や情報提供が受けられるように、相談支援ネットワークの構築を推進します。	1	・基幹相談支援センターを設置し、障がい種別や各種ニーズに対応できる総合的な相談支援とともに、相談支援事業所への専門的指導・助言を行い、障がい者相談支援体制の強化を図った。	・基幹相談支援センター業務受託事業者が機能できていないところがある。	・相談支援体制の核となる「基幹相談支援センター」が機能する体制整備。
-	その他の施策	-			

課題別計画の策定状況

- ・守口市障害者計画
- ・守口市障がい福祉計画及び守口市障がい児福祉計画

第五次守口市総合基本計画 総括シート

NO.17

第2章	一人ひとりの人権が尊重され、健康でいきいきと安心して暮らせるまち
第3節	社会福祉の充実
第4項	生活の安定と自立の支援

担当部会
健康福祉部会
子育て・教育部会

●生活の安定と自立の支援 に向けた成果と今後の課題

第五次総合基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第5次総計期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次総計期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる外部 パートナーと連携・協力の内容のアイデア
<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援法(平成27年4月:施行) 生活困窮者に対して包括的な支援を行う新たな社会保障制度がスタート。法施行により、就労や家族の問題でつまづいた現役世代、生活困窮家庭の子ども、高齢の生活困窮者の存在が明らかになってきている。複数の課題をかかえてる人が新規相談者のうち半数を超えるような状況。 改正生活困窮者自立支援法(平成30年10月1日:施行) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化等 母子世帯、父子世帯の数は、平成22年をピークとして、減少傾向にある。 離婚件数は、約21万2千件(平成29年人口動態統計) 従来、増加傾向にあったが、平成15年から概ね減少傾向 平成24年に「母子家庭の及び父就業支援に関する特別措置法」が成立。 「すくすくサポートプロジェクト」(平成27年12月「子どもの貧困対策会議」決定) 経済的に厳しい状況に置かれたひとり親家庭や多子世帯が増加傾向にあり、自立支援の充実が課題 	<ul style="list-style-type: none"> くらしサポートセンター守口の相談者数は、関係機関との連携強化や支援実績の積み重ねにより誘導件数の増加、過去に相談した方からの紹介での利用等が増え、平成30年度は、相談者数(543人)、相談件数(5,365件)ともに増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談者に寄り添う「伴走型支援」・目標や課題を細分化し、最終目標、課題解決に近づいていく「スモールステップ支援」・SOSを見逃さない関係機関との連携等の相談者の状態に応じた包括的かつ継続的な支援を実施していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター・守口市社会福祉協議会・保健所・更生保護サポートセンター(新たな福祉人材の育成) くらしサポートセンター守口、市内社会福祉法人、市内事業所(包括的な相談支援体制の整備)

●基本方針

基本方針	第5次総計の成果	第6次策定に向けて	
	方針の実現に寄与した具体的取組と成果	5次総計で実現できていないと考える方針の内容とその主な要因	当該方針において今後対応が必要な課題
1 生活困窮者に対して日常生活の自立と生活の安定を支援するため、相談・援助体制を充実するとともに、引き続き生活保護制度の適正な運営に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護の対象とならない生活困窮者に対しては、平成27年度に相談窓口となるくらしサポートセンター守口を設置し、自立相談支援事業、住居確保給付金、就労準備支援事業等を展開した。開設時は、年間2,357件の相談件数が平成30年度では5,635件となっている。 生活保護受給者に対しては、適正化ダイヤル、被保護者就労支援事業等により適正化に取り組んできた。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会的課題になっている8050問題を抱える世帯の支援が課題である。ひきこもり等の自宅での初期対応の難しさから、第1歩を踏み出すことが容易ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な知識及び経験を持った人材が必要である。 ひきこもり支援においては、いつでも気軽に来談できる居場所の必要性を感じた。 増加する生活保護受給者の医療費抑制においても対応が必要である。
2 ひとり親家庭に対する相談体制や生活基盤の安定等、生活援助の充実を図るとともに、自立促進のための施策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 窓口に来庁された方や電話相談などで、事業内容を説明し、母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金(訓練促進給付金・修了支援給付金)・母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度(就学支度資金・修学資金)の案内を行っている。 		<ul style="list-style-type: none"> 今後も国・府の制度を活用し、引き続きひとり親家庭に対する生活援助の充実にもつて施策を推進していく。
3 地域全体の温かい見守りや支援等の地域活動がしやすい環境整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> くらしサポートセンター守口を設置し、生活困窮者への支援を実施した。 		<ul style="list-style-type: none"> こども食堂やフードバンクにおいて、企業や地域に対して、支援してもらえるよう働きかけていく必要がある。

●主要な施策

主要な施策等	関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて		
		5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題	
1 生活困窮者への支援	・福祉・保健・医療・労働等の関係機関との密接な連携により、相談・支援等を実施し、社会福祉サービス・就労支援・福祉資金の貸付等の各種施策を適正に活用することにより、安定した生活の確保と自立を支援します。 ・被保護世帯が安定した生活を確保するために、ハローワークや大阪府等の関係機関と連携を図り、経済的自立に向けた支援を実施するとともに、地域社会への参加を促進し、自立した生活が送れるよう、指導・助言に努めます。	1, 3	・くらしサポートセンター守口の自立相談支援事業等により「生活支援」「就労支援」「食糧支援」「ひきこもり支援」等を実施した。 ・就労支援に関しては、平成27年10月よりハローワークを市本庁舎に設置し、円滑な連携を行えるようにした。	・くらしサポートセンター守口においては、相談者数、件数の増加やそれに伴う支援の多様化により、訪問支援等の定期活動が難しくなった。	・くらしサポートセンター守口をはじめ、民生委員、CSW、地域包括支援センター、訪問活動を行っている機関等との更なる連携を図り、包括的なアウトリーチ体制を構築する。 ・生活保護受給者の生活習慣病の予防。健康管理支援への取組を推進。引き続き就労支援が必要である。
2 ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭が安定した日常生活を送ることができるよう、地域や関係機関との連携を図り、相談・指導および生活支援の充実に努めます。	2	・自立に必要な就労支援については、母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金や、自立支援給付金事業、市役所内に常設されたハローワークを紹介するなど、必要な情報提供を実施している。 ・子どもの就学等で資金の貸付が必要な場合に貸付相談に応じている。	・地域や関係機関との連携については、各手続きなどで必要な書類の作成においては連携を図れたものの、積極的な取り組みは実施できなかった。	・昨今の社会・経済の情勢から、低年齢化、低所得化の傾向が問題視されており、離婚を原因とするひとり親家庭の比率も増加傾向にある。引き続き、ひとり親家庭への生活・就労支援の充実に努める。
その他の施策	-	-			

課題別計画の策定状況

--

第五次守口市総合基本計画 総括シート

第2章	一人ひとりの人権が尊重され、健康でいきいきと安心して暮らせるまち
第3節	社会福祉の充実
第5項	高齢者福祉の充実

担当部会
健康福祉部会

●高齢者福祉の充実 に向けた成果と今後の課題

第五次総合基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第5次総計期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次総計期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる外部 パートナーと連携・協力の内容のアイデア
<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化(高齢者の増加) ・ひとり暮らし高齢者の増加 ・要介護、認知症高齢者の増加 ・介護給付費の増大 	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認ホットラインの開設 ・通いの場の充実 ・地域包括支援センターの人員体制及び地域包括支援センターを中心とした高齢者を支える体制づくり ・認知症サポーターの養成を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化及び後期高齢化率の増加により、認知症等の見守り対象者の必要性が増加するため見守り体制の強化が課題。 ・通いの場のさらなる充実、地域包括支援センターの専門性の強化、認知症の理解の促進が課題。 	<ul style="list-style-type: none"> ・三師会をはじめとした専門職等の綿密な連携が必要。地域(老人クラブ、民生委員)との今まで以上の連携が必要。 ・くすのき広域連合と連携するとともに、関係機関が主体的に活動できるような機運を醸成する。

●基本方針

基本方針	第5次総計の成果	第6次策定に向けて	
	方針の実現に寄与した具体的取組と成果	5次総計で実現できていないと考える方針の内容とその主な要因	当該方針において今後対応が必要な課題
1 すべての高齢者を視野に入れ、高齢者の健康づくり、生きがいづくり、社会参加の推進、人権尊重等、多岐にわたる分野で高齢者施策に取り組み、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会をめざします。	<ul style="list-style-type: none"> ・通いの場の充実、地域包括支援センターの人員体制及び地域包括支援センターを中心とした高齢者を支える体制づくり、認知症サポーターの養成を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターに求められる役割は多様化しており、介護保険分野を超えた幅広い知識と経験の蓄積が必要であるため、研修会の開催や職種間交流会を開催するなど、さらなる専門性の強化が必要。 ・地域包括支援センターの活動に関する啓発については、今後もあらゆる機会を活用し推進する必要がある。 ・認知症の理解については、地域住民、民生委員、医療機関、介護関係機関とのさらなる連携強化が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化及び後期高齢化率の増加により、認知症等の見守り対象者の必要性が増加するため見守り体制の強化が課題である。 ・通いの場のさらなる充実、地域包括支援センターの専門性の強化、認知症の理解の促進が課題である。

●主要な施策

主要な施策等	関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて	
		5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題
1 健康づくりと介護予防 保健・医療・福祉等の連携を強化し、高齢者の健康の増進を図るための環境づくりに努めるとともに、若年期および壮年期からの健康づくりを支援し、生活習慣病予防を通じて介護予防の推進に努めます。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防運動教室事業について、日常生活における身体運動の必要性を啓発するとともに、生活習慣病や転倒等を未然に防止し、受講者が習得した知識を生かして、地域で活躍できるようリーダー育成に重点をおいて実施した。 ・身近な地域で高齢者が集い、相互交流を楽しみ、生きがいや役割を持って地域生活を送ることができるよう、地域における介護予防の拠点として通いの場の充実を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教室実施場所が、市内1箇所であったため、市内全体での市民の利用につながらなかった。 ・通いの場は市内に急速に増え、参加人数も増大しているが、男性の参加者が伸び悩んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、くすのき広域連合で実施している通いの場において、介護予防運動を実施し、市内全体での利用者の増加につなげていく。よって、通いの場の開催場所及び回数が増加が課題である。 ・男性の参加者の拡大を目指し、男性限定の通いの場や内容を検討し、事業を展開していく必要がある。

●主要な施策(つづき)

主要な施策等	関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて	
		5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題
2 生きがいづくりと社会参加の推進		1 ・シルバー人材センターの運営を補助するとともに、シルバー人材センターの事業を周知するための広報活動に努めた。 ・老人クラブ連合会及び単位老人クラブに対し、補助金を交付するとともに、高齢者自らの地域社会の一員としての自主的な活動や生きがいづくりの支援を行った。とりわけ、時代を担う若年層リーダーを養成し、活性化を図るため、若手部会を結成した。 ・小学校の余裕等を利用し、高齢者をはじめとした地域住民が交流できる場(さんあい広場)の提供に努めた。	・シルバー人材センターの事業と会員増加のための効果的な広報活動の実施 ・団塊の世代を含む若手高齢者の方に老人クラブについて魅力を感じてもらい、仲間になってもらえるための受け入れ体制の整備が、不十分であった。	・シルバー人材センターにおいては、新たな分野での就業の機会の確保に努めており、また、高齢者数は増加している。しかし、雇用延長や再雇用者の増加により、シルバー人材センターへの加入年齢が上昇しており、会員数の増加にはなっていない。会員数増加に向けた取組が課題である。 ・若手高齢者に魅力を感じてもらえる事業を行う老人クラブ連合会を支援し、引き続き、加入者の増加のための広報活動や支援を行っていく。 ・さんあい広場の、支える側(運営者)と支えられる側(参加者)両方の利用者の維持・増加が課題。
3 総合的な地域ケア体制の構築		1 ・地域包括支援センターを中心に、圏域ケア会議を開催し、各圏域単位における課題の集約と情報共有、多職種と地域住民が同じ問題を共有するなど、地域全体で高齢者を支える体制づくりを推進した。 ・地域包括支援センター運営指針を策定し、指針に基づく効率的・効果的な運営を推進し、すべての日常生活圏域において、人員体制の強化を図るなどサービスの充実に努めた。 ・認知症に対する認知症サポーター養成講座を開催し、7,110名のサポーターを養成し、サポーターから地域の実情に合わせた認知症カフェ等へのボランティアとして活躍してもらえるように認知症サポーターステップアップ講座を実施した。 ・高齢者の見守り体制を強化するために、安否確認ホットラインを開設するとともに、守口市安否確認ホットライン実施マニュアルを作成し、関係機関との協定締結を行った。 ・高齢者虐待について、地域包括支援センターと連携し相談に応じるとともに、虐待が発生した場合は警察などとも連携し、虐待の防止に努めた。また地域包括支援センターを中心として高齢者虐待についての研修を開催し高齢者虐待の防止に努めた。	・認知症サポーター数については人口の10%という目標値は未達成。 ・認知症サポーター養成講座を市内全域の小学校で実施できるように学校に働きかけていきたい。 ・認知症サポーターステップアップ講座受講者対象により実践的に活躍していただくための実践講座を実施していきたい。 ・認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置したのだが、その周知啓発が必要。 ・高齢者虐待については、さらなる連携強化に努めるべくネットワーク会議の構築が必要。	・地域包括支援センターに求められる役割は多様化しており、介護保険分野を超えた幅広い知識と経験の蓄積が必要であるため、研修会の開催や職種間交流会を開催するなど、さらなる専門性の強化が必要。 ・地域包括支援センターの活動に関する啓発については、今後もあらゆる機会を活用し推進する必要がある。 ・認知症の理解については、地域住民、民生委員、医療機関、介護関係機関とのさらなる連携強化が必要。

課題別計画の策定状況

・守口市高齢者プラン2018

第五次守口市総合基本計画 総括シート

第3章	交通の便の良さを活かした、にぎわいと活力あふれるまち
第1節	魅力ある都市空間の形成と維持
第1項	良好な土地利用の促進

担当部会
都市形成部会

●良好な土地利用の促進 に向けた成果と今後の課題

第五次総合基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第5次総計期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次総計期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる外部 パートナーと連携・協力の内容のアイデア
<p>・大阪府では、平成24年4月に「みどりの大阪推進計画」に基づき指定した「みどりの風促進区域」を定め、民有地等における緑豊かなセミパブリック空間を創出することを目的に建築物の規制誘導を開始した。</p> <p>・国土交通省及び大阪府が密集市街地の解消に向けた取り組みを加速させたことにより、建築物の建替えなどに併せて不燃化を誘導することにより、地区の防災性の向上を図るため、平成29年7月から規制誘導を開始した。</p>	<p>・大阪府は「みどりの大阪推進計画」に基づき指定した「みどりの風促進区域」を定め、民有地等における緑豊かなセミパブリック空間を創出することを目的に用途地域の変更及び地区計画を策定した。また、国土交通省及び大阪府が密集市街地の解消に向けた取り組みを加速させたことにより、建築物の建替えなどに併せて不燃化を誘導することにより、地区の防災性の向上を図るため、大日・八雲東町地区、東部地区において、防災街区整備地区計画を定めた。</p> <p>・公共建築物については、ストック再編に伴い、未利用となった公共施設用地について、庁内における活用可能性を検討した上で、活用見込みのないものについては、売却等により民間開発を促進。財政効果の発現とともに市街地更新の一助とした。</p>	<p>・学校跡地等については、左記取組を維持しつつ、地域の利活用の取り組みが必要である。(公園の整備など)</p> <p>・耐震改修済みの未利用建築物(学校校舎等)について、建築物を活かした活用についての検討が必要である。</p>	

●基本方針

基本方針	第5次総計の成果	第6次策定に向けて	
	方針の実現に寄与した具体的取組と成果	5次総計で実現できていないと考える方針の内容とその主な要因	当該方針において今後対応が必要な課題
1 地域地区※を基本に、土地利用に関するさまざまな制度を活用し、土地の高度利用※を図りつつ、身近な都市計画制度となるよう啓発に努め、市民とともに良好な土地利用の形成を図ります。	<p>・社会経済環境の変化等により、必要な土地利用の規制誘導を適切に行った。</p>		
2 地区計画制度※や建築協定※等の手法を活用し、地権者との合意に基づき、建築物に関する制限や公共施設の整備方針を定めながら、地域の特性を活かしたまちづくりを進めていきます。	<p>・大阪府が「みどりの大阪推進計画」に基づき指定した「みどりの風促進区域」を定め、民有地等における緑豊かなセミパブリック空間を創出することを目的に、国道1号・府道京都守口線及び大阪中央環状線沿道地区地区計画を定めた。また、密集市街地内の土地利用を適切に誘導し、防災性の向上と住環境の改善を図ることで安全で快適なまちづくりを目指すため、新たに防災街区整備地区計画を定めた。</p> <p>・市域に建築協定区域は設定していない。また、平成29年度に地震時等に著しく危険な密集市街地を防災街区整備地区に指定し、小規模な建築物でも準耐火建築物以上となるよう、更なる不燃化の促進を図った。</p>		

●主要な施策

主要な施策等		関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて	
			5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題
1	都市計画制度の市民への啓発 地域地区や都市計画の提案※等、都市計画制度について、より市民に関心を持ってもらえるよう、パンフレット等さまざまな手法を用いて市民への啓発に努めます。	1		・都市計画提案制度については、都市計画法に基づく法定手続である一方で、提案に際しては、0.5ha以上のまとまった区域であり、その土地所有者の2/3以上の同意が必要であることなどの様々な要件を満たす必要があるため、本市の土地利用状況等を勘案すると、活用が困難である。	・都市計画法に基づく都市計画提案制度は、市民等が提案する上では、要件の水準が高いため、運用していくことが課題。
2	地域の特性を活かしたまちづくり ・地区計画制度や建築協定等を活用して、その地域の特色のある居住環境の整備や良好な景観の形成を図ります。	2	・大阪府は「みどりの大阪推進計画」に基づき指定した「みどりの風促進区域」を定め、民有地等における緑豊かなセミパブリック空間を創出することを目的に、国道1号・府道京都守口線及び大阪中央環状線沿道地区地区計画を定めた。 ・密集市街地内の土地利用を適切に誘導し、防災性の向上と住環境の改善を図ることで安全で快適なまちづくりを目指すため、新たに防災街区整備地区計画を定めた。		
-	その他の施策 -	-	・公共建築物については、ストック再編に伴い、未利用となった公共施設用地について、庁内における活用可能性を検討した上で、活用見込みのないものについては、売却等により民間開発を促進。財政効果の発現とともに市街地更新の一助とした。 (歳入総額 5,434,166,924円、民間開発による住戸増数:戸建 179戸、共同住宅 213戸)		・学校跡地等については、左記取組を維持しつつ、地域の利活用の取り組みが必要である。(公園の整備など)また、耐震改修済みの未利用建築物(学校校舎等)について、建築物を活かした活用についての検討が必要である。

課題別計画の策定状況

--

第五次守口市総合基本計画 総括シート

第3章	交通の便の良さを活かした、にぎわいと活力あふれるまち
第1節	魅力ある都市空間の形成と維持
第2項	計画的な市街地の整備

担当部会
都市形成部会

●計画的な市街地の整備 に向けた成果と今後の課題

第五次総合基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第5次総計期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次総計期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる外部 パートナーと連携・協力の内容のアイデア
<p>・国において、平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(以下、「ハートビル法」という。)が施行され、平成12年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(以下、「交通バリアフリー法」という。)が施行された。また、平成18年にはハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律」(以下、「バリアフリー新法」という。)が施行された。</p> <p>・大阪府において、平成30年1月に大阪府景観条例に基づく「都市景観ビジョン・大阪」が策定され、大阪における景観形成を推進するための施策の体系に関する事項などが示された。</p> <p>・国において、スーパー堤防については、平成22年の「事業仕分け」により、「現実的な天災害に備える視点に立ち入り、治水の優先順位を明確にした上で、事業としては一旦廃止をすること。」とされたが、平成23年度～24年度の有識者からなる検討会における議論を踏まえ、平成25年度以降の整備方針としては、整備区間を従来の約873kmから「人口が集中した区域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間」であるゼロメートル地帯等の約120kmとし、そのうち地元から強い要望があり、まちづくりとの連携が可能で、地域防災の観点からも重要となるところ等を優先的に整備することとされた。</p>	<p>・市内の5地区に係るバリアフリー基本構想の特定事業については、事業実施の非常に困難な一部の道路等を除き、おおむね目標年次である平成32年度において、その目標を達成する見込みである。</p> <p>・景観まちづくりの意識の醸成の一環として、平成29年度には、市内の風景写真を募集する「もりぐちええとこ写真」を実施し、約130枚の写真の応募があった。また、平成30年度には、それらを取りまとめ、「もりぐちええとこBOOK」として、ホームページにて公表している。</p>	<p>・バリアフリー新法の内容及び少子高齢化の進展を含む社会情勢の変化などを踏まえた基本構想の見直しが必要である。</p> <p>・今後、人口が減少することによる空き家の増加等が見込まれる中でも、もりぐちらしいまちなみの形成を目指し、地域における景観資源の保全・活用や建築物の建替えに合わせた今後の景観誘導のあり方等について検討する必要がある。</p>	<p>・各公共交通機関、店舗などを含む各種の施設管理者 (バリアフリー化)</p>

●基本方針

基本方針	第5次総計の成果	第6次策定に向けて	
	方針の実現に寄与した具体的取組と成果	5次総計で実現できていないと考える方針の内容とその主な要因	当該方針において今後対応が必要な課題
1 都市における利便性、快適性、安全性の向上と潤いと活力のあるまちづくりを継続していくため、都市核等の基盤施設の適切な改修等に努め、ユニバーサルデザイン※に配慮した施設整備をめざします。	<p>・公園については、都市における安全性の向上に寄与した施設の改修、更新を行った。</p> <p>・市営住宅については、平成24年度に「守口市営住宅長寿命化計画」を策定し、更に平成29年度に「同中間検証」を行い、住宅ごとの計画修繕等の基本方針を示した。</p> <p>・平成23年9月に策定した「大日交差点周辺地区バリアフリー基本構想」をはじめ、市内5地区に係るバリアフリー基本構想に掲げる特定事業計画の目標の達成(目標年次平成32年度)に向け、関係機関への働きかけや、本市の公共施設(障がい者高齢者交流会館、道路等)のバリアフリー化整備などに取り組んだ。</p>	<p>・現在の5地区のバリアフリー基本構想のうち、交通バリアフリー法に基づき策定しているものについては、当該基本構想に基づく特定事業計画の目標達成を第1義として、取組みを進めていることから、改定等を行っておらず、当該新法の内容を踏まえたものとなっていない。</p>	<p>・公園については、長寿命化計画との乖離があるため、実施計画の見直しが必要である。</p> <p>・市営住宅については、令和5年度以降の新たな「守口市営住宅計画」が必要である。</p> <p>・バリアフリー新法の内容及び少子高齢化の進展を含む社会情勢の変化などを踏まえた基本構想の見直しが必要である。</p>
2 市民・事業者の建替え等の建築工事に際しては、開発指導要綱等で指導や協議を行い、良質な市街地の更新や都市空間の創出に努めます。	<p>・開発行為指導要綱については、本市の実情を勘案した見直しを行いつつ、指導を行った。</p> <p>・長期優良住宅制度については、その普及啓発に取り組んだ。</p>		<p>・開発行為指導要綱については、その趣旨等を鑑み、条例化を視野に入れた検討をする必要がある。</p>
3 淀川のスーパー堤防化については、今後も、国と計画区域内の住民等との調整が円滑に進むよう努めます。	<p>・淀川のスーパー堤防化については、平成25年の整備方針の変更を踏まえ、現在の事業計画及びその進捗状況等を国と情報を共有し、連携を図っている。</p>		

●主要な施策

主要な施策等		関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて	
			5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題
1	都市基盤の再整備 守口都市核を中心とした基盤施設については、長寿命化やバリアフリー等を考慮した計画的な再整備について検討を行います。	1	<ul style="list-style-type: none"> 公園については、平成25年度に長寿命化計画を策定し、平成26年度以降計画にそって遊具等の更新を行った。また、バリアフリーに配慮した桃町緑道公園及び大枝公園の整備を行った。 守口都市核の中心となる都市計画道路豊秀松月線については、平成32年度の事業完了を目指し、平成29年度より用地買収を行っている。一部道路用地完了している。 市営住宅については、木造住宅の南拾番、八雲、五番及び寺方の一部の用途廃止を行った。また、佐太第一団地、梶第二団地の耐震補強を含め、順次大規模改修を行っている。併せて、金下・日吉、桜町、寺方団地の住替え事業を行っている。 平成23年9月に策定した「大日交差点周辺地区バリアフリー基本構想」をはじめ、市内5地区に係るバリアフリー基本構想に掲げる特定事業計画の目標の達成(目標年次平成32年度)に向け、関係機関への働きかけや、本市の公共施設(障がい者高齢者交流会館、道路等)のバリアフリー化整備などに取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内の公園の多くは、老朽化が進んでおり、老朽化の更新にあわせた部分的なバリアフリーなどへの対応は行っているものの、未対応の公園があるため、今後公園整備に伴い計画的にバリアフリー化などを行っていく。 豊秀松月線については、当初目標である平成32年度の事業完了を目指し、精力的に用地交渉を進めたが、令和元年度末に用地買収を完了する事が困難である。 市営住宅のバリアフリー化については構造上の問題等により、配慮した整備はできていない。 市内5地区に係るバリアフリー基本構想に掲げる特定事業のうち、一部の道路は幅員確保の観点から、施工上の大きな課題があるなど、未実施のものが一部ある。 	<ul style="list-style-type: none"> 公園の維持管理については、長寿命化計画の策定から5年以上が経過し、計画に乖離が見え始め見直し時期となっている。そのため長寿命化計画の修正を行うことで公園施設の安全性・信頼性の確保に努めるとともに、適正で健全な公共施設のマネジメントを行う必要がある 豊秀松月線については、今後も用地交渉を精力的に行い、早期整備・完成を目指し努力していく必要がある。 将来的な市営住宅の適正な管理戸数、ストック活用方法の検討が必要である。 バリアフリー新法の内容及び少子高齢化の進展を含む社会情勢の変化などを踏まえた基本構想の見直しが必要である。
2	計画的な市街地の更新 住宅の過密地域については、引き続き、住環境の改善を図るため基盤施設の計画的な更新を進め、安全・安心な市街地の形成に努めます。また、幹線道路や淀川沿いの区域については大阪府景観条例に基づき、周辺環境と調和のとれた都市景観を創出します。	2, 3	<ul style="list-style-type: none"> 地震時に著しく危険な密集市街地の解消に向けた住宅市街地総合整備事業としては、大阪府密集市街地整備方針に基づき、整備アクションプログラムを策定しており、大日・八雲東町地区、東部地区を対象地区として、密集市街地の解消を目指している。 平成29年3月に策定した「守口都市核周辺における将来都市ビジョン」や、平成28年度に策定し、平成30年3月に居住誘導区域の追加などの改定を行った「守口市立地適正化計画」においても、景観まちづくりに対する意識の醸成を図ることとしている。その一環として、平成29年度には、市内の風景写真を募集する「もりぐちええとこ写真」を実施し、約130枚の写真の応募があった。また、平成30年度には、それらをとりとめ、「もりぐちええとこBOOK」として、ホームページにて公表している。 		<ul style="list-style-type: none"> 住宅市街地総合整備事業においては、事業再評価の結果を踏まえ、今後の進め方を検討する必要がある。 もりぐちらしいまちなみの形成を目指し、地域における景観資源の保全・活用や建築物の建替えに合わせた今後の景観誘導のあり方等について検討する必要がある。
3	ユニバーサルデザインの普及促進 誰もが使い勝手の良い施設整備を促進し、併せて啓発活動を行います。	1	<ul style="list-style-type: none"> 公園については、ユニバーサルデザインに配慮した大枝公園の整備、桃町緑道公園の主要な園路等の改修を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内の公園の多くは、老朽化が進んでおり、老朽化の更新にあわせた部分的なバリアフリー化などへの対応は行っているものの、未対応の公園があるため、今後公園整備に伴い計画的にバリアフリー化などを行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 公園については、今後もユニバーサルデザインに配慮した公園整備をおこなっていく必要がある。 市営住宅は、バリアフリー化事業などのストック活用方法の検討が必要である。
-	その他の施策	-			

課題別計画の策定状況

- | | |
|----------------------------|----------------------------|
| ・守口市公園施設長寿命化計画 | ・守口地区密集市街地総合防災計画(大日・八雲東地区) |
| ・守口地区密集市街地総合防災計画変更(東部地区追加) | ・京阪滝井駅周辺地区バリアフリー基本構想 |
| ・京阪守口市駅周辺地区バリアフリー基本構想 | ・京阪西三荘駅周辺地区交通バリアフリー基本構想 |
| ・京阪土居駅周辺地区バリアフリー基本構想 | ・大日交差点周辺地区バリアフリー基本構想 |
| ・守口都市核周辺における将来都市ビジョン | ・守口市立地適正化計画 |

第3章	交通の便の良さを活かした、にぎわいと活力あふれるまち
第2節	利便性の高い道路交通ネットワークの充実
第1項	道路整備の促進

担当部会
都市形成部会

●道路整備の促進 に向けた成果と今後の課題

第五次総合基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第5次総計期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次総計期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる外部 パートナーと連携・協力の内容のアイデア
<p>・大阪府内における都市計画道路はこれまで、高度経済成長期の急激な都市の拡大等に対処するため、昭和30年代から40年代前半にかけて数多く計画決定されてきたが、その後の経済の状況による財政の制約等により、都市計画道路の整備ペースも急激に鈍化した結果、未着手の都市計画道路が数多く存在しており、また、その期間も長期化していた。その一方で、これまで経験したことのない人口の減少が予測され、少子高齢化などが進み、今後は量的な拡大と充足を追及してきた社会に対して、成長によって得た豊かさを維持しつつ、効率的・効果的な選択と集中により質的充実を図っていく必要性が高まっている。</p>	<p>・今後の社会の潮流を踏まえると、将来の都市づくりの方向性と整合した都市計画道路のあり方を検討する時期にきていると判断し、計画の必要性、事業の実現性を再点検し、都市計画道路の見直しを実施した。</p>	<p>・豊秀松月線の事業化を踏まえて、寺内来迎線の事業必要性等の検討を着手</p>	

●基本方針

基本方針	第5次総計の成果	第6次策定に向けて	
	方針の実現に寄与した具体的取組と成果	5次総計で実現できていないと考える方針の内容とその主な要因	当該方針において今後対応が必要な課題
1 安全で快適な都市環境を確保するため、市民が愛着を持てるようなゆとりある歩行空間や緑豊かな都市計画道路および主要生活道路の整備に努めます。	<p>・大枝公園再整備事業にあわせ、都市計画道路馬場菊水線の2車線化事業を行うことでゆとりある歩行空間の設置の事業化を行っている。</p> <p>・都市計画道路豊秀松月線の整備において、電線等を地中化することで、ゆとりある歩行空間の確保や自転車通行帯の設置する事業を行う。</p>	<p>・都市計画道路の整備には着手しているが、その他の主要生活道路等には着手していない状況である。</p>	<p>・社会情勢を考慮した道路交通ネットワークの再構築等を検討する必要がある。</p>
2 未着手の都市計画道路の整備については、大阪府が広域的観点から策定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」との整合を図りつつ、総合的に勘案し検討していきます。	<p>・豊秀松月線の事業化</p> <p>・平成25年に長期にわたり事業未着手の都市計画道路について、都市計画決定の見直しを実施した。</p> <p>・大阪府道の一部未着手区間については、府と連携し早期事業着手を要望。</p>		<p>大阪府の動向や計画の連携を考慮しつつ、未着手の都市計画道路について検討していく。</p>
3 市民生活に必要不可欠な既存の生活道路についても、適切な維持管理に努め、快適な道路空間を創出します。	<p>・路面性状化調査や路面下空洞調査を行うなど、適切な道路の維持管理に努めている。</p>		

●主要な施策

主要な施策等		関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて	
			5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題
1	<p>安全で快適な道路空間の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道・府道の改良や拡幅等、安全で快適な道路空間の整備を国・府等関係機関に要請します。 ・都市計画道路や、主要生活道路の安全で快適な道路空間の確保に向けて、ユニバーサルデザインを考慮した整備推進を図ります。 	1, 2	<ul style="list-style-type: none"> ・市の要請により、大日交差点のエレベーターの増設が行われ、また、地下道の自転車利用者に対し音声による啓発設備についても現在、設置の方向で進められている。 ・バリアフリー基本構想に基づく道路特定事業において、主要生活道路の整備を進めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主要生活道路のうち、幅員確保の困難などの課題あり、未実施のものがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー基本構想及び各特定事業計画の見直しが必要
2	<p>道路管理体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛着を持てるような道路の実現に向け、市民参加・協働を視野に入れた維持管理を図ります。 ・既存道路施設の損傷・劣化等を将来にわたり把握することにより、計画的かつ効率的な維持管理の充実を図ります。 	3	<ul style="list-style-type: none"> ・もりぐち情報アプリの活用により、市民の方から道路の陥没などの情報収集を行っている。 ・陥没による事故を未然に防止するため、市内全域の路面下空洞調査を実施。 ・既存道路の損傷・劣化度を路面性状調査を行い補修計画を立て補修を行っている。 		<ul style="list-style-type: none"> ・維持補修や空洞調査による陥没箇所等に基づき、新たな補修計画が必要。
-	-	-			

課題別計画の策定状況

・守口市都市計画マスタープラン

第3章	交通の便の良さを活かした、にぎわいと活力あふれるまち
第2節	利便性の高い道路交通ネットワークの充実
第2項	交通体系の充実

担当部会
都市形成部会

●交通体系の充実 に向けた成果と今後の課題

第五次総合基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第5次総計期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次総計期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる外部 パートナーと連携・協力の内容のアイデア
・大阪府においては、平成28年度の大阪府戦略本部会議で大阪モノレール南伸事業の事業化が決定された。また、平成30年度には、大阪モノレールの南伸に係る都市計画が決定された。	・平成30年度に、本市及び門真市の両市で実施した大阪モノレール門真市駅と(仮称)門真南駅との中間駅の検討に係る基礎調査結果では、新駅の設置は大阪モノレール全体の利用者数を増加させ、費用便益分析結果を踏まえても、十分な投資効果があると検証された。	・令和11年(2019年)の大阪モノレール南伸事業に係る事業開始時の新駅設置に向け、大阪府、大阪高速鉄道(株)などとの協議を進める。また、新駅周辺の商業系複合エリア開発などの環境の変化に応じた本市市域内のハード面の調整などの対応が必要である。	・門真市、大阪府、大阪高速鉄道(株) (大阪モノレール南伸事業)

●基本方針

基本方針	第5次総計の成果	第6次策定に向けて	
	方針の実現に寄与した具体的取組と成果	5次総計で実現できていないと考える方針の内容とその主な要因	当該方針において今後対応が必要な課題
1 モノレールの南伸やバス路線網の継続的な確保など、公共交通の利便性の向上に努めます。	・大阪モノレール南伸事業については、平成30年度に大阪府において都市計画決定が行われ、事業化が進んでいる。また、大阪府に対して、大阪モノレール門真市駅と(仮称)門真南駅との中間駅の設置に向けた要望を、門真市とともにに行った。 ・コミュニティバス「愛のみのり号」については、平成29年度において、「愛のみのり基金」を活用のうえ事業開始し、平成30年度は運行ルートの見直し、新規停留所を設置し、さらに令和元年度は東部地域に1台増車し充実を図った。	・市内のバス路線等の充実については、バス事業者が採算性等の理由により、路線の見直しを行っており、今後も路線の存続等について要望を続ける。	・令和11年(2019年)の大阪モノレール南伸事業に係る事業開始時の新駅設置に向け、大阪府、大阪高速鉄道(株)などとの協議を進める。また、新駅周辺の商業系複合エリア開発などの環境の変化に応じた本市市域内のハード面の調整などの対応が必要である。 ・「愛のみのり号」については、市民ニーズ等を踏まえ、更なる充実を図る。
2 鉄道駅周辺への自転車・バイク利用者の増大に対応するため、自転車・バイクの放置状況の把握および放置防止対策、指定管理者による利用しやすい自転車駐車場の運営の充実に努めます。	・鉄道駅周辺の自転車・バイクの放置防止対策としては、街頭啓発や撤去を祝祭日も含め行っている。自転車駐車場指定管理者の自主事業の提案等を早期に実施するなど利用者の利便性の向上に努めた。		自転車・バイク等の放置台数は減少傾向にあるが、さらなる啓発活動を行っていく。
3 安全な市民生活と円滑な交通を確保するため、総合的な駐車対策を推進します。	・放置自転車・原動機付自転車については、移送・撤去を行っており、自動二輪車については、警察と連携し対策を行っている。		・今後も警察と連携し、めいわく駐車対策を行っていく。

●主要な施策

主要な施策等	関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて			
		5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題		
1 公共交通機関の充実		<ul style="list-style-type: none"> 大阪モノレールの南伸を関係機関へ要望していきます。 市民の利便性を確保するため、市民とバス事業者とともに協働で地域に適したバス路線の検討を進めます。 	1	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度に大阪モノレール南伸事業計画に伴う新駅の設置要望を大阪府に提出し、平成28年度には大阪府戦略本部会議で南伸事業の事業化が決定された。平成30年度には、大阪府において大阪モノレールの南伸に係る都市計画が決定された。また、同年、本市及び門真市の両市は新駅設置の検討に係る基礎調査を行い、当該調査結果を踏まえ、令和元年7月に両市長の連名により、大阪府知事に対して、新駅設置に係る要望書を提出した。 コミュニティバス「愛のみのり号」については、平成29年度において、「愛のみのり基金」を活用のうえ事業開始し、平成30年度は運行ルートの見直し、新規停留所を設置し、さらに令和元年度は東部地域に1台増車し充実を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内のバス路線等の充実については、バス事業者が採算性等の理由により、路線の見直しを行っており、今後も路線の存続等について要望を続ける。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和11年(2019年)の大阪モノレール南伸事業に係る事業開始時の新駅設置に向け、大阪府、大阪高速鉄道(株)などとの協議を進める。また、新駅周辺の商業系複合エリア開発などの環境の変化に応じた本市市域内のハード面の調整などの対応が必要である。 「愛のみのり号」については、市民ニーズ等を踏まえ、更なる充実を図る。
2 自転車利用環境の充実		<ul style="list-style-type: none"> 自転車を安全で適正に利用できる環境づくりに努めます。 大日駅周辺の借地自転車駐車場の解消と、安定した効率的な運営のための再編を進めます。 	2	<ul style="list-style-type: none"> 安全で快適な自転車の利用環境整備に向け、本市の役割を明確にし、総合かつ戦略的な施策の展開を図るため、平成31年3月に「守口自転車活用推進計画」を策定した。 大日駅周辺の自転車駐車対策としては、大日駅北第1駐車場の拡幅を行い駐車台数を増加した。 	<ul style="list-style-type: none"> 大日駅周辺の自転車駐車場の利用ニーズは依然高く、借地の解消には至っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用ニーズを検証した上で、長期の賃貸借契約を締結するなど、自転車駐車場の安定した効率的な運営を図っていく。
3 めいわく駐車対策		<ul style="list-style-type: none"> 駐車禁止区域内の自動二輪車を含めた実態の把握に努め、啓発等の対策を進めます。 	3	<ul style="list-style-type: none"> 放置自転車・原動機付自転車については、移送・撤去を行っており、自動二輪車については、警察と連携し対策を行っている。 		<ul style="list-style-type: none"> 今後も警察と連携し、めいわく駐車対策を行っていく。
その他の施策		-	-			

課題別計画の策定状況

・守口市自転車活用推進計画

第3章	交通の便の良さを活かした、にぎわいと活力あふれるまち
第3節	都市型産業の活性化
第1項	工業の振興

担当部会
人権・地域経済・市民協働部会

●工業の振興 に向けた成果と今後の課題

第五次総合基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第5次総計期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次総計期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる外部 パートナーと連携・協力の内容のアイデア
<ul style="list-style-type: none"> 不安定な社会情勢や後継者不足等の問題で年々、企業数は減少傾向にある 立ち退いた工場等に住宅が建つため、企業が土地不足となり他市へ流出している。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度に実施した守口市中小企業総合支援事業により市内企業782社にヒアリングを実施し、ニーズ調査等を行った。 工業振興及び市民との共生を図るため、守口市工業振興条例を制定予定となっている。 働き方改革を推進するため、大阪府初、市町村によるテレワークオフィスの設置を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業流出の防止や企業発展の促進を図るため、一定の土地確保 後継者不足 人手不足 企業の取引先開拓(販路開拓) 	<ul style="list-style-type: none"> 守口門真商工会議所や事業承継ネットワーク事務局、ハローワーク門真、大阪労働局などと連携を図り、雇用問題や企業流出等に歯止めをかける。

●基本方針

基本方針	第5次総計の成果	第6次策定に向けて	
	方針の実現に寄与した具体的取組と成果	5次総計で実現できていないと考える方針の内容とその主な要因	当該方針において今後対応が必要な課題
1 中小企業の育成に向け、地元において培われたものづくり技術の継承と、守口ブランドとしての新技術および新商品の開発等を促すため、国や府による支援策の情報提供を行うとともに関係機関と連携した支援に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度より、守口門真商工会議所と連携を図り、技術継承を始めとした中小企業支援施策として守口市中小企業総合支援事業を実施している。 技術力のPRや販路開拓を目的に「極の守」を作成し、全国各地の商工会議所や中国などで配布を行った。 新技術の習得や新商品の開発に係る設備等を対象とした国の補助金事業についての説明会を市内企業に向けて開催を行った結果、守口市と門真市併せて、約100名ほどが参加した。 		<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、極の守を活用し、企業ブランドのPRに努める。 平成29年度より参画している事業承継ネットワークを活用し、市内企業、支援機関、金融機関と連携を図り事業承継を実施していく。
2 勤労者の雇用の促進・安定、就業機会の均等、職業能力の向上、事業所における福利厚生充実を進めるなど、勤労者がゆとりと潤いのある生活を送ることができる環境づくりに努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 勤労者の雇用の促進を図るため、門真市・守口門真商工会議所・ハローワーク門真と連携を図り、市内企業と求職者をマッチングさせる守口門真合同企業面接会を実施した。 勤労者がゆとりある生活を送ることが出来る環境づくりとして、市内2カ所にテレワークオフィスを設置し、働き方改革を企業に対して推進することで、通勤時間の短縮や育児や介護問題等で出勤が難しい方が安心して働けるようにサポートを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 職業能力の向上や福利厚生充実を図るため、国・府が発行しているチラシ等を活用し、窓口にこられた企業等に対して啓発活動を実施しているが、広く周知にいたっていないことが現状である。要因としては、広く周知するには、広報誌による周知等が考えられるが、企業向けではなく、広報媒体として効果が低いことが挙げられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 守口市中小企業総合支援事業において、市内企業に対してニーズ調査を行ったところ、雇用確保のニーズが一番高かったことから、引き続き、雇用確保支援を実施する必要がある。
3 企業の市外流出を防止するため、企業と住民が共生できる環境づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度に工業振興条例の制定を予定しており、企業・市・市民が市の発展のため連携を図り、市内工業の振興及び共生を目的とする。 平成28年度から令和元年度の間には市内中小企業を支援するため、守口門真商工会議所と連携し、中小企業総合支援事業を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業と住民が共生できるよう工業振興条例の制定を予定しているが、具体的な施策等の実施はできていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 企業の市外流出を防止するため、共生できる環境づくりとして、工業振興条例の策定を予定している。 企業が実施している騒音や環境についての配慮等の「見える化」を実施し、市民の理解を得る事で共生に繋げ、企業流出を防ぐ。

●基本方針(つづき)

基本方針	第5次総計の成果	第6次策定に向けて	
	方針の実現に寄与した具体的取組と成果	5次総計で実現できていないと考える方針の内容とその主な要因	当該方針において今後対応が必要な課題
4 企業による社会貢献活動を活発にし、企業、住民、行政の連携に基づくまちづくりを進めます。	・市内企業からの協賛を頂き地域の活性化を目的に市民と市が協働で実施している市民まつり等のイベントを実施している。	・企業・住民・行政が連携して社会貢献活動を実施しているが、直接的なまちづくりとは関連性が低い。	・ふるさと納税等の観点から商品登録し、市外に守口市のPRと企業の技術力の発信を行うことで、知名度を向上させまちの活性化に繋げる。

●主要な施策

主要な施策等	関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて		
		5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題	
1 中小企業の育成	1	(1)新技術および新商品の開発等の支援 ・企業間の交流・連携を促し、新たなビジネス展開や付加価値の向上を支援します。	・平成30年度より、市内企業の交流を図るため、技術力、ブランド力を広く発信するツールとして作成した「極の守」掲載企業との交流会を実施し、販路拡大や企業間連携の促進を図っている。	・平成30年度より、「極の守」交流会を開催しているが、実施主体が市となっている。今後更なる企業間の交流による付加価値の向上を図るには、企業が主体となり企業ごとの意識を高め、市がオブザーバーとして介入したほうがよいと考える。	・市内企業の交流活性化により市内のビジネスマッチングは図られるが、市外企業とのマッチングは繋がりにくい。今後、更なる付加価値の向上を図るため他市の企業との交流も不可欠である。
		(2)ものづくりの情報発信 ・守口ブランドとしての技術や商品に関する情報を市の内外に対して発信します。	・平成28年度より、守口門真商工会議所と連携を図り、技術継承を始めとした中小企業支援施策として守口市中小企業総合支援事業を実施している。 ・また、ブランド化及び技術のPRを目的に「極の守」を作成し、全国各地の商工会議所や中国などで配布を行った。		・今後更なる守口ブランドの強化を目指すため、極の守のPRに努めるとともに、「極の守」のブランドとしての確立が重要となる。
	(3)雇用の安定や福利厚生の充実に向けた支援 ・中小企業における若手後継者の育成や従業員の確保と福利厚生の向上のための支援を行います。	2	・平成29年度より大阪府事業承継ネットワークに参画しており、大阪府内の事業承継についての意見交換等を行い、先進的な事例を参考にし、市内企業や企業支援機関である金融機関等に対して、事業承継のセミナーを実施し、支援を行った。		・事業承継セミナーを実施しているが、参加できる企業が限られており、参加する余裕がない企業に対して、ノウハウを周知する術を模索する必要がある。
	(4)資金調達の円滑化の支援 ・新たな事業展開や事業規模の拡大を促すため、公的融資制度の利用促進に努めるとともに、経営の安定化を図るための資金調達の円滑化を支援します。	1	・国・府が実施する融資制度の周知を企業に実施する他、市内金融機関に対しても周知を行い、金融機関からも企業に対して紹介を行った。		・市内金融機関や関係機関と連携を図り、公的融資制度の案内を実施するなど、企業支援に努めるとともに、市融資の廃止や保証料補給の活用件数が減少傾向にあるため、新たな基本方針を定める必要がある。
	(5)起業家の育成に対する支援 ・経済のグローバル化※や地域社会の変化に伴い、多様なビジネスチャンスの拡大が期待されるなかで、更なる雇用を生み出す起業家の育成を図ります。	2	・起業家の育成として、守口門真商工会議所や市内金融機関と連携を図り、特定創業支援事業を実施している。 ・特定創業支援事業を受けた方は、市から証明書を発行している。この証明書は、登録免許税の減免や融資額の拡充などの支援が受けられる。 ・平成28年度から守口門真商工会議所で女性のみを対象とした創業支援セミナーを実施している。		・特定創業支援事業を実施するとともに、広く制度等の周知に努める。

●主要な施策(つづき)

主要な施策等		関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて	
			5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題
2	<p>企業と住民が共生できる環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住工混在地域の課題の解消に努め、企業の市外流出防止を図ります。 ・工業用地に関する情報発信を行うとともに、立地優遇措置により、企業誘致に努めます。 ・企業に対して、国や大阪府の動向にあわせた環境負荷低減活動を促すとともに、住民と事業所との共生を促進するため、地元企業の持つ社会的資源の発掘及び活用に努めることにより、地域貢献活動や住民との交流促進を図ります。 	3、4	<p>・住工混在地域の共生を図るため、守口市工業振興条例の制定を予定している。</p>		<p>・企業流出の防止や企業発展の促進を図るためには、一定の工業用地としての確保が必要となるが、企業誘致は、時代背景や市の現状にそぐわないため、新たな基本方針を定める必要がある。</p>
—	その他の施策	—			

課題別計画の策定状況

--

第五次守口市総合基本計画 総括シート

NO.24

第3章	交通の便の良さを活かした、にぎわいと活力あふれるまち
第3節	都市型産業の活性化
第2項	商業の活性化

担当部会
人権・地域経済・市民協働部会

●商業の活性化 に向けた成果と今後の課題

第五次総合基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第5次総計期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次総計期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる外部 パートナーと連携・協力の内容のアイデア
<ul style="list-style-type: none"> 大型商業施設や大手スーパーの増加により、来店者数が減少し、経営困難に陥っている商店が増加している。 商店街の後継者不足により、商店街の空き店舗が増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域に根ざした商業の基盤の強化を図り、その持続的な発展を促進し、市民生活の向上及び地域社会の発展に寄与することを目的とした、守口市商業振興条例を制定し、商業の活性化に関する基本的事項を定めた。 守口市商業振興事業支援補助金交付要綱の改正や、守口市商業振興事業支援補助金交付要領を制定することで、補助対象となる団体及び事業を拡大し、より多くの団体がイベントを実施しやすくなるよう環境整備を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 商店会等の抱える後継者問題がある。 商店会等の継続的なにぎわいを創出する。 	<ul style="list-style-type: none"> 守口市商業振興条例に定めたとおり、大型商業施設を含む事業者、商店会等、守口門真商工会議所、守口市商業連盟及び市が連携し、定期的なイベント等継続的なにぎわいの創出を図る。にぎわいの創出によって、商店の守口市からの流出を防ぐだけでなく、空き店舗への新規参入も期待する。 従来のお店スタイルだけでなく、新たな事業を行う新規参入の事業者に補助金を交付する制度を整備する。

●基本方針

基本方針	第5次総計の成果	第6次策定に向けて	
	方針の実現に寄与した具体的取組と成果	5次総計で実現できていないと考える方針の内容とその主な要因	当該方針において今後対応が必要な課題
1 商店街や小売市場を地域におけるコミュニティの核とするため、地域住民との連携を強めることにより地域密着型の商業集積地として活性化を図るとともに、大型商業施設との共存共栄を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 守口市商業振興条例を制定し、大型商業施設との共存共栄に努めた。 守口市商業振興事業支援補助金交付要綱の改正や、守口市商業振興事業支援補助金交付要領を制定し、商店街や小売市場等が地域住民との連携を強めるためのきっかけとなるイベント等の事業に対する補助金制度を整備した。 	<ul style="list-style-type: none"> 商店会等の抱える後継者不足問題に加えて、イベント等でのにぎわいを見せている商店街も、平常時に継続的なにぎわいを創出するための活動を行えていなかった。 商店街の利便性が欠けている。 	<ul style="list-style-type: none"> 商業集積地として活性化するためには、継続的なにぎわいの創出が必要なので、大型商業施設を含む事業者、商店会等、守口門真商工会議所、守口市商業連盟及び市が連携し、継続的なにぎわいの創出が行えるよう、イベント等を積極的に行い、活性化を図る。
2 生活基盤としての商業店舗の合理的な配置と、消費者のライフスタイルに配慮した商業環境の整備を促していくとともに、商業の担い手である後継者の育成に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 環境の整備に係る一助として、守口市商店会等防犯対応設備に関する補助金交付要綱による街路灯の電気料の補助を行った。 大阪府と協働した、空き店舗対策の施策提案等を行った。 後継者の確保の一助として、門真市と守口門真商工会議所、ハローワークと協働して合同企業面接会を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 商店会等の空き店舗が増加している中、合理的な配置を検討する段階に至っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者のライフスタイルに配慮した新たな商店の方向性を明確化する。 空き店舗の減少を目的とした事業承継の後押しのみならず、空き店舗への新規店舗参入を図る。

●主要な施策

主要な施策等		関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて	
			5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題
1	個性ある商業地区の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・商業環境整備については、消費者の購買意欲や時代のニーズに対応できる店舗づくりを支援するとともに、商業に携わる後継者の育成や雇用の確保に努めます。 ・NPO※等各種団体と連携した多様なイベントの開催を促すことにより、地域に密着した個性のある商業地区の形成をめざします。 	1	<ul style="list-style-type: none"> ・守口市商業振興条例を制定し、商業環境の整備に努めた。 ・商業者の抱える後継者不足や、雇用確保の課題に対応すべく門真市と守口門真商工会議所、ハローワークと協働して合同企業面接会を行った。 ・さまざまな商業者がイベント実施できるよう、守口市商業振興事業支援補助金交付要綱を改正した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者の購買意欲や時代のニーズに対応できる店舗づくり等、個々の店舗に対応する施策までは及ばなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・時代のニーズに対応した店舗作りを支援し、後継者の育成のみならず、新規参入事業者への補助制度を確立し、事業者の流出を抑え、持続的な商業を目指す。 ・大型商業施設を含む事業者、商店会等、守口門真商工会議所、守口市商業連盟及び市が連携し、従来の規模を超えた地域を対象としたイベントを実施し、商業活性化を図る。
2	地域コミュニティの核としての商店街等の有効活用 商店街や小売市場を地域のコミュニティ活動の場とすることにより、地域住民が年齢に関係なく集え交流ができる環境づくりを進めるとともに、街路灯やカラー舗装等の資産の維持管理を促し、安全で快適な買い物空間の創造をめざします。	2	<ul style="list-style-type: none"> ・守口市商業振興事業支援補助金交付補助金の改正や、守口市商業振興事業支援補助金交付要綱を制定し、イベントや産学連携事業を実施しやすい環境を整備し、地域住民が世代関係なく交流ができる環境づくりをサポートした。 ・守口市商店会等防犯対応設備に関する補助金交付要綱によって街路灯の電気料の補助を行うことで、資産の維持管理を促し、安全な空間の創造の手助けをサポートした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した街路灯の撤去に対する補助等、商店街のニーズすべてに対応できる制度がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した街路灯の撤去、やり替えに対する補助制度を確立する。 ・守口市商業振興事業支援補助金交付要綱を令和元年7月1日に改正したので、引き続き、商店街が地域住民にとって世代関係なく交流ができる環境であるよう、イベント等の補助を行う。
-	その他の施策	-			

課題別計画の策定状況

--

第五次守口市総合基本計画 総括シート

NO.25

第3章	交通の便の良さを活かした、にぎわいと活力あふれるまち
第3節	都市型産業の活性化
第3項	農業の保全・育成

担当部会
人権・地域経済・市民協働部会

●農業の保全・育成 に向けた成果と今後の課題

第五次総合基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第5次総計期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次総計期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる外部 パートナーと連携・協力の内容のアイデア
<ul style="list-style-type: none"> 平成27年に都市農業振興基本法が成立。これを基に策定された都市農業振興基本計画により、都市農地の位置付けが「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと大きく転換された。 平成28年に農業委員会法が改正され、「農地利用の最適化」が農業委員会の必須事務となった。 平成29年に生産緑地法が改正され、市町村の条例で定めることにより、生産緑地の下限面積を500㎡から300㎡に引下げ可能となった。令和元年に本市も条例改正を行い、下限面積を300㎡とした。 全国的に、農業従事者が高齢化等の理由により農業を続けることが難しくなり、農地を手放すケースが多い。本市においてもその傾向がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 守口大根の栽培を継続しており、年間600～800本を生産している。 防災協力農地の登録推進に取り組み、9農家124aの新規登録があった。 防災協力農地内での井戸の新設・改良に対する補助金制度を創設した。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携を深め、農業従事者の高齢化、後継者不足等の課題に対応する。 	<ul style="list-style-type: none"> 農業委員会・都市農業研究会・JA北河内(農業施策についての協力体制の継続)

●基本方針

基本方針	第5次総計の成果	第6次策定に向けて	
	方針の実現に寄与した具体的取組と成果	5次総計で実現できていないと考える方針の内容とその主な要因	当該方針において今後対応が必要な課題
1 直売や学校給食をとおして地産地消を推進し、農業振興を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 市役所での朝市や地元農産物の学校給食への提供事業への支援が継続して実施されている。 守口大根の生産や守口大根長さコンクールなどの普及活動が継続して実施されている。 小・中学生への食農教育が継続して実施されている。 		<ul style="list-style-type: none"> 守口大根の生産について、協力農家の減少が見込まれる。事業を継続できるよう、生産方法の見直し等を行う必要がある。
2 農地の有する多面的機能を発揮するため、市内農地の保全を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 市内農家へ防災協力農地制度についての周知を行い、登録の推進に取り組んだ。 防災協力農地内での井戸の新設・改良に対する補助金制度を創設した。 		<ul style="list-style-type: none"> 防災協力農地内での井戸の新設・改良に対する補助金制度の活用等により、引き続き市内農地の保全に力を入れて取り組んでいく。 高齢化等で農業の継続が困難となった農地の保全については、農地貸借制度の周知等を含め、緑空間の保全を推進していく。

●主要な施策

主要な施策等		関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて	
			5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題
1	地産地消の推進 地元農産物の学校給食への提供や、農家団体が行う農産物直売の支援協力、守口大根の生産等を通じ、また、小・中学校と連携を深め食農教育※への協力等を行うことにより、地産地消を推進します。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・守口都市農業研究会が実施する、地元農産物の学校給食への提供事業への支援を行った。 ・守口都市農業研究会が実施する、市役所での朝市への協力を行った。 ・守口大根の栽培や長さコンクールを通じ、伝統野菜の生産・普及活動を行った。 ・農業委員が、小・中学生を対象に農産物の作付・収穫体験などを通じ、食農教育を行った。 		<ul style="list-style-type: none"> ・守口大根の生産について、畝作り等に多大な労力が必要である。 ・協力農家の高齢化などが見込まれることから、事業の主たる目的を生産・普及から伝統の継承へとシフトし、小規模な農地でも継続的に生産できるようにすることが必要である。
2	防災協力農地の登録推進 緑地空間、防災空間、遊水池機能等、農地の有する多面的機能を活用するため、防災協力農地の登録を推進します。	2	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会だより等を通じて防災協力農地制度のPR・協力要請を行い、登録の推進に取り組んだ。 ・平成31年度に防災協力農地内での井戸の新設・改良に対する補助金制度を創設し、防災協力農地の新規登録・既登録農地の登録継続を図った。 		<ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度の制度開始より登録の推進に取り組んできたが、防災協力農地になり得る農地は限られており、登録件数の大幅な増加は困難である。 ・現在登録されている農地の保全に主に力を入れて取り組んでいく。
-	その他の施策	-			

課題別計画の策定状況

--

第五次守口市総合基本計画 総括シート

NO.26

第4章	自然環境と調和し共生する安全・安心なまち
第1節	潤いのある快適な生活空間づくり
第1項	親水空間の維持管理と利用促進

担当部会
都市形成部会

●親水空間の維持管理と利用促進 に向けた成果と今後の課題

第五次総合基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第5次総計期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次総計期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる外部 パートナーと連携・協力の内容のアイデア
<p>・都市における公園は、良好な都市環境の保全、防災、レクリエーション、都市景観の形成、環境保全機能に加え、子どもの遊び場、高齢者等の健康増進の場、地域交流の場等、多面的な機能を発揮するものであり、本市内においては、都市公園、児童公園、その他公園を合わせて183箇所の公園が、子どもから高齢者まで多くの市民に親しまれている。</p> <p>・しかしながら、多くの公園は高度経済成長期の昭和30年(1955年)代から40年(1965年)代における急激な人口増加に伴い開設されており、人口減少、少子高齢化の現在においては、求められるニーズが異なる現状がある。</p> <p>・そこで、地域の実情に応じた特色ある公園整備を行うため、単なる施設の更新にとどまらず、利用頻度の少ない公園の効率的な整備・管理・集約や、機能の分散・集約を含めた公園整備を行うことにより、公園の多様なストック効果を高めるため、平成31年4月に「守口市公園整備方針」を策定した。</p>	<p>・公園については、大枝公園の再整備において、公園東側に水遊び場を設け、子どもが水と親しめる場を設けた。また、世木公園のつり池において、安全で快適な施設利用を継続できるよう老朽化したデッキの補修を行った。</p>	<p>・公園については、世木公園の体験池は施設の老朽化が進んでおり、また隣接する釣り池と一体とした施設となっている。そのため、釣り池の今後のあり方も視野にいれた再整備が必要となっている。</p> <p>・淀川河川広場の施設更新について、国土交通省と協議を行いながら、市民により利活用してもらえるような環境づくりを進める必要がある。</p>	<p>・大阪府 (淀川河川公園の施設整備)</p>

●基本方針

基本方針	第5次総計の成果	第6次策定に向けて	
	方針の実現に寄与した具体的取組と成果	5次総計で実現できていないと考える方針の内容とその主な要因	当該方針において今後対応が必要な課題
<p>1 適切な維持管理や施設更新を行うとともに計画的な再整備を進めるなど、市民一人ひとりがゆとりや潤いを感じることのできる親水空間を提供し、その利用促進に努めます。</p>	<p>・公園については、大枝公園の再整備において、公園東側に水遊び場を設け、子どもが水と親しめる場を設けた。</p> <p>・淀川河川広場について、国土交通省から占有許可を受けており、施設の維持管理を行い、無料で市民やスポーツ団体に開放し、野球、サッカー、ソフトボール、ラグビー等の球技を中心に、活動いただいている。</p>	<p>・淀川河川広場の施設の維持管理について、経年劣化の補修や災害等の復旧については迅速に行い、安全確保は行っているが、抜本的な施設更新については、国土交通省との協議や費用負担が生じることから、実施できていない。</p>	<p>・公園については、世木公園の体験池は施設の老朽化が進んでおり、また隣接する釣り池と一体とした施設となっている。そのため、釣り池の今後のあり方も視野にいれた再整備が必要となっている。</p> <p>・淀川河川広場の施設更新について、国土交通省と協議を行いながら、市民により利活用してもらえるような環境づくりを進める必要がある。</p>

●主要な施策

主要な施策等		関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて	
			5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題
1	潤いのある親水空間の継承 施設の維持管理や更新をしていくことで設備の延命化を図るとともに、植栽等の周辺の景観を総合的に見直し、市民にとってゆとりと潤いの感じられる親水空間の再整備に努めます。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・公園については、大枝公園の再整備において、公園東側に水遊び場を設け、子どもが水と親しめる場を設けた。 ・世木公園のつり池において、安全で快適な施設利用を継続できるよう老朽化したデッキの補修を行った。 ・西三荘ゆとり道においても、季節に応じた花壇植栽を行うなど、華やぎと安らぎが感じられる空間管理を行っている。 ・大宮中央公園の水景施設は池の清掃業務及びポンプ等の点検など施設管理を適切に行い親水空間の提供を行った。 ・伝統的な水路を活用した生活様式を今に伝えるひなだ中心に整備した梶2ひなだ前園地において、定期的に草刈りを行うなど、水に親しみやすい環境整備を行っている。 		<ul style="list-style-type: none"> ・公園については、世木公園の体験池は施設の老朽化が進んでおり、また隣接する釣り池と一体とした施設となっている。そのため、釣り池の今後のあり方も視野にいれた再整備が必要となっている。
2	淀川の利用促進 淀川は、市民にとって、貴重な自然環境が享受できる数少ない親水空間であり、また、スポーツやレクリエーションの貴重な空間です。これら多様な市民のニーズに配慮した淀川の整備を、国等に要望していきます。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・淀川の整備については、国に対して、淀川左岸治水促進期成同盟の構成市として、治水事業の強力な推進及び地震に強い河川整備の促進、淀川舟運の促進及び河川管理施設等の長寿命化の推進という要望に合わせて、美しい水系環境の実現のため、ワンドの環境改善や水辺環境の再生を目的とした親水空間の整備事業の推進を要望した。 ・淀川河川広場については、スポーツやレクリエーションによって子どもから高齢者まで幅広い方々にご利用いただいている。 	淀川河川広場については、利用する方々の固定化が見られるため、利用いただけることの周知が充分ではない可能性がある。	<ul style="list-style-type: none"> ・淀川の整備については、今後も、淀川左岸治水促進期成同盟の構成市として足並みを揃え、浸水被害の軽減のための対策や治水対策の要望に併せて、親水空間の創造や整備についての要望を実施していく必要がある。 ・淀川河川広場については、賑わいを創出するには、スポーツを中心として市民や関連団体などと連携し、イベントを開催するなど、周知・魅力の発信につとめていく必要がある。
-	その他の施策	-			

課題別計画の策定状況

・守口市公園整備方針

第五次守口市総合基本計画 総括シート

NO.27

第4章	自然環境と調和し共生する安全・安心なまち
第1節	潤いのある快適な生活空間づくり
第2項	緑と花のあふれるまちづくり

担当部会
都市形成部会

●緑と花のあふれるまちづくり に向けた成果と今後の課題

第五次総合基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第5次総計期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次総計期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる外部 パートナーと連携・協力の内容のアイデア
<p>・国においては、社会の成熟化、市民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備等を背景とし、緑とオープンスペースが持つ多機能性を、都市及び地域、市民のために最大限引き出すことを重視するステージへの移行が必要としている。新たなステージにおける重視すべき観点として、①ストック効果をより高める、②民間との連携を加速する、③都市公園を一層柔軟に使いこなすが挙げられ、新たなステージに向けた国の取組みとして、①公募設置管理制度(Park-PFI)の創設、②PFI事業の設置管理許可期間の延伸、③保育所等の占有物件への追加、④公園の活性化に関する協議会の設置、⑤都市公園の維持修繕基準の法令化を盛り込んだ都市公園法・都市緑地法の改正が行われた。</p> <p>・本市においては、都市公園法・都市緑地法の改正を受け、地域の公園緑地政策全体のマスタープランの拡充として、「守口市花と緑の基本計画」への都市公園の管理の方針、農地を緑地として施策への取組み等の反映が求められている。</p>	<p>・スポーツ・防災・緑をテーマに大枝公園の再整備を実施。</p> <p>・「守口市花と緑の基本計画」の改訂をアンケート調査やパブリックコメントにより市民意識を採り入れ実施。</p> <p>・地域の実情に応じた特色ある公園整備を行うため、単なる施設の更新にとどまらず、利用頻度の少ない公園の効率的な整備・管理・集約や、機能の分散・集約を含めた公園整備を行うことにより、公園の多様なストック効果を高めるため、平成31年4月に「守口市公園整備方針」を策定した。</p>	<p>・公共施設の集約・見直し等による緑地の減少。</p> <p>・駅前などにぎわい空間における緑の不足。</p> <p>・新設公園の用地確保。</p> <p>・民有地における接道部緑化の不足。</p> <p>・緑化助成の凍結。</p> <p>・緑と市民を繋ぐ重要なパイプ役の消滅。</p> <p>・ボランティアの高齢化。</p> <p>・保存樹木・保存樹林の樹木医による診断等による適正管理。</p>	<p>・緑・花グループ 花壇・清掃ボランティアの継続と拡大</p> <p>・公園の指定管理者 緑花イベント、緑花講習等の開催</p> <p>・市内事業者 花壇植栽、花苗等の寄付</p> <p>・学生ボランティア 花壇植栽、緑花イベントへの協力</p> <p>・緑・花推進協議会 市民、団体、事業者等が連携・協働パートナーとして、緑・花活動の拡大・活性化を図る</p>

●基本方針

基本方針	第5次総計の成果	第6次策定に向けて	
	方針の実現に寄与した具体的取組と成果	5次総計で実現できていないと考える方針の内容とその主な要因	当該方針において今後対応が必要な課題
1 花と緑と市民のネットワークのもと、花と緑があふれる、ゆとりと潤いのある都市環境の創出に努めます。	<p>・「緑・花グループ」による花壇への花苗の植え付け、水遣り等の活動が継続して実施されている。</p> <p>・「みどりの環境をつくる条例」に基づき、民有地に対する緑化の要請を継続して行っている。</p> <p>・大阪府が定めるみどりの風促進区域において、大阪府により民間企業の協力を得た沿線民有地の緑化、公共緑地の維持・管理・育成及び都市計画の規制緩和による緑化誘導等の取組みがされている。</p>	<p>・「緑・花グループ」の高齢化により、活動が停止されるケースも見られた。</p> <p>・開発時における土地利用と緑化の不整合により、条例の植栽基準を満たさない物件が見られた。</p> <p>・都市計画の規制緩和による緑化誘導等の取組みについては、開発規模等の条件により実績がない。</p>	<p>・「緑・花グループ」の新たな担い手及び他グループとの連携が必要である。</p> <p>・条例に該当する開発面積の下限を設定するなどの植栽基準の見直しが必要である。</p> <p>・都市計画の規制緩和による緑化誘導等の取組みについては、実情に合わせた条件の設定が必要である。</p>
2 公園や緑地等が、災害時に果たす役割などを考慮し、多機能で魅力あるものとなるよう、改修や再整備を進めます。	<p>・大枝公園の再整備において、市街地の緑地景観に寄与する一方で、発災時には、周囲の延焼から避難場所を守る緑として効果を発揮する緑地空間(防火樹林帯や管理用道路の植栽等)の創出した。</p>		<p>・「守口市公園整備方針」に基づき、市域に拠点となる多機能な防災公園の整備が必要。</p> <p>・樹木の生育状況を注視しながら、適切な伐採、補植等の管理が必要である。</p>
3 公園等の整備にあたっては、市民による参加・協働を推進し、地域特性や多様な市民ニーズを反映させ、より一層市民に親しまれる緑・花の環境づくりに努めます。	<p>・「守口市花と緑の基本計画」の改訂に際して、アンケート調査やパブリックコメントにより市民意識を反映した計画とした。</p>	<p>・「守口市花と緑の基本計画」は市域全体の計画であり、個別の公園整備については地域のニーズとのすり合わせが必要となる。</p>	<p>・地域毎の住民ニーズの把握に基づく特色ある公園の整備・再整備が必要である。</p>

●主要な施策

主要な施策等	関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて		
		5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題	
1 緑と花の保全や創出		1	<ul style="list-style-type: none"> ・大枝公園及び桃町緑道公園での緑・花の再整備を行った。 ・従来の密植及び樹木の枝の民地へ越境解消のため、樹木の適正な密度・配置を行い、公園の緑地環境としてのレベルアップを図った。(その他) ・歴史的に貴重な緑の適切な自主管理の実施を図り、みどりのある健全で快適な生活環境の確保のため、保存樹林・樹木の調査・診断、台帳整備を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保存樹林・樹木については、樹木所有者が民間であるため、主体的な事業推進が困難であった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園については、緑花面積のみを重視するのではなく、各公園の植栽状況に応じた緑地環境の再整備が必要である。 ・現在の指定の保存樹木・樹林の適正な管理への支援が必要である。
2 公園等の再整備と市民協働の推進		2, 3	<ul style="list-style-type: none"> ・「緑・花グループ」による花壇への花苗の植え付け、水遣り等の活動が継続して実施されている。 ・公園トイレの一部は、報償金制度により地域や利用者団体により清掃活動が行われている。 ・公園の清掃は、地域等により協力を得ており、そのための清掃道具の配布をおこなっている。(その他) ・市民の緑・花の意識の向上と啓発のため、桜まつり、植木市、さつき祭り等の緑・花イベントを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「緑・花グループ」の高齢化により、活動が停止されるケースも見られた。 ・植木市が緑・花に果たす役割は大きかったが、近年は、ホームセンター等で入手できる環境が整ったことから縮小となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「緑・花グループ」の新たな担い手及び他グループとの連携が必要である。 ・市民協働による公園清掃等の管理の拡大・充実が必要である。 ・令和元年度から植木市は指定管理者が自主事業として行うことになり、桜まつりとさつき祭りについても、共催の(一財)もりぐち緑・花協会が解散となることも含めて再検討が必要である。
— その他の施策		—			

課題別計画の策定状況

- ・守口市花と緑の基本計画
- ・守口市公園整備方針

第五次守口市総合基本計画 総括シート

第4章	自然環境と調和し共生する安全・安心なまち
第2節	環境に配慮した市民生活の実現
第1項	環境に配慮した市民生活の推進

担当部会
環境・安全安心部会

●環境に配慮した市民生活の推進 に向けた成果と今後の課題

第五次総合基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第5次総計期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次総計期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる外部 パートナーと連携・協力の内容のアイデア
<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故を受け、平成26年4月に国において、第4次エネルギー基本計画が策定され、原発依存度の低減、化石資源依存度の低減、再生可能エネルギーの拡大が打ち出された(平成30年7月に第5次エネルギー基本計画策定)。 2015年12月に国連気候変動枠組条約締約国会議において、2020年以降の温室効果ガス削減のための国際的枠組みであるパリ協定が採択され、2016年11月に発効した。 平成28年5月に国において、日本の温室効果ガス削減目標を盛り込んだ地球温暖化対策計画が策定された。 2015年9月に国連において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2030年までの国際社会共通の目標SDGsが示された。 気候変動の影響による被害の防止・軽減する適応策を関係者が一丸となって推進するため、平成30年6月に気候変動適応法が制定された。 平成19年4月に大阪市が路上喫煙防止条例を制定し、大阪府下各市で同様の条例制定の動きが広まった。 平成30年7月に健康増進法が改正され、多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止が盛り込まれた(平成32年までに順次施行)。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境フェアを開催し、市民に対して、地球温暖化防止、省エネルギー、3R等の啓発を行った。 市民の安全で快適な生活環境を確保するため、守口市路上喫煙の防止に関する条例を策定及び路上喫煙禁止区域の指定を行い、市民への啓発を実施した。 野良猫の増加を防ぎ、良好な生活環境の保全を図るため、守口市猫避妊・去勢手術費補助金交付要綱を策定し、猫の不妊・去勢手術費の補助を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 市(行政)、事業者、市民が協働して取り組む持続可能な低炭素社会づくり 市民や事業者に対する啓発 職員に対する啓発及び庁舎内における省エネルギー対策 	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府、環境省 美化活動団体

●基本方針

基本方針	第5次総計の成果	第6次策定に向けて	
	方針の実現に寄与した具体的取組と成果	5次総計で実現できていないと考える方針の内容とその主な要因	当該方針において今後対応が必要な課題
1 市民一人ひとりが意識を変えて環境にやさしい市民生活を実践するため、行政と学校・家庭・地域が一体となった環境教育・環境学習の一層の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 町会、市民団体、学校への出前講座の実施。 市民で構成する「はがしたい」や、関西電力、NTTなどとの協働による違法屋外広告物の除却活動の実施。 守口市路上喫煙の防止に関する条例の策定及び路上喫煙禁止区域の指定を行い、市民への啓発を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境美化や屋外広告物の適正化、路上喫煙防止など、個々の施策の啓発は一定できているが、環境全般の啓発が十分ではなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境全般にわたる啓発や常時啓発できる場や手法を今後考える必要がある。 省エネに対する意識改革、国の補助金を積極的に用いた省エネ(啓発含む)対策が必要である。
2 省エネルギーの推進や新エネルギーの導入等、市民意識の高揚と実践を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> 環境フェアを開催し、市民に対して、地球温暖化防止、省エネルギー、3R等の啓発を実施。 二酸化炭素削減の行動を促すための「かんたん環境家計簿」を作成し、環境フェア等で市民に配布。 	<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガスである二酸化炭素の削減への意識の定着度の検証が出来ていない。 施設の老朽化等により庁舎内のエネルギー使用量が増加した。また、職員の省エネに取り組む意識が低い。 	<ul style="list-style-type: none"> パリ協定に基づく日本の目標を達成するため、守口市としても今まで以上に省エネなど環境に配慮した行動がとれるよう、啓発に力を入れ、意識の高揚を図る必要がある。

●主要な施策

主要な施策等		関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて		
			5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題	
1	環境に配慮した行動の促進	すべての市民が環境に配慮した日常生活を送れるように、ごみ問題や省エネルギー・新エネルギーに関する情報提供・啓発活動、幼児期からの環境教育・環境学習の充実に努め、家庭・地域における環境に配慮した実践活動を促進します。	1, 2	<ul style="list-style-type: none"> ・環境フェアを開催し、市民に対して、地球温暖化防止、省エネルギー、3R等の啓発を行った。 ・二酸化炭素削減の行動を促すための「かんたん環境家計簿」を作成し、環境フェア等で市民に配布した。 (その他) ・淀川管内河川レンジャーと協働し、市内の貴重な自然環境である淀川の清掃を行うとともに、市庁舎において魚の展示を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境フェアでの啓発は、集客力を拡大するため市民まつりでの啓発へと場を変更したが、ブースの広さからテーマが限られてしまい、環境全般の十分な啓発が行えていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境全般にわたる啓発を常時できる場や手法を今後考える必要がある。 ・パリ協定に基づく日本の目標を達成するため、守口市としても今まで以上に省エネなど環境に配慮した行動がとれるよう、啓発に力を入れる必要がある。
2	環境美化の推進	市民・事業者と一体となってポイ捨て等の防止、屋外広告物の掲出や表示の適正化を図り、都市環境の保全のためのまちの美化推進に努めます。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・守口市まちの美化推進に関する条例に基づき、市民と協働し、美化活動の促進やキャンペーンを行うなどの啓発を行った。 ・市民で構成する「はがしたい」や、関西電力、NTTなどとの協働による違法屋外広告物の除却活動を行った。 ・守口市路上喫煙の防止に関する条例を策定及び路上喫煙禁止区域の指定を行い、市民への啓発活動を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・美化活動の登録団体の活動実態の把握が出来ていない。 ・路上喫煙禁止区域における注意及び啓発は、職員で行っているが、周知不足感が否めない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・活動実態を把握できる手法を取り入れ、活動の促進を促す。 ・効果(喫煙率)を見きわめつつ、委託も視野に入れる必要がある。 ・路上喫煙防止の啓発方法の見直し(市民団体等との協働)が必要である。
-	その他の施策	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・野良猫の増加を防ぎ、良好な生活環境の保全を図るため、守口市猫避妊・去勢手術費補助金交付要綱を策定し、猫の不妊・去勢手術費の補助を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手術により、野良猫が増えることは一定押さえられるが、無責任なエサやりをする方への苦情が減らない。 ・手術費補助に対する効果測定が難しい。実態調査をする必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・無責任なエサやりをすべて禁止することは出来ないため、禁止ではなく、控えて頂くような根本的な対策が必要。 ・手術の効果測定するためには、猫の実態調査を行う必要があるが、費用対効果を考える必要がある。

課題別計画の策定状況

・守口市地球温暖化対策実行計画Ⅱ

第五次守口市総合基本計画 総括シート

NO.29

第4章	自然環境と調和し共生する安全・安心なまち
第2節	環境に配慮した市民生活の実現
第2項	良好な地域環境の形成

担当部会
環境・安全安心部会

●良好な地域環境の形成 に向けた成果と今後の課題

第五次総合基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第5次総計期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次総計期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる外部 パートナーと連携・協力の内容のアイデア
<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故を受け、2014年4月に国において、第4次エネルギー基本計画が策定され、原発依存度の低減、化石資源依存度の低減、再生可能エネルギーの拡大が打ち出された(平成30年7月に第5次エネルギー基本計画策定)。 2015年12月に国連気候変動枠組条約締約国会議において、2020年以降の温室効果ガス削減のための国際的枠組みであるパリ協定が採択され、2016年11月に発効した。 平成28年5月に国において、日本の温室効果ガス削減目標を盛り込んだ地球温暖化対策計画が策定された。 2015年9月に国連において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2030年までの国際社会共通の目標SDGsが示された。 気候変動の影響による被害の防止・軽減する適応策を関係者が一丸となって推進するため、平成30年6月に気候変動適応法が制定された。 平成23年6月に水質汚濁防止法が改正され、新たに有害物質の地下浸透への規制が追加された。 国において、平成21年9月に微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準が設定され、また、平成25年2月に注意喚起のための暫定的な指針が策定された。 	<ul style="list-style-type: none"> 国による自動車排出ガス規制の強化や、大阪府と協働した工場・事業場への指導により、大気環境は改善傾向となった。 水質汚濁防止法の改正に伴い、新たに有害物質使用特定施設の規制(指導)を行った。 大気環境について、本市所管の測定局3局及び大阪府所管の測定局2局で市域全域の監視を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 工場・事業場への規制・指導の継続及び事業者への啓発による良好な地域環境の維持。 	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府、国

●基本方針

基本方針	第5次総計の成果	第6次策定に向けて	
	方針の実現に寄与した具体的取組と成果	5次総計で実現できていないと考える方針の内容とその主な要因	当該方針において今後対応が必要な課題
1 事業者の省エネルギーや新エネルギー※の導入に向けた相談や情報提供等の支援を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> 省エネルギーや新エネルギーの相談等については、環境省や大阪府のホームページなどの紹介などを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に対する省エネルギーや新エネルギーの相談業務については、国や府との十分な連携体制が整っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー施策は、国や大阪府が主となっているので、今後どのように連携を深めるかが課題である。
2 固定発生源(工場・事業場)に対する規制・指導を図るとともに、移動発生源(自動車)に関する対策を推進し、公害防止と環境保全に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府と協働し工場・事業場への大気汚染防止に係る指導を実施した。 市民まつりにおいて、エコドライブの啓発を行った。 水質汚濁防止法の改正に伴い、新たに有害物質使用特定施設の規制(指導)を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 移動発生源については、排出ガス規制の強化が最も有効で、国に対する要望等が主となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 移動発生源については、エコカーやエコドライブの啓発など、ソフト面での対策が主で、今後は、より有効な施策を考える必要がある。
3 環境の状況を的確に把握するため、監視体制の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 大気環境について、本市所管の測定局3局と大阪府所管の測定局2局で、市域全域の監視を実施した。 水質環境及び騒音・振動のモニタリングを実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 大気環境モニタリングでは、リアルタイムでのデータ利用が出来ていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 近年、全国的に大気環境については改善傾向であるので、監視・モニタリング体制の見直しが必要。 大気ではオキシダント、地下水ではクロロエチレンが環境基準を超過している。

●主要な施策

主要な施策等		関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて	
			5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題
1	地球温暖化対策と公害防止対策の充実 自動車排出ガスや産業活動に伴う公害等、環境汚染の未然防止のため、関係法令等に基づき指導の徹底を図るとともに、規制の強化を国・府等関係機関に要請します。また、省エネルギー、新エネルギーの導入についての相談や情報提供の支援に努めます。	1, 2	・大阪府と協働し工場・事業場への大気汚染防止に係る指導を行った。 ・市民まつりにおいて、エコドライブシミュレーター等を用いた地球温暖化防止の啓発を行った。 ・水質汚濁防止法の改正に伴い、新たに有害物質使用特定施設の規制(指導)を行った。	・省エネルギーや新エネルギーの相談等については、環境省や大阪府のホームページなどの紹介程度に留まっている。	・国や大阪府と連携した啓発等の実施。
2	監視体制の充実 公害をはじめとする環境監視システムの高度化・効率化など監視体制の充実を図るとともに、工場・事業場における自主管理体制の充実強化を指導します。また、市民等からの公害苦情等を的確・迅速に対応し問題解決に努めます。	3	・大気環境について、本市所管の測定局3局と大阪府所管の測定局2局で、市域全域の監視を実施した。 ・公害苦情に関しては、迅速・的確に対応した。	・大気環境監視システムについて、リアルタイムでデータの利用が出来るシステムになっていない。測定項目の充実に検討の余地がある。	・大気環境については改善傾向であるので、監視・モニタリング体制の見直しが必要。一方で、PM2.5の測定やリアルタイム測定に対応していく必要がある。
3	環境の保全・創造 市民・事業者と共通の認識のもとに互いに連携し、「守口市民の環境をまもる基本条例」に基づき、良好な地域環境の形成に向けた、総合的なまちづくり施策の推進を図ります。	-	・1,2と同様(その他) 守口市まちの美化推進に関する条例に基づき、美化活動など、市民・事業者と協働し、良好な地域環境の形成を推進した。	・総合的なまちづくり施策の推進まで出来ていない。 ・健康で安心かつ安全な生活をめざした、総合的なまちづくり施策の推進が不十分である。	・「地域環境」とは、大気や水質だけではなく、都市計画やインフラ整備、景観など多岐に渡るため、この節では、対象なる項目の定義を明確にした方が取り組みやすい。
-	その他の施策	-			

課題別計画の策定状況

--

第五次守口市総合基本計画 総括シート

第4章	自然環境と調和し共生する安全・安心なまち
第2節	環境に配慮した市民生活の実現
第3項	廃棄物対策と3Rの推進

担当部会
環境・安全安心部会

●廃棄物対策と3Rの推進 に向けた成果と今後の課題

第五次総合基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第5次総計期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次総計期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる外部 パートナーと連携・協力の内容のアイデア
<ul style="list-style-type: none"> ・2015年9月に国連において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2030年までの国際社会共通の目標SDGsが示された。 ・資源・廃棄物制約及び海洋プラスチックごみ問題等の課題に対応するため、令和元年5月に国において「プラスチック資源循環戦略」が策定された。 ・国民運動として食品ロスの削減を推進するため、令和元年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が制定された。 ・東日本大震災を受け、平成26年3月に国から災害廃棄物対策指針が出され、順次改訂されている。本市においても、平成30年3月に災害廃棄物処理計画を策定。 ・国において廃棄物処理施設整備計画(平成30年閣議決定)で次の事項が定められた。 安定的・効率的な施設整備及び運営 廃棄物処理システムにおける気候変動対策の推進 ・平成24年8月に使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)が制定された。 ・平成27年6月に水銀による環境の汚染の防止に関する法律(水銀汚染防止法)が制定された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年4月に事業活動に伴って排出される一般廃棄物を廃棄物処理法に定める排出事業者責任を明確にするため、すべての事業者に対して処理責任を課すよう条例を改正した。 ・前述と同時期にごみの更なる減量を図るため、一般家庭から排出される可燃ごみ等の排出制限を設けた(3袋→2袋) ・令和2年4月からごみの排出区分や手数料の見直しを実施し、行政負担と受益者負担を明確にした。 ・平成25年度から順次民間委託を拡大し、令和2年4月から、ごみの収集についてはすべて民間事業者に委託。(直営のごみ収集は廃止) ・平成27年11月から有用資源の利活用の促進として、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の施行に伴い、小型家電機器の拠点回収を実施 ・令和元年10月に一部事務組合「大阪広域環境施設組合」に加入し、可燃ごみの焼却処理を令和2年4月1日から実施。 ・令和2年度からの大阪広域環境施設組合でのごみの共同処理開始を実現した。このことにより、廃棄物の安定的な処理、処理費用の縮減、環境負荷の低減につながる・効率的・低炭素化を実現する。 ・また、ごみ処理広域化に伴う、施設の強靱化が実現する。 ・災害時における廃棄物処理体制を確保するため、H29年に民間業者との災害協定を締結した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックごみゼロに向けての啓発や取組み(資源化施策の強化) ・継続して安定したごみ処理体制の構築 ・社会経済情勢に順応した施策の構築 ・市民、事業者との協働(地域コミュニティの形成) ・高齢者世帯などごみ出し困難者への対応(福祉部局、福祉事業者との連携強化) ・一般廃棄物事業者への指導監督の強化 ・不適正処理の根絶(一般廃棄物指導権限に及ぶもの) ・多様化する災害(地震災害、豪雨災害等)に対応出来る災害廃棄物処理体制や計画の随時見直し。 ・クリーンセンター敷地の利活用 ・第4号炉ごみ焼却施設の解体 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民団体との連携による啓発(青い地球とゴミを考える市民会議) ・福祉部局、教育部局との連携を強化(食品ロス削減や福祉対策、環境教育対策など) ・廃棄物関連事業者との連携(積極的な協定の締結) ※災害時等の民間活力の活用

●基本方針

基本方針	第5次総計の成果	第6次策定に向けて	
	方針の実現に寄与した具体的取組と成果	5次総計で実現できていないと考える方針の内容とその主な要因	当該方針において今後対応が必要な課題
1 豊かな環境を次世代に引き継ぐため、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たす中で、協働してごみの減量化・資源化に取り組み、環境負荷の少ない「持続可能な社会＝循環型社会」の実現に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・小型家電及び乾電池、蛍光灯、水銀使用製品の分別回収実施 ・容器包装プラスチックの指定法人への処理（国内資源循環を確立）※H31からペットボトル開始 ・市民団体と協働して、減量の取組み（マイバック運動や市民まつりでの啓発活動） 		
2 ごみ問題を通して、市民・事業者の環境に対する意識を高めるため、環境教育・環境学習の促進と情報の提供を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生を対象に、環境教育の実施（施設の見学） ・地域の中学生の職場体験学習を実施 ・地域小中学校と連携した地域清掃活動の実施 ・市民団体と協働した環境学習会の実施 ・ふれあい講座における啓発 		
3 多様化する生活様式・企業活動によるごみ質等の変化に対応するため、収集体制の充実と環境にやさしいごみ処理施設の整備に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・事業系廃棄物の収集見直し ・ごみ処理区分の見直し ・手数料の見直し ・収集業務の民間委託化 		

●主要な施策

主要な施策等	関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて		
		5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題	
1 ごみの減量化・再資源化の推進		啓発等を通して、市民・事業者のごみの減量化等に関する自主的な活動の支援を継続・拡大するとともに、社会経済情勢の変化に対応した新たな再生資源化、再生利用に努めます。	1,2 ・小型家電及び乾電池、蛍光灯、水銀使用製品の分別回収実施 ・容器包装プラスチックの指定法人への処理(国内資源循環を確立)※H31からペットボトル開始 ・市民団体と協働して、減量の取組み(マイバック運動や市民まつりでの啓発活動) ・携帯用環境アプリの立ち上げ ・ごみの分別、適正排出に対する意識の向上を図るため、事業系廃棄物の搬入時展開検査を定期的実施 ・廃棄物の多量排出事業者に対して、一般廃棄物の減量に関する計画を作成させた後、事業所訪問により状況を確認		
2 収集・処理体制の充実		・市域の状況とごみ減量の推進に適した収集体制、環境に配慮した処理施設の計画的な整備等、ごみの収集・処理体制の充実に努めます。 ・フェニックス事業について、関係する自治体と連携して拡張計画の推進に努めます。	3 ・収集業務の民間委託へのシフト拡大 ・収集区分等の見直し条例の改正 ・粗大ごみ等電話受付業務の委託 ・持ち込みごみの予約制の導入 ・懸案であった老朽化した廃棄物処理施設の今後のあり方を検討 ・検討結果を基に、市内及び市外の関係者と協議し、令和元年10月に大阪広域環境施設組合に加入、令和2年4月から共同処理することが決定		
その他の施策		-	-		

課題別計画の策定状況

- ・(改訂版)守口市一般廃棄物処理基本計画
- ・第9期分別収集計画
- ・一般廃棄物処理実施計画
- ・守口市災害廃棄物処理計画

第4章	自然環境と調和し共生する安全・安心なまち
第3節	安全・安心な暮らしを支える生活環境の整備
第1項	住宅・住環境の整備

担当部会
都市形成部会

●住宅・住環境の整備 に向けた成果と今後の課題

第五次総合基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第5次総計期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次総計期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる外部 パートナーと連携・協力の内容のアイデア
<p>・本市では、人口減少や高齢化社会の到来により、空家空地の低未利用地の増加傾向にあるなど社会情勢が変化している。また、国の指導においては、開発申請者に必要以上の負担を求めることなく、地域の実情を勘案してある程度柔軟性のある運用を求めている。</p> <p>・民間住宅を中心に住宅総数が増加し、世帯数を上回ったことから、住宅政策としては、量的供給から居住の質の向上へと大きく転換し、市営住宅の役割は、低額所得者や高齢者等のための住宅セーフティネットへ変化してきている。また、今後は高い確率で発生すると予測されている巨大地震への備えも必要となっている。</p> <p>・国においては、平成27年度に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行された。</p> <p>・大阪府においては、平成27年度に「大阪府住宅建築物耐震10ヶ年戦略プラン」が改定された。</p>	<p>・空き家対策として、空家等対策協議会を設置し、平成30年3月に「守口市空家等対策計画」を策定した。</p> <p>・市営住宅について、木造住宅の用途廃止を行い、また、佐太第一団地、梶第二団地の耐震補強を含め、順次大規模改修を行っている。併せて、金下・日吉、桜町、寺方団地の住替え事業を行っている。</p>	<p>・開発行為等指導要綱の条例化</p> <p>・市営住宅の適正な管理運営</p> <p>・住宅等の耐震性の向上</p> <p>・密集市街地の解消</p> <p>・空家対策</p>	

●基本方針

基本方針	第5次総計の成果	第6次策定に向けて	
	方針の実現に寄与した具体的取組と成果	5次総計で実現できていないと考える方針の内容とその主な要因	当該方針において今後対応が必要な課題
1 安全・安心な居住環境の形成と、多様で質の高い住宅へ誘導します。	<p>・開発行為指導要綱については、本市の実情を勘案した見直しをいっつつ、指導を行った。</p> <p>・長期優良住宅制度については、その普及啓発に取り組んだ。</p>		<p>・開発行為指導要綱については、その趣旨等を鑑み、条例化を視野に入れた検討をする必要がある。</p>
2 市営住宅については、木造住宅は、老朽化が進んでいることから順次廃止していきます。コンクリート住宅は、社会情勢等を勘案し耐震化を含めストックのあり方について検討するとともに、長寿命化計画を策定しその有効活用や延命を図ります。	<p>・木造住宅の南拾番、八雲、五番及び寺方の一部の用途廃止を行った。</p> <p>・市営住宅については、平成24年度に「守口市市営住宅長寿命化計画」を策定し、更に平成29年度に「同中間検証」を行い、住宅ごとの計画修繕等の基本方針を示した。</p>		<p>・市営住宅については、令和5年度以降の新たな「守口市市営住宅計画」が必要である。</p>
3 市民に対し、耐震化の必要性を周知し、住宅等の耐震化を促進することにより、災害に強いまちづくりを進めます。	<p>・市内の住宅等の耐震化については、平成28年度に「守口市耐震改修促進計画」の改定を行った。</p> <p>・令和元年度に「守口市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2019」を策定した。</p>		<p>・発生確率の高まる巨大地震に備え、引き続き住宅等の耐震化を促進する必要がある。</p>

●主要な施策

主要な施策等		関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて		
			5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題	
1	安全・安心な居住環境の形成	生活環境の変化等を考慮して、現行の「守口市開発行為指導要綱」の改正等を検討しつつ、これに基づき、安全・安心な居住環境を形成していきます。	1	・開発指導要綱については、本市の実情を勘案し、その適用範囲を緩和する改正を行った。		・開発行為指導要綱については、その趣旨等を鑑み、条例化を視野に入れた検討をする必要がある。
2	多様で質の高い住宅へ誘導	長期優良住宅の促進を図るため、住宅の寿命を延ばす必要性や効果、税の特例が適用されることなど情報の普及啓発を行い、多様で質の高い住宅への誘導に取り組めます。	1	・長期優良住宅については、平成28年4月に「守口市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則」を策定し、HPやパンフレットを活用し、普及啓発に努めた。(平成30年度末現在:認定件数 317件)		
3	長期に使用可能な市営住宅の供給	既存ストックの有効活用により、長期にわたり使用可能な市営住宅の供給を行います。また大規模な改修に際しては、バリアフリーについても、併せて検討し、高齢者や障害のある人等に配慮した整備を行います。	2	・市営住宅については、木造住宅の南拾番、八雲、五番及び寺方の一部の用途廃止を行った。また、佐太第一団地、梶第二団地の耐震補強を含め、順次大規模改修を行っている。併せて、金下・日吉、桜町、寺方団地の住替え事業を行っている。	・市営住宅のバリアフリー化については構造上の問題等により、配慮した整備はできていない。	・将来的な市営住宅の適正な管理戸数、ストック活用方法の検討が必要である。
4	既存民間建築物の耐震化	あらゆる機会を捉えて情報発信を続けるとともに、耐震診断・改修補助の充実を図るなど、耐震化の促進に取り組めます。	3	・各種防災イベントにて既存建築物の耐震化に係る啓発活動を行っている。また、市民フォーラムを平成27年度より開催している。さらに、建築物耐震診断補助及び木造住宅耐震改修補助制度を創設した。		・耐震化の推進には、更なる啓発と充実した補助制度が必要である。
-	その他の施策	-	-	・空き家対策としては、空き家等対策協議会を設置し、平成30年3月に「守口市空き家等対策計画」を策定した。また、公益(社)全日本不動産協会大阪本部大阪東支部及び一般(社)大阪府宅地建物取引業協会なにわ京阪支部と協定を締結し、官民協働による対策を行っている。さらに、空き家バンク制度を創設し、空き家の利活用の推進を行っている。 ・地震時に著しく危険な密集市街地の解消に向けた住宅市街地総合整備事業としては、大阪府密集市街地整備方針に基づき、整備アクションプログラムを策定しており、大日・八雲東町地区、東部地区を対象地区として、密集市街地の解消を目指している。		・空き家対策においては、令和2年度に予定されている空家法改正の内容を踏まえつつ、特定空家指定を含む対応策を検討していく必要がある。 ・住宅市街地総合整備事業においては、事業再評価の結果を踏まえ、今後の進め方を検討する必要がある。

課題別計画の策定状況

- ・守口市営住宅長寿命化計画
- ・守口市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2019
- ・守口市耐震改修促進計画
- ・守口市空き家等対策の推進に関する特別措置法

第4章	自然環境と調和し共生する安全・安心なまち
第3節	安全・安心な暮らしを支える生活環境の整備
第2項	上水道の安定供給

担当部会
都市形成部会

●上水道の安定供給 に向けた成果と今後の課題

第五次総合基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第5次総計期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次総計期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる外部 パートナーと連携・協力の内容のアイデア
<p>・人口は昭和46年(188,035人)をピークに、給水量は平成2年(66,485m³/日)をピークに減少傾向(平成30年度:人口143,459人、給水量45,737m³/日)にあり、事業運営の主たる財源となる料金収入も減少傾向にある。</p> <p>・市勢の発展とともに、急速な水の需要に対応するため拡張した施設の更新期を大量に迎える。</p> <p>・東日本大震災による地震・津波による大規模災害や、近年頻発する台風・豪雨に伴う風水害など、今後発生が想定される自然災害への備えが急務となっている。</p> <p>・地球温暖化に伴う気候変動へのリスクを回避する上で、装置産業である水道施設の効率的なエネルギー使用が望まれる。</p> <p>・水道を取り巻く環境の変化を踏まえ、改正水道法(平成30年12月)に基づく水道事業の運営基盤の強化が望まれる。</p>	<p>・施設整備では、最も脆弱であった取水施設、薬品処理施設、排水処理施設の耐震強化を備えた更新を平成25年度に完了した。</p> <p>・配水管路においては、老朽管路の計画的な耐震管への更新(年間約3.8km)を実施している(実績:平成21年度末耐震管率19.4%→平成30年度30.5%)。</p> <p>・応急給水車3台、非常用仮設給水タンク(給水バルーン)13基を配備し、拠点給水施設等災害時の応急給水体制の強化を行った。</p> <p>・平成28年度に大阪広域水道企業団が設置した新設送水連絡管より東郷配水場へ災害時非常用連絡管の設置を行い、これまでの近隣都市との災害連絡管を含め9箇所とし、災害時の水の融通をより強化した。</p> <p>・エネルギー使用の軽減を図るため、浄水場ポンプ設備等高効率機器の使用や夜間電力使用によるピークカット、場内照明のLED化等により、電力使用の軽減を図っている(平成22年度以降、年平均約1.3%の電力削減)。</p>	<p>・施設整備においては、今後、浄水処理施設、配水施設等の非耐震施設の更新が急務となる。その中で、近隣都市との広域的な連携により非常時を含め、安定した供給体制の構築に向けた取組みの強化が必要である。</p> <p>・配水管路は、今後、基幹管路等重要管路を優先的に耐震管に更新し、強靱な配水管網の構築が必要である。</p> <p>・上記水道資産の適切な整備を中長期にわたり円滑に実施するため、将来の更新需要及び財源の見通しを勘案し安全かつ安定的な水の供給が、最も安価に継続できる健全な事業の運営方針を見出し事業基盤の強化を図るため、平成29年度に策定したアセットマネジメント計画の見直しを行う必要がある。</p>	<p>・左記の取組みにおける関係事業者</p>

●基本方針

基本方針	第5次総計の成果	第6次策定に向けて	
	方針の実現に寄与した具体的取組と成果	5次総計で実現できていないと考える方針の内容とその主な要因	当該方針において今後対応が必要な課題
1 利用者に満足される水道事業をめざした「守口市水道局の長期目標」に基づき、より安全で安定した良質な水の供給と災害に強い水道システムの確立にむけ事業の推進を行います。	<p>・高度浄水処理による「おいしい水」を市域末端まで、安全かつ安定的に供給するため、保有する水道施設の管理を継続的に行うとともに、施設の耐震性強化を踏まえた更新を計画的に実施している。</p>	<p>・近年頻発する自然災害においても、一定のレベルで水の供給ができる強靱な水道システムの構築は、当面ハード面の整備のみでは対応しきれないことから、ソフト面も並行して強化する必要がある。</p>	<p>・自然災害等非常時の備えを含め、安定的な供給体制を維持するには、スケールメリットが享受できる近隣都市との広域的な連携が必要であり、加えて非常時においても、一定の給水レベルが確保出来る事業継続マネジメントの構築が必要である。</p>
2 環境に配慮した水道施設の構築に努めるとともに、効率的で健全な事業運営を推進し、あわせて水道事業への利用者の理解と協力を得るため積極的な情報提供や利用者ニーズの把握に取り組みます。	<p>・給・配水管工事におけるリサイクル材料の積極的な使用、浄水場設備機器においては高効率機器の使用等、エネルギー消費の軽減に努めている。</p> <p>・水道に関する情報提供は、市広報紙、ホームページ等において継続的に行うとともに、平成24年度に策定した守口市水道ビジョン並びに平成29年度に策定した守口市水道局アセットマネジメント等、将来の展望を踏まえた計画の策定においては、パブリックコメントを実施し、その結果について市ホームページを通じ公表するなど、これまで積極的に情報提供を行ってきた。</p>	<p>・今後、老朽化した浄水場施設の耐震化を踏まえた更新においては、頻発する災害等非常時を踏まえた近隣都市との広域的な連携への取組みも視野に改めて施設整備方針を見出す必要がある。</p>	<p>・方針決定においては、中長期にわたる経営シミュレーションを踏まえ、施設運営上、経営効率上最も有利な方針決定を選択する必要があり、施設耐震化を踏まえた更新事業の早期実現のための判断が急務となる。</p>

●主要な施策

主要な施策等		関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて	
			5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題
1	安定した水の供給 老朽化した水道施設の計画的・効率的な施設整備を推進し、災害に強い水道システムを確立するとともに、災害時における応急復旧や応急給水体制など危機管理体制の充実を図ります。加えて、工法、材料、設備機器の選定等を通じて省エネルギー化を図り、さらにはCO2排出量の削減や資源の有効活用など、環境に配慮した水道事業の運営に努めます。	1	・施設整備では、第一次浄水場整備計画に基づき、最も脆弱であった、取水施設・薬品注入施設・排水処理施設を優先的に耐震性を踏まえた施設更新を実施した。 ・配水管路においては、第8次5ヵ年事業を完了し、第9次5ヵ年事業を引続き実施しており、これまで平成22年度以降、平成30年度において約34kmの管路整備を行い、市内均等水圧の確保、出水不良、濁り水の低減、並びに耐震性の強化に努めてきた。	・施設整備において、第一次浄水場整備事業に続く浄水処理施設、配水施設等の整備に関する方針において、近隣都市との広域的な連携の検討を踏まえ、早期にこれら整備方針を示し、事業実施に向けた対応が急がれる。 ・管路整備については、第9次5ヵ年事業が完了する令和2年以降、第10次事業計画から基幹管路に重点を置いた管路整備を行うべくベースアップを図り、管路網の耐震性強化を図る必要がある。	・事業推進においては、将来の水需要を勘案した施設規模への見直しと、災害時にも一定のレベルで供給できる体制の整備が必要である。加えて財源の見直しを行い、健全な事業運営を図る必要がある。
2	安全で良質な水の供給 水源水質の保全や水道水質管理の強化に努めるとともに、安全で安心な水道水の供給のため、鉛給水管解消事業を推進します。	1	・水源の水質管理においては、淀川流域の関係団体との連携により、上流監視等行うとともに、共同で取水する水道事業体間において、水質異常時の対応を含め連携を構築し、これまで安定取水に努めてきた。 ・鉛給水管の解消においては、平成26年より効率的に事業を進めるため体制を強化し、令和2年の完了を目指し事業を推進している。	・鉛給水管の解消に向け、ベースアップを図り積極的に実施しているが、需要者が所有する給水管の改良工事であることから、対象件数全ての計画的な解消には一定限界がある。	・計画的な事業推進は、令和2年度を持って終える予定であるが、残件数については、今後、お客さまサービスの一環として個別に対応(検定満期によるメータ取替え時、漏水修理時)出来る体制を構築する必要がある。
3	利用者ニーズを踏まえた水道づくり 水道事業に対する利用者の信頼に応えるために分かりやすい情報提供を行い、また、イベント、モニタリング等を通じ、利用者ニーズの把握に努めます。	2	・これまで、水づくりの仕組みや水に親しんでもらうイベントとして、毎年6月の水道週間に併せ、水道フェアを実施している。また、11月には守口市市民まつりにおいて、水道水のきき水や水道に関する相談ブースを設置するなど、水道の情報提供を積極的に行ってきた。	・水道料金の徴収等、よりお客さまサービスの充実を図るため、引続き調査研究を行い利便性の高いサービスを提供する必要がある。 ・水道の今後の取組みとして、災害時を想定した危機管理のあり方について、自助・共助を踏まえた災害対応のあり方など、出前講座等を通じ需要者に広く理解を得ることが必要である。	・お客さまのセキュリティ面も踏まえ現料金システムや他機関との連携の他、経済性も含めた継続的に取り組める方策について検討を行う必要がある。 ・地域単位等において、コミュニケーションを取る場を設け、災害時においても、自助の努力や地域内での共助のあり方をお願いする取組みを実行する企画力が必要である。
4	効率的で健全な経営の推進 水道事業の健全経営を図るために、中長期目標を設定し計画的な事業運営を推進することにより、経営の効率化に努めます。	2	・これまで健全な事業運営を図るため、平成24年度に守口市水道ビジョン10ヵ年計画を策定し、総合基本計画に基づいた今後の水道事業のあり方や方向性を示し、水道の安定供給に向け事業を推進してきた。 ・実施体制においては、お客さまサービスの向上を目的に、水道料金徴収における民間ノウハウの活用により収納率の向上を図るとともに、給・配水管の維持管理や、給水申請業務等業務委託の拡大により、これまで一定の成果を上げてきた。 ・また浄水場管理業務を部分委託から全面委託に拡大し、浄水システムのコントロールを安定的に実施している。	・水道料金の確実な徴収を行うため、引き続き委託業者のノウハウを活用し、積極的かつ適切な徴収への取組みを継続することで、収納率の更なる向上を目指す必要がある。 ・水道は装置産業であり、市内の給水エリアに良質で安全な水を安定的に供給するため、多くの資産を保有する。今後、事業を推進する上で、将来の水需要を勘案した適正な施設能力を見出し、あらゆるリスクを想定した施設整備のあり方が望まれる。また、今後の施設整備や維持管理においては、広域的な観点でスケールメリットが享受できる事業運営を目指す必要がある。	・近隣都市との災害時等非常時を踏まえた広域的な連携が必要となる。また、これら事業運営において要となる経営や企画・整備に携わる職員が不足しており、今後、将来の課題を解決し、持続可能な事業運営を実施する上で、職員が核として行う業務と委託すべき業務を見極め、将来にむけ安定的に事業運営が継続できる体制の整備が必要である。
-	その他の施策	2	-	・人口減少化において経営環境が今後一層厳しくなる中、安定した事業運営を継続するため、総務省は水道事業体に対し、令和2年度までに経営戦略の策定を求めている。	・経営戦略策定においては、今後の事業運営方針に基づいた事業基盤の強化を継続的に推進するための施策を盛り込む必要がある。

課題別計画の策定状況

・守口市水道ビジョン
・守口市水道局アセットマネジメント
・守口市水道局経営戦略

第4章	自然環境と調和し共生する安全・安心なまち
第3節	安全・安心な暮らしを支える生活環境の整備
第3項	下水道の維持管理の推進

担当部会
都市形成部会

●下水道の維持管理の推進 に向けた成果と今後の課題

第五次総合基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第5次総計期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次総計期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる外部 パートナーと連携・協力の内容のアイデア
<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の老朽化に対応するため、平成27年度に、維持修繕に係る技術上の基準の創設、「下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン」の発表など下水道法の一部が改正された。 ・多発する浸水被害の対応を図るため、水防法の一部改正が行われた。 ・平成26年度から、堤防の決壊等による甚大な被害の発生を回避し、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減するため、寝屋川流域において特定都市下水道のポンプ運転調整ルールを運用を開始した。 ・人口減少、節水意識の高まり及び節水機器の普及により、下水道使用料の減収傾向が続いている。 ・総務省においては、下水道事業の経営成績や財政状況を明確にするため、令和2年度予算・決算までに公営企業会計に移行していることを求めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水対策事業が進捗したことにより浸水エリアが減少した。 ・下水道施設の耐震化が進んだ。 ・災害時に避難所となる市立小中学校にマンホールトイレを設置した。 ・下水道管渠の工事に関する業務を一部委託化した。 ・処理場及びポンプ場の運転操作等の委託業務を拡充した。 ・平成28年度の市制施行70周年を記念して、新しいデザインマンホールを製作し設置した。また、平成29年度に新しいデザインマンホールを描いたマンホールカードを発行し、下水道広報に取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経験豊富な人材の退職が今後も進んでいくことから、技術継承を進めていくこと。 ・今後、老朽化が進み、改築更新の必要がある資産が増加していくため、整備計画及び事業実施を見直す必要があること。特に寺方ポンプ場の老朽化が進んでおり、改築更新を進めること。 ・守口処理場の今後のあり方について検討すること。 ・下水道使用料の減収の対応策を検討すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府、大阪市及び寝屋川流域関連市 ・日本下水道事業団 ・PPP/PFIによる民間事業者等

●基本方針

基本方針	第5次総計の成果	第6次策定に向けて	
	方針の実現に寄与した具体的取組と成果	5次総計で実現できていないと考える方針の内容とその主な要因	当該方針において今後対応が必要な課題
1 下水道より排出される水質について、合流式下水道の改善や下水処理場の高度処理化により一層の水質向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・合流式下水道の改善については、雨天時の放流水質の向上及び雨水ポンプ運転回数の削減を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高度処理化は下水道基本計画により費用対効果が低く、他の取組みにより改善の余地もあることから、水質向上につながる運用上の工夫を行うことにとどまっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国は、処理場の広域化を進める方針を示しており、高度処理化と関連する広域化の検討が必要である。
2 河川事業との合意形成を図りながら雨水対策事業を推進します。また、地震時において重要な下水道施設の耐震力を向上させ機能確保を図るなど、災害への対応力を強化します。	<ul style="list-style-type: none"> ・雨水対策事業は、松下菊水放流幹線及び本町松下線に着手している。 ・下水道総合地震対策計画を策定し国の交付金を活用し継続して下水道施設の耐震化を実施している。 ・河川、下水道事業とともに積極的に要望活動等に参加するとともに、大阪府の雨水対策事業に協力することで事業が進捗した。 		<ul style="list-style-type: none"> ・建築施設の耐震化について、費用面と技術面の追加検討が必要である。 ・マンホールトイレの市立小中学校以外の避難所への設置も検討する必要がある。 ・継続的に下水道の整備や治水対策を進めていくためには、社会資本環境改善交付金の確保が重要であることから、国及び大阪府への要望活動を行う必要がある。
3 膨大な下水道資産の維持管理を行っていくため、下水道長寿命化支援制度の活用をはじめとし、公営企業として経営の健全化に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度から5か年を対象とした下水道長寿命化計画を策定し、引き続き、平成30年度から5か年を対象とした下水道ストックマネジメント計画を策定。 各計画に基づき国の交付金を最大限活用し、事業を実施している。 ・地方公営企業として経営状況及び財務状況を明確にするため、平成27年度から地方公営企業法の一部適用を受け、企業会計化を行った。 ・令和元年度に今後の経営計画や収支見通しを記載した下水道事業経営戦略を策定する予定。 		<ul style="list-style-type: none"> ・下水道ストックマネジメント計画の管渠等の施設部分の充実と寺方ポンプ場更新事業を追加する必要がある。

●主要な施策

主要な施策等	関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて		
		5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題	
1 災害に強い下水道の整備		被災時における最低限の下水道機能を確保するため管渠や主要な施設の耐震化を図ります。また、寝屋川流域総合治水対策としての地下河川や流域調節池、および流域下水道増補幹線建設を促進し、浸水被害の軽減を図ります。	2 ・下水道施設の地震対策は、管渠の耐震化を22km実施した。また避難所となる市立小中学校16箇所にマンホールトイレ170基を設置した。 ・下水道地震対策緊急整備事業、下水道総合地震対策事業で計画し、職員及び作業員の人命保護を最優先に考え、各施設の耐震化に取り組んでおり、梶ポンプ場の建築に係る耐震補強が完了した。 ・大枝調整池の耐震化が完了した。 ・東部、西部地域ともに国及び大阪府への要望活動を行い、総合治水対策として大阪府が地下河川守口調節池及び門真守口増補幹線事業に着手され、市としては地下河川への接続事業を実施している。		・建築施設の耐震化について、費用面と技術面の追加検討が必要である。 ・マンホールトイレの市立小中学校以外の避難所への設置も検討する必要がある。 ・継続的に下水道の整備や治水対策を進めていくためには、社会資本環境改善交付金の確保が重要であることから、国及び大阪府への要望活動を行う必要がある。
2 水質向上等の環境に配慮した下水道の推進		雨天時の放流水質の改善、および処理場の放流水質の高度処理化を図ります。	1 ・雨天時の放流水質については、夾雑物(下水道に流入したゴミ)の流出量の減少、初期雨水の一時滞水などを行い、汚濁負荷量の減少及び雨水ポンプ運転回数の削減を行っている。	・高度処理化は下水道基本計画により費用対効果は低く、他の取組みにより改善の余地もあることから、水質向上につながる運用上の工夫を行うことにとどまっている。	・国は、処理場の広域化を進める方針を示しており、高度処理化と関連する広域化の検討が必要である。
3 効率的な設備更新		老朽化している下水道施設の更新、改築を効率的に進めていきます。	3 ・平成25年度から5か年を対象とした下水道長寿命化計画を策定し、引き続き、平成30年度から5か年を対象とした下水道ストックマネジメント計画を策定。 各計画に基づき事業を実施することで、ライフサイクルコストの低減に努めている		・下水道ストックマネジメント計画の管渠等の施設部分の充実とを寺方ポンプ場の更新も含んだ5か年計画に変更する必要がある。令和4年度にストックマネジメント計画の期間が終了することから、以降の下水道施設について効率的な更新等・維持管理計画を策定し事業に取り組む必要がある。
- その他の施策		-	-		

課題別計画の策定状況

- ・下水道総合地震対策整備計画
- ・下水道長寿命化計画
- ・下水道ストックマネジメント計画
- ・下水道事業経営戦略
- ・大阪湾流域別下水道整備総合計画(大阪府)

第4章	自然環境と調和し共生する安全・安心なまち
第3節	安全・安心な暮らしを支える生活環境の整備
第4項	危機管理体制の強化

担当部会
環境・安全安心部会

●危機管理体制の強化 に向けた成果と今後の課題

第五次総合基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第5次総計期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次総計期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる外部 パートナーと連携・協力の内容のアイデア
<ul style="list-style-type: none"> ・国及び大阪府において南海トラフ巨大地震の被害想定が平成26年に更新され、市内最大規模の被害が生じる地震予想となった。これにより、市内約3万7千人の避難者が発生することが公表された。 ・国において、南海トラフに関する情報(臨時)の運用が開始された。 ・国において、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律を制定し、消防団を地域防災において中核とすることが位置付けられた。 ・寝屋川及び淀川の被害想定が更新され、1000年に一度の豪雨の被害想定が公表された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ巨大地震の発生に備え、主要11品目を、大阪府と市で1対1の割合で備蓄している。 ・守口市消防団条例及び同規則を改正し、従来は庭窪村のみであった消防団の活動区域を市内全域に広げた。また、分団数も、13分団から15分団に拡充した。 ・寝屋川及び淀川が洪水した場合に市がどのような対応するかを時間軸で示した「タイムライン」を作成した。 ・消防団の車両を全て入れ替え、同一の規格の車両を全分団に配備し、全てを公用車として位置付けた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・主要11品目を備蓄することにより、避難者の制限限度の生活を営むことは可能となるが、QOLの向上を図るとともに、備蓄物資を充実させる。 ・消防団の分団については、旧庭窪村を始めとする地域を中心に設立をしているが、旧守口町の地域の分団は少ない。そのため、分団、団員を充実させ、合わせて資機材を配備する必要がある。 ・市民への広報・啓発をより幅広く実施するための機能別消防団を消防団に置くよう検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の自治体において、どのような物資の備蓄、避難環境の改善を実施しているかを確認する。 ・民間企業と協定を締結し、民間との協働で災害に対する備えを実施する。 ・先進市を視察し、避難所における空調の設置などを実施する。

●基本方針

基本方針	第5次総計の成果	第6次策定に向けて	
	方針の実現に寄与した具体的取組と成果	5次総計で実現できていないと考える方針の内容とその主な要因	当該方針において今後対応が必要な課題
1 自然災害をはじめとするあらゆる危機事案に対し、初動対応や被害拡大防止を目的とした危機管理体制を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> ・市長直轄組織の危機管理監及び危機管理室を設置した。これにより、初動対応を含む迅速な対応が可能となった。 ・市職員を対象に、幹部職員には災害対策本部設置訓練を、避難所従事者には避難所開設訓練をブラインドで実施した。 ・小学校区を単位とした地域における自主防災訓練を実施した。 ・大阪880万人訓練と連動し、市内の指定避難所において、児童・生徒も参加する訓練を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校管理職を始めとする避難所の施設管理者を巻き込んだ訓練を充実・強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の施設管理者、地域、市が一体となって発災時に取るべき行動、避難所のあり方を議論する必要がある。
2 建築物の耐震化等を進めるとともに、市民による自主防災の強化を図り、災害に強い安全なまちづくりをめざします。	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織が活用する資機材の充実・強化を図るため、「自主防災組織再整備補助金」を制定した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金を活用し購入した資機材を始め、自主防災組織が災害時に必要な資機材を活用して訓練を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公助に依存せず、共助の意識を醸成するため、市は発災時の具体的なシミュレーションを行う訓練キット「HUG」を活用するなどして、対応方法等について検討することにより、地域主体の避難所運営を目指す。

●主要な施策

主要な施策等		関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて	
			5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題
1	危機管理体制の確立 自然災害や新たな感染症をはじめとしたあらゆる危機事案に対して迅速に対応できるよう、計画の策定や庁内組織の整備等を進め、近隣都市との協力体制をより拡充するとともに、国・府や関係機関等との連携を図り、情報発信・収集を行う危機管理体制を確立します。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・市長直轄組織の危機管理監及び危機管理室を設置した。 ・災害発生時、発生が予見される際に、SNS、HP等を通じて市民に情報発信を行った。 (その他) <ul style="list-style-type: none"> ・同法系防災行政無線をデジタル化し、市内に63箇所設置した。 ・消防団、コミュニティ協議会、民生委員、自主防災組織を通じて避難所開設情報等、災害時の情報を発信した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・SNSでの発信の際に、普及率の高いLINEを活用して実施する。 ・消防団の活動拠点が市全域となっていないため、場所によっては、コミュニティ協議会等のつながりが希薄な地域が存在する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公助、共助をつなげる組織である、消防団の活動範囲を拡大し、消防団員の数についても、活動範囲の拡大に合わせて充実させる。
2	災害に強いまちづくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所となる施設の耐震化を計画的に進めるとともに、災害時の情報収集・発信基地としての庁舎の機能強化に努めます。 ・市民の避難場所等を確保するため、防災協力農地※の登録を推進します。 	2	<ul style="list-style-type: none"> ・市が指定する避難所は全て耐震済みの施設である。市役所も耐震化が完了した。 (その他) <ul style="list-style-type: none"> ・水害発生に備え、市役所2階議場を危機管理室の代替執務室として利用できるよう、環境を整備した。 		<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生時には市以外にも関係機関が市役所に情報収集等を目的に参集する。これらの機関との発災時の動きの確認を行う必要がある。
3	地域防災活動の促進 減災※という観点から市民の防災意識の啓発に努めるとともに、自主防災組織の結成促進や市民と協働して防災訓練を行うなど、自助・共助による地域防災活動を促進します。	2	<ul style="list-style-type: none"> ・消防、自衛隊、警察、消防団などが防災関係機関が参加する自主防災訓練を年2回実施し、市民の防災訓練の啓発に努めた。 ・毎年9月5日に実施される「大阪880万人訓練」と連動し、訓練実施会場の学校の児童・生徒や地域住民を参加者として訓練を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の結成を促進しているが、未だ結成されていない地域がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織の結成を更に促進し、共助の意識の更なる醸成を図ることで、大規模災害に備える。
-	その他の施策	-			

課題別計画の策定状況

- ・守口市地域防災計画
- ・守口市国民保護計画

第4章	自然環境と調和し共生する安全・安心なまち
第3節	安全・安心な暮らしを支える生活環境の整備
第5項	消防・救急体制の充実

担当部会
環境・安全安心部会

●消防・救急体制の充実 に向けた成果と今後の課題

第五次総合基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第5次総計期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次総計期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる外部 パートナーと連携・協力の内容のアイデア
<ul style="list-style-type: none"> ・甚大な被害を与えるような自然災害(地震、台風、豪雨)が大阪府内でも近年発生している。 ・社会的に高齢化が進展している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防庁舎の耐震化、適正配置 ・高機能消防指令システムの導入及び消防救急デジタル無線設備の整備 ・大規模災害時の対応力強化 ・救急体制の安定運用 ・予防体制の充実強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震化されていない庁舎の整備 ・救急出場件数の増加に対応するため、引き続き救急車の適正利用の呼びかけや医療機関と連携し、さらに適切な搬送及び受入れ体制を構築する。 	

●基本方針

基本方針	第5次総計の成果	第6次策定に向けて	
	方針の実現に寄与した具体的取組と成果	5次総計で実現できていないと考える方針の内容とその主な要因	当該方針において今後対応が必要な課題
1 火災予防体制の充実・強化を図るため、火災予防知識の普及や防火意識の向上、建物に対する予防査察の強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・火災予防運動等の各種行事において、市、消防組合、消防団が連携し広報活動を行い、防火意識の向上を図った。 		<ul style="list-style-type: none"> ・密集市街地等、火災が発生した際に特に危険な地域に対して、防火意識の向上を図るため、市、消防組合、消防団と連携し、啓発活動を実施していく。
2 建物の高層化や火災の多様化に対応するため、消防資機材の充実と消防緊急情報システムの整備に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・消防組合において、平成26年に高機能消防指令システム等を整備し、各種災害への早急な対応がより一層可能になった。 ・平成29年度に地中音響探知機等、地震対応高度資機材を整備し、その資機材を活用した救助活動技術の向上を図った。 		<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き各種消防資機材の研究を行い、未曾有の大規模災害にも対応できる消防体制を構築していく必要がある。
3 複雑多様化する災害事故に対応するため、迅速で的確な救助体制の整備と救急業務の高度化を図るとともに、市民に対する応急手当の普及と医療機関との緊密な連携の確保に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・消防組合において、定期的に市民救命講習を実施し、応急手当の普及に努めた。 		<ul style="list-style-type: none"> ・市民救命講習等、各種講習会への参加者増加を図り、さらに応急手当の普及に努める。

●主要な施策

主要な施策等		関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて	
			5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題
1	防火意識の高揚 市民の防火意識の高揚を図るため、消火器や住宅火災警報器等の設置の推進、火災予防対策の広報活動や建物に対する予防査察の強化に努めるとともに、災害時要援護者※対策や自主防災組織※の拡充に努めます。	1	・消防組合において、大規模災害時の地域防災力を高めるため、自主防災組織に対し大規模地震災害減災指導マニュアルに基づき、資機材の取扱いを含めた訓練等を実施した。		・引き続き地域における防災力向上の重要性を市、消防組合、消防団と連携して広報し、初期消火等の実施回数を増やしていく。
2	消防力の向上 消防・防災活動の機能強化のため、防災関連施設や消防緊急情報システムの整備に努め、守口市門真市消防組合および消防団との連携を密にし、消防資機材等の整備充実を図ります。	2	・消防組合において、平成25年に消防本部庁舎の耐震改修工事、庭窪・大久保両出張所を統合した守口消防署東部出張所の建設工事が完了し、消防庁舎の耐震化及び適正配置を図った。 ・平成29年度に高度救助資機材を整備し、消防資機材の充実を図った。		・三郷出張所についても、今後、耐震化を図る必要がある。
3	救急救命体制の充実 市民自らが救急救命活動を行えるよう、守口市門真市消防組合や医療機関、関係部局との連携を密にし、市民救命講習の啓発活動や救急安心センター※の利用の促進、応急手当普及啓発活動等を推進し、救急救命体制の拡充に努めます。	3	・医療機関、消防組合とで搬送調整会議を開催し、情報の共有を行った。		・引き続き医療機関と密に連携を図り、救急一事案における救急活動時間の更なる短縮を実現させ、増加する救急要請に迅速に対応できる救急体制を構築する。
-	その他の施策	-			

課題別計画の策定状況

--

第4章	自然環境と調和し共生する安全・安心なまち
第3節	安全・安心な暮らしを支える生活環境の整備
第6項	交通安全対策の充実

担当部会
都市形成部会

●交通安全対策の充実 に向けた成果と今後の課題

第五次総合基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第5次総計期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次総計期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる外部 パートナーと連携・協力の内容のアイデア
・昭和40年代にモータリゼーションの進展により自動車の交通事故が急増したことへの対策として、歩行者の通行を妨げない速度・方法で通行することとした上で自転車の歩道通行を可能とする交通規制を導入し、自転車と自動車の分離を図ってきたが、平成24年に国土交通省道路局と警察庁交通局が「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を作成し、「自転車は【車両】であり車道通行が大原則」という観点に基づき、歩行者、自転車、自動車が適切に分離された空間整備のための自転車通行空間の考え方等について提示があった。	・自転車の安全利用の促進に関し、高齢者の乗車用ヘルメットの着用や自転車損害保険等への加入などの事項を定めることにより、自転車の交通に係る事故を未然に防止することを目的とした「守口市自転車の安全利用の促進に関する条例」を平成27年に制定した。 ・安全で快適な利用環境整備に向け、自転車ネットワークの整備などの市の役割を明確にし、総合的かつ戦略的な施策の展開を図るため、平成31年に「守口市自転車活用推進計画」を策定。		・警察や国土交通省・大阪府などの道路管理者

●基本方針

基本方針	第5次総計の成果	第6次策定に向けて	
	方針の実現に寄与した具体的取組と成果	5次総計で実現できていないと考える方針の内容とその主な要因	当該方針において今後対応が必要な課題
1 地域に密着した交通安全運動の推進に努めます。	・守口警察および守口交通安全協会と連携し、春と秋の全国交通安全運動期間に、京阪守口市駅前や生涯学習情報センターにおいて、守口交通安全市民大会を開催している。 ・平成30年9月には「守口交通安全キャラバン隊」の出発式を本庁舎で行った。		・今後も地域・警察とう連携し、交通安全運動を盛り上げ事故防止に努める
2 交通安全施設の充実に努め、安全で快適な道づくりを進めます。	・道路反射鏡や道路照明灯の点検を行っており、不良や不備が生じた場合は、交換・更新工事を行い、交通安全施設充実に努めている。		・道路反射鏡や道路照明灯の点検を行っており、不良や不備が生じた場合は、交換・更新工事を行い、交通安全施設充実に努めている。

●主要な施策

主要な施策等		関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて	
			5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題
1	交通安全啓発事業の推進 幼児から高齢者や自転車利用者を対象にした交通安全教室や、大日地下横断歩道などにおいて関係機関と共同で周辺の自転車利用者を対象としたマナーアップにつながる運動を拡充します。	1	・警察・地域・学校等と連携し、保育園児への安全に対する教育等を行い、また、自転車利用者へはルールやマナー向上等啓発活動を平成28年度に大日地下道を重点的に行った。現在も引き続き、春と秋の交通安全週間などに警察や国交省と連携を図り啓発活動を行っている。		・幼児から高齢者まで、また、障がいのある人など、あらゆる世代等にどう啓発することが効果的かつ効果があるのか、全国的な検証が必要。
2	交通環境等の整備 ・地域住民の参画のもと、通過交通の規制や、走行速度の抑制、めいわく駐車対策に効果があるコミュニティ道路※等の人に優しい交通環境の整備に努めます。 ・安全性に配慮して、歩道、街路照明灯、道路反射鏡等の交通安全施設の整備を推進します。	2	・学校や地域住民等による通学路の安全点検を行い、対策が必要な箇所についてグリーンベルトの設置を行うなど交通環境の整備に努めた。 ・地域などの要望により、道路反射鏡や道路照明灯などの交通安全施設の整備を図り、また、定期的な点検を行うことで交通安全施設の充実に努めている。		・交通環境の整備方策については、日進月歩というところもあり、先進的かつ効果的な事例を警察と連携しながら対策を行う必要がある。
-	その他の施策 -	-			

課題別計画の策定状況

・守口市自転車活用推進計画

第4章	自然環境と調和し共生する安全・安心なまち
第3節	安全・安心な暮らしを支える生活環境の整備
第7項	防犯対策の充実

担当部会
環境・安全安心部会

●防犯対策の充実 に向けた成果と今後の課題

第五次総合基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第5次総計期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次総計期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる外部 パートナーと連携・協力の内容のアイデア
<ul style="list-style-type: none"> 平成28年10月に1000台の防犯カメラを市内に設置し、犯罪の未然抑止に努めた。 警察と「守口市安心安全なまちづくりに関する協定」を締結し、安心安全なまちづくりに関する包括的な協定を締結した。 高齢者を標的とした特殊詐欺が増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> 刑法犯認知件数が平成23年には3,367件だったものが平成30年には1,602件に減少し、52.5%の減少割合だった。 	<ul style="list-style-type: none"> 刑法犯認知件数の更なる減少を図るため、防犯委員会を始めとするソフト面の充実を図る。 街頭犯罪は減少したが、特殊詐欺などの犯罪に対し、充実を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 防犯委員会、青色防犯パトロール隊 守口警察署

●基本方針

基本方針	第5次総計の成果	第6次策定に向けて	
	方針の実現に寄与した具体的取組と成果	5次総計で実現できていないと考える方針の内容とその主な要因	当該方針において今後対応が必要な課題
1 犯罪の未然防止を図るため、市民の防犯意識と地域社会の連帯意識の高揚による防犯活動を促進するとともに、少年の非行防止に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 防犯委員会は全ての小学校区で継続して組織されている。 年末に実施する歳末夜警警戒を引き続き実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 防犯委員が欠員となっている地区がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 安全安心なまちづくりのためには、地域住民の日頃からの防犯の取組みが最も重要になる。防犯委員の欠員補充を行うとともに、取組みを更に充実させる。
2 防犯に配慮した環境づくりに努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 市全域に組織され活動している防犯委員会の活動をさらに充実させるため、委員の意識高揚及び市民からの視認性の向上を図る目的で制服を作成した。 	<ul style="list-style-type: none"> 防犯委員全員に制服を貸与し、その制服を着用して活動にあたることで、委員自身の士気向上に資するとともに、市民からの視認性も向上する。 防犯委員の活用を周知することにより、市民の防犯意識の啓発を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 防犯委員の制服を貸与しているところだが、委員全員には貸与できていない。今後、委員全員に貸与することにより、防犯意識の向上につなげる。

●主要な施策

主要な施策等		関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて	
			5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題
1	防犯意識の高揚	犯罪の未然防止を図るため、警察をはじめ、関係機関・関係団体との連携を密に保ちながら、街頭犯罪等の情報を共有し、広報紙、ホームページ等により、防犯対策の方法等の啓発を進めます。また、防犯キャンペーン活動や地域での各種行事等を通じて、防犯意識と地域連帯意識の高揚に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ハード面では平成28年に1000台の防犯カメラを設置し、犯罪捜査のために寄与した。 ソフト面では防犯委員会の活動を補助金の交付により支援している。 市で650台の特殊詐欺撃退電話を用意し、高齢者に設置を促した。 歳末夜警出陣式をカナディアンスクエアで実施することにより、市民への防犯意識の啓発を行った。 		・1000台の防犯カメラを継続的に効果のあるものとするため、警察等と緊密な協力関係を持続する。
2	自主的な地域防犯活動の促進	防犯委員会や暴力追放推進連絡協議会等の地域防犯組織の活動の充実により、地域での自主防犯活動の活性化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> 青色防犯パトロール隊の取組みを更に充実させるため、平成29年に寺方南校区、平成30年に佐太校区に新たに同隊を発足させた。 防犯委員会、暴力追放推進連絡協議会等について、会議を開催する等して、多様な団体の代表者等に防犯意識の啓発を実施している。 	・市内全域に青色防犯パトロール隊が設立されていない。	・児童・生徒への声掛け事案は、登下校時を中心に発生している。これらの未然防止のためには、市内全域に青色防犯パトロール隊を発足させることが不可欠である。
3	防犯設備の設置推進	犯罪のない明るいまちづくりを進めるため、町会・自治会・防犯委員会と連携して、防犯灯などの設備の効果的な設置に努めます。	・防犯灯をLED化するなど、効果的な設置を行った。		・夜道の暗がりを解消するために、必要に応じて効果的な場所に防犯灯を設置する。
-	その他の施策	-	・大阪府警察から4年間にわたり2名の現役警察官の出向を受け、1000台の防犯カメラ設置を始めとする安全安心なまちづくりに専門的な知見を多く取り入れた。		

課題別計画の策定状況

--

第4章	自然環境と調和し共生する安全・安心なまち
第3節	安全・安心な暮らしを支える生活環境の整備
第8項	健全な消費生活の実現

担当部会
人権・地域経済・市民協働部会

●健全な消費生活の実現 に向けた成果と今後の課題

第五次総合基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第5次総計期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次総計期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる外部 パートナーと連携・協力の内容のアイデア
<ul style="list-style-type: none"> 消費者を取り巻く環境は日々目まぐるしく変化しており、同種の被害内容においても手口は巧妙、複雑、多様化している。 成人年齢引下げによる18～19歳の被害増加が懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> 全国的に被害が減少傾向とならない特殊詐欺被害について、本市の高齢者の被害防止策として、府内最大規模となる650台の自動録音器の貸し出しを実施した。 守口市と守口警察署が「安全安心なまちづくりに関する協定」を締結し、連携事項に1つとして、「特殊詐欺被害防止総合対策の推進に関すること」が明記され、市内における特殊詐欺被害防止について、相互協力体制となった。 	<ul style="list-style-type: none"> 他機関とのさらなる連携を行う。 若年から中年層への消費者啓発を行う。 (特にこの年代は被害に遭ってからの相談となり、行政媒体での啓発も目にしにくい。また、被害に遭うという意識が薄い) 	<ul style="list-style-type: none"> 市内各種団体

●基本方針

基本方針	第5次総計の成果	第6次策定に向けて	
	方針の実現に寄与した具体的取組と成果	5次総計で実現できていないと考える方針の内容とその主な要因	当該方針において今後対応が必要な課題
1 市民の安全・安心で豊かな消費生活のために、消費者と行政の連携・協働をより深めることにより、消費者行政の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 市内唯一の消費者団体である消費生活リーダークラブとの合同商品試売調査を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 世代を超えた消費者啓発の充実が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 特に若年から中年層への消費者啓発が必要である。
2 消費生活に関する時々の課題に応じ、柔軟に対応できる組織体制を整備し、消費生活センターの機能充実や、苦情相談・苦情処理体制の充実に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 多様化、複雑化する消費者問題に対応できるよう、相談員の研修派遣などを積極的に行い知識向上に努めた。 相談員が消費者問題に詳しい弁護士に相談できる体制を整えた。 	<ul style="list-style-type: none"> 特になし。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者を取り巻く環境が目まぐるしく変化していく中で、対応する相談員の知識、対応力の向上が必要である。

●主要な施策

主要な施策等		関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて	
			5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題
1	消費者保護の充実 情報の提供、啓発、講座・セミナー開催等を充実するとともに、消費者の安全・安心の確保に向け、消費生活リーダークラブとの連携強化を図ります。	1	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座を開催することにより、ニーズに合った消費者情報の提供。 ・外部識者による啓発講座の開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座制度の周知不足が見受けられた。 ・他機関や地域団体などにも周知を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者を取り巻く環境が目まぐるしく変化していく中で、対応する相談員の知識、対応力の向上が必要である。
2	消費生活センターの充実 複雑多様化する消費者問題に対応するため、消費生活相談の充実と苦情処理体制の強化を図ります。また、関係機関との連携を密にし、消費生活センターの機能の充実を図ります。	2	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化、複雑化する消費者問題に対応できるよう、相談員の研修派遣などを積極的に行い知識向上に努めた。 ・相談員が消費者問題に詳しい弁護士に相談できる体制を整えた。 ・守口警察署と合同で街頭啓発を行った。 ・社会福祉協議会と連携し、事業周知を行った。 		<ul style="list-style-type: none"> ・消費者を取り巻く環境が目まぐるしく変化していく中で、対応する相談員の知識、対応力の向上が必要である。
-	その他の施策 -	-			

課題別計画の策定状況

--

第5章	将来都市像の実現に向けて
第1節	市民参加・協働の推進
	市民参加・協働の推進

担当部会
行政経営部会
人権・地域経済・市民協働部会

●市民参加・協働の推進 に向けた成果と今後の課題

第五次総合基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第5次総計期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次総計期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる外部 パートナーと連携・協力の内容のアイデア
<ul style="list-style-type: none"> ・近年、ICTの急速な普及により、既存の広報誌、コミュニティFM、ホームページに加え、SNSを活用した情報発信媒体が台頭したことで、情報の広域にわたる拡散、タイムリーな周知が可能となった。世代に応じた媒体を適切に活用することで効果的な周知、伝達が期待されている。 ・多様な媒体の活用が可能となっているが、市民にとって適正且つ迅速な情報、そして、利用しやすい媒体の見極めが必要である。 ・本市では、マンションが増加傾向にあり、地域とのつながりの少ない人が増えた。 ・一人暮らし高齢者が増えている。 ・新たな地域の担い手の育成が進まず、担い手の高齢化が進んでいる。 ・共働き世代の増加。 	<ul style="list-style-type: none"> ・イメージキャラクター「もり吉」の制作、「もりぐち夢未来大使」の任命、70周年記念授業「守口市花火大会」の開催など、市民のシビックプライドを醸成する事業に取り組んだ。 ・広報誌をA4冊子版に刷新、ホームページも即時性を備えたCMS方式に改編するとともに、スマートフォンなどにも対応を可能とした。 ・平成28年度小学校区ごとに地域コミュニティ協議会を設立した。 ・平成29年度地域コミュニティ協議会ごとに、市政の課題を市民と共有し、今後取り組むべき施策を検討するための一助とすることを目的として、車座会議を実施した。 ・市民と市が協働でまちづくりに関わる事業を実施するための制度として、守口市市民協働指針(平成26年3月策定)に基づき、守口市公募型協働事業提案制度を創設。 	<ul style="list-style-type: none"> ・移住定住の促進に向け、官・民・産・学が連携し、市内外に向けたシティプロモーションを進めるとともに、市民のシビックプライドの醸成に繋がる取り組みを推進する。 ・若い世代が市政に参画し、自由に具体的な案を提案し、実現に向けて取り組める環境作り。 ・新たな地域の担い手の発掘。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内の大学だけでなく、近隣の専門的な知識を有する機関(大学)との連携により、シティプロモーションやイベント企画、名産品(ものづくり)に取り組み、斬新なアイデアの構築に繋げる。 ・商工会議所を仲介として市内の商工業者との関わりを深め、官民連携での名産品の創出や、商店街などの活性化を図る。

●基本方針

基本方針	第5次総計の成果	第6次策定に向けて	
	方針の実現に寄与した具体的取組と成果	5次総計で実現できていないと考える方針の内容とその主な要因	当該方針において今後対応が必要な課題
1 多様な媒体の活用により情報を分かりやすく提供し、市政の課題を市民と共有する中で、開かれた市政をめざします。	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の媒体である広報誌、ホームページについては大幅に改編し、コミュニティFMを含めて、幅広い層の市民への周知と、広域に向けた市の情報発信に繋げた。 ・平成29年度地域コミュニティ協議会ごとに、市政の課題を市民と共有し、今後取り組むべき施策を検討するための一助とすることを目的として、車座会議を実施した。 ・車座会議の内容については、広報誌等に掲載し、同会議に参加していない市民の方にも情報提供を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな媒体として急速に普及したSNSやアプリではあるが、現状においては登録者数からも市民への浸透は進んでいない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、活用しているSNSやアプリの有効性を見極め、新たな媒体(LINEなど)への移行や、アプリの効果的な活用法の検証を図る。
2 多様な市民ニーズを的確に把握し、市政に反映できるよう広聴活動の充実を図るとともに、市民生活上の諸問題に応じられるよう相談業務の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の声への投稿は増加傾向にあるが、担当課との調整の見直しに努め、回答までの期間を短縮化した。 ・相談業務においては非常に利用率の高い弁護士や行政書士相談など用途に応じた相談事業を実施し、効果的な利用に繋げた。 ・平成29年度地域コミュニティ協議会ごとに、市政の課題を市民と共有し、今後取り組むべき施策を検討するための一助とすることを目的として、車座会議を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの提案、要望を市政へ反映、検討できるようなシステムを構築することができなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の相談に効率的に応じられるよう、相談内容の把握、整理を図る。
3 市政への市民参加・参画を進め、市民の意見や要望を市政に反映できる仕組みづくりを進めるとともに、市民協働の基盤づくりに取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ・若年層のミーティングを実施、市政に対する興味やシビックプライドの醸成を図るとともに、市民から市政に帯する意見、提案を発信する仕組みの基盤作りを進めた。 ・地域の課題や新たな公共的課題の解決、ひいては、守口市の魅力向上や定住意識の向上を目指して、市民と市行政が、また、市民と市民が協働でまちづくりに関わる事業を実施するための制度として、守口市市民協働指針(平成26年3月策定)に基づき、平成26年度守口市公募型協働事業提案制度を創設。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「もりぐちヤングMTG」の開催により、若年層の市政への参加の基盤は作ったものの、具体的な提案や継続的な組織には繋がらなかった。 ・市民と市民が協働でまちづくりに関わる事業を実施するための制度として、守口市市民協働指針(平成26年3月策定)に基づき、守口市公募型協働事業提案制度を創設したが、提案数が年々減少し、市民協働の基盤として機能していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの意見や提案を聴取する時期を考慮し、継続的な検証し、最終的に予算に反映できるまでの組織の確立が必要である。 ・他部署と連携し、市民、NPO、ボランティア、事業者等との特性を活かしたネットワークを構築する必要がある。

●主要な施策

主要な施策等		関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて	
			5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題
1	情報の公開と提供 開かれた行政をめざし、情報公開を積極的に行うとともに、広報紙、エフエムもりぐち、市ホームページ等、多様な媒体による市政に関する情報の提供に努め、多くの市民がまちづくり活動に関心を持てるよう、市政や市民生活に関わる情報の共有を図ります。	1,2	・守口市情報公開条例の全部改正を行い、市民と市が一体となつてのまちづくりの推進を図るため、情報公開の請求権者を「市に在住等している者」から誰でも請求できるよう拡充を行った。 ・広報誌のA4冊子版への改編を行い、情報量を増加し、幅広い層の市民が興味を持つことができる誌面作りに取り組み、行政情報の周知に繋げた。 ・ホームページについてはCMS機能を持ったシステムに改編したことで、各課において処理が可能となり、即時性を高めた。 ・地域FMにおいては災害等の緊急情報の周知を始め行政情報の周知に努めた。 (その他) 情報の周知に新たにSNSやアプリを導入し、幅広い層への情報発信に努めた。	・70周年事業「守口市花火大会」実施時に市ホームページの閲覧数が飛躍的に増加したが、利用者にとって欲しい情報を見いだす手法、掲載に更なる改善が必要である。	・市民参加を進めるためにも、市が保有する情報をより提供し、行政の透明化を進めるとともに、情報共有を進め、市民協働をより一層進める。 ・現在、既存の情報発信媒体に加え、Facebook、Instagram、twitterのSNSを活用した情報発信を展開しているが、幅広い層への情報発信に繋がる媒体について引き続き検証が必要である。
2	広聴活動の充実と市政への反映 市民ニーズやまちづくりの提案を「市民の声」等を通じて把握し、市政に反映できる仕組みづくりを進めます。	1,2	・「市民の声」を通しての投書、投稿については年々増加傾向にある。できる限り、担当課との調整期間を短縮し、提案や指摘に対して迅速な対応に努めた。		・市民からの提案、ニーズをスマートフォンやアプリから、容易に投稿できるようなシステム作りの検証が必要である。
3	市民の参加・参画機会の拡充 ・幅広い行政分野において、計画の立案から事業実施に至るさまざまな段階で、市民の市政への参加・参画機会の拡充に努めます。特に市民生活に関わりが深い政策の検討にあたっては、パブリックコメント等の方法により、市民の声を反映に努めます。 ・市政への市民参画を進めるため、公募による各種審議会等への参加の機会拡充を図ります。	3	・「もりぐちヤングMTG」を平成29年度より実施、若年層の市政への参画の機会を設けた。 ・地域の課題や新たな公共的課題の解決、ひいては、守口市の魅力向上や定住意識の向上を目指して、市民と市行政が協働でまちづくりに関わる事業を実施するための守口市公募型協働事業提案制度を平成26年度に創設。	・事業の具体的な企画にまでは至らなかった。 ・守口市公募型協働事業提案制度における事業実施数は、平成31年度までの実績は5件であった。	・ミーティングなど参画への機会の拡充は必要。その後、市民主体となり継承し、事業、企画など具体的な提案を示すことができるシステムの構築が必要である。 ・守口市公募型協働事業提案制度の見直し。
4	市民協働の推進 市民、NPO、ボランティア、事業者等と行政がそれぞれの違いを活かし、協力して地域の課題解決に取り組むことができるよう、行政職員の協働についての意識の醸成を図るとともに、各分野において市民やNPO等とのネットワークづくりを進めます。	3	・平成28年度に守口市地域コミュニティ協議会が発足し、市民、NPO法人、ボランティア団体、事業者等の特性を活かし、協力して、地域の課題解決に向けた事業を行い各分野においてネットワークづくりを促進した。	・行政職員の協働についての意識の醸成を図る取組みが、市民協働へ活かせなかった。	・他部署と連携し、市民、NPO、ボランティア、事業者等との特性を活かしたネットワークを構築する必要がある。
-	その他の施策	-			

課題別計画の策定状況

・守口市市民協働指針

第五次守口市総合基本計画 総括シート

NO.40

第5章	将来都市像の実現に向けて
第2節	効果的・効率的な行財政運営の推進
	効果的・効率的な行財政運営の推進

担当部会
行政経営部会

●効果的・効率的な行財政運営の推進 に向けた成果と今後の課題

第五次総合基本計画策定後の主な社会経済環境の変化 (環境変化、法令制定等)	第5次総計期間における「主な成果」 (改善した指標、先進的・守口らしい取組)	第6次総計期間に対応すべき重要な課題 (解決・軽減すべき課題)	課題解決に向けて連携・協力が考えられる外部 パートナーと連携・協力の内容のアイデア
<ul style="list-style-type: none"> ・まち・ひと・しごと創生法に基づき、まち・ひと・しごと創生に関する総合戦略を市町村において策定することとされた。 ・国の地方分権改革により市町村への権限移譲や規制緩和が進められてきている。 ・地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部改正(平成26年5月14日公布、平成28年4月1日施行) ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年9月施行) ・次世代育成支援対策推進法の一部改正 ・国(総務省)から、令和2年度末までの個別施設計画の策定と、公共施設等の適正管理をより効率的に進めるために、個別施設計画で定めた長寿命化対策等の効果額を示すことを求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「もりぐち改革ビジョン」(案)、「(改訂版)もりぐち改革ビジョン」(案)に基づき、施設の見直し、事務事業の見直しを行い、強固な財政基盤の確立を行った。 ・定員適正化計画の達成(平成24年4月1日1,008名→平成31年4月1日717名) ・職員採用試験制度の見直し(応募者数:平成28年度95名、平成29年度1,136名、平成30年度735名) ・昇任試験の見直し ・(守口市版)働き方改革の実施(平成29年度:平成30年度対比で超過勤務時間▲28,267時間▲35%) ・公共施設のあり方について、守口市公共施設等総合管理計画を策定し、資産マネジメントを推進するための庁内委員会等のスキームを構築した。 ・活用見込みのない公共施設用地について、売却等により歳入総額5,434,166,924円の財政効果を実現した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今次に引き続いての行財政改革の実施 ・女性職員の活躍推進 ・男女問わず働きやすい職場環境づくり ・少数精鋭による効率的、効果的な組織運営の実現 ・各施設の所管課の個別施設計画の策定。また、その内容を反映した総合管理計画の発展的見直し。 ・公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費における長寿命化対策等の効果額の明示。 	

●基本方針

基本方針	第5次総計の成果	第6次策定に向けて	
	方針の実現に寄与した具体的取組と成果	5次総計で実現できていないと考える方針の内容とその主な要因	当該方針において今後対応が必要な課題
1 行政サービスの水準の維持向上と健全な財政運営を両立するため、施策・事業の評価を盛り込んだマネジメントシステムを確立し、効果的・効率的な行財政運営を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・「もりぐち改革ビジョン」(案)、「(改訂版)もりぐち改革ビジョン」(案)に基づき、施設の見直し、事務事業の見直しを行い、強固な財政基盤の確立を行った。 ・守口市公共施設等総合管理計画において、計画的に公共施設のストック量をマネジメントするための庁内委員会等のスキームを構築した。 		<ul style="list-style-type: none"> ・施策評価及び事務事業評価について、効果の高い有効な手法を検討する必要がある。 ・各施設の所管課の意見や総合政策的観点、財政的観点からの意見などを集約・調整し、計画の適宜見直しや改善を図る。

●基本方針(つづき)

基本方針	第5次総計の成果	第6次策定に向けて	
	方針の実現に寄与した具体的取組と成果	5次総計で実現できていないと考える方針の内容とその主な要因	当該方針において今後対応が必要な課題
2 時代の要請や変化に的確に対応した行財政運営を展開していくため、効率的な行政組織を確立するとともに、職員数や職員の能力開発も含めた、人事管理の適正化に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公務員法の改正を大きな背景として人事評価制度を導入し、職員の能力開発や適正な評価による給与反映などに努め、頑張った人が報われる人事給与制度へと変換を図った。 ・定員適正化計画に基づく基本方針に則り、厳格な運用に努める中で少数精鋭組織への転換を遂げてきている。 ・特定事業主行動計画の実現に向けて、女性活躍推進プロジェクトを実施、早い段階からのキャリアアップ支援や昇任試験制度の見直しを実施。 ・若手職員の積極的な管理職登用を目指し、昇任試験制度の見直しや人事異動方針の策定を行った。 ・女性活躍推進の一環としてワークライフバランスのとれた職場環境づくりを目指し「〈守口市版〉働き方改革」を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性管理職の増加については、現時点において大きな成果を挙げる事ができていない。その要因としては、候補者の不在、昇任試験制度の弊害、一定の期間を必要とすることなどがあげられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の課題解消に向けた取組みを開始し、少しずつ効果も現れてきていることから、今後とも継続した取組みを展開し大きな成果へと繋げていく。
3 市域を越えた共通の行政課題への取組みを推進するために、大阪市・北河内各市との協調・協力関係を保ちつつ、行政の広域的対応を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物の処理に関し、大阪広域環境施設組合に加入し、令和2年度から共同処理することとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連携について、一部の事務にとどまっている状況にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き広域連携について検討を進める

●主要な施策

主要な施策等	関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて	
		5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題
1 効率的な行政組織の確立 <ul style="list-style-type: none"> ・市民ニーズの変化に即応できるよう、事務の効率化を図るとともに、市民にとって分かりやすい組織・機構に見直しを図ります。 ・若手職員・女性職員を積極的に管理職へ登用するなど、一層の組織の活性化に努めます。 	2	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理室やこども部の新設など時代に応じた組織体制を構築 ・教育委員会のスポーツ、青少年、生涯学習に係る事務について、市長部局の市民生活部に移管し、市長部局のコミュニティ・文化等の事務と一元化 ・事務決裁規程を改正し、次長専決、課長代理専決の区分を設けるなど効率的な内部処理体制を構築 ・特定事業主行動計画の策定(平成28年4月1日) ・女性活躍推進プロジェクトの実施 ・昇任試験制度の見直し(課長代理試験の廃止及び主任級昇任試験の新設(平成29年1月)、3級昇任試験の新設(平成31年1月)、主任級昇任試験の廃止(令和2年1月)) ・定期人事異動方針の策定(平成29年1月) ・〈守口市版〉働き方改革の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性職員の積極的な管理職登用(課題や改善点など今後の方向性については女性活躍推進チーム報告書にまとめる) 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き時代に応じた組織・機構の見直しを実施する。 ・左記施策提案の実現

●主要な施策(つづき)

主要な施策等	関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて		
		5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題	
2 施策・事業のマネジメントシステムの確立		企画(PPLAN)、実行(DO)、検証・評価(CHECK)、改善(ACTION)のマネジメントサイクルが適切に機能するように、施策・事業の評価の仕組みや全体としてのマネジメントシステムの確立に取り組めます。	1 ・事務事業評価を毎年度実施し、事業の廃止なども含め、翌年度の予算編成に生かすとともに、その評価内容をホームページにおいて公表している。 ・人事評価制度の実施(試行実施(平成27年度)、本格実施(平成28年度)、評価結果の給与反映(平成29年度))	・総合基本計画の施策ごとの評価は行っていない。(事務事業評価として実施している。)	・施策評価及び事務事業評価について、効果の高い有効な手法を検討する必要がある。 ・評価制度の精度向上
3 人事管理の適正化		これまでの取組みを引き継ぎ、新しい定員適正化計画を策定して、事務事業の見直しを行う中で、定員の適正化に努めるとともに、職員研修の充実等により、職員の意識の高揚と能力開発を図り、加速する分権型社会の担い手となる職員の育成に努めます。	2 ・定員適正化計画の策定、実施(平成24年4月1日1,008名→平成30年4月1日746名) ・人材育成基本方針の策定 ・年度別研修計画の策定(平成29年度～) ・職員採用試験制度の見直し(平成29年度～) ・総合的見直しなど国に準じた給与体系に順次改定		【人事課】 ・行政サービスのICT化推進による人と機械の役割分担 ・少数精鋭組織の実現に向けた研究(専門職のあり方、即戦力の登用、柔軟な勤務形態など) ・職員個々の能力開発
4 財政基盤の確立		・中長期的視点に立った財政運営方針を策定し、市税を中心とした経常一般財源※の充実確保等を通じて、強固な財政基盤の確立を図ります。 ・事務事業の成果を客観的に評価し、市民ニーズの充足度を一層高めるよう努めるとともに、予算措置等に反映する仕組みの構築を進めます。 ・公共施設のあり方について多角的な検討を進め、公有財産の適正な管理と有効活用に努めます。	1 ・平成29年2月に「(改訂版)もりぐち改革ビジョン」(案)を策定するとともに、5年間の財政収支見直しを策定し、ホームページにて公表。 ・強固な財政基盤の確立に向けた取組として、財政調整基金、減債基金等への積立を着実に実施。 財政調整基金 H23.3.31 約4,150万円 H31.3.31 約26億1,320万円 約25億7,170万円増 減債基金 H23.3.31 約170万円 H31.3.31 約24億2,940万円 約24億2,770万円増 守口市学校教育施設整備基金 老朽化が進む学校教育施設の整備のため、守口市学校教育施設整備基金を平成23年度に創設。H31.3.31 約7億3,340万円 公共施設等整備基金 老朽化が進む公共施設の維持・更新のため、公共施設等整備基金を平成29年度に創設 H31.3.31 4億6,500万円 ・守口市土地開発公社の解散に伴う市将来負担の削減・抑制 ・職員数の削減による退職手当負担見込みの減少などの行財政改革効果等により、将来負担比率が改善 H22 101.7% H29 66.4% 35.3%減	・経常一般財源の充実確保としては、平成29年度決算の経常収支比率が100.5であり、類似団体と比較し高い水準となっているため、経常収支比率改善に向けた取組を進めているものの、「もりぐち改革ビジョン」(案)における目標である経常収支比率95%の達成には至っていない。 歳入面では、景気動向やの地方財政計画に左右され、歳出面では、扶助費の自然増など、本市の自助努力だけでは大幅な改善が難しい状況である。 ・将来負担比率は、年々改善(減少)しているものの、府内平均、類団平均と比較すると依然高い数値を示している。 【H29年度決算】 守口市 66.4% 府内平均 36.4% 類団平均 25.1%	・少子高齢化の加速による扶助費などの増加や、過去に整備し老朽化が進む公共施設の維持に要する経費の増加が見込まれることから、引き続き事業効果が薄れたものの見直しをはじめ徹底してムダを省くなど、限られた財源の「選択と集中」による行財政改革を一層推進し、その結果として経常収支比率の改善を図ることが必要。 ・強固な財政基盤として、基金のより一層の積立(財政調整基金のR2年度末残高30億円の達成)、安定的な財政運営による毎年度の実質黒字の確実な計上に伴う歳計剰余金処分による、財政調整基金及び減債基金への積立を進める。

●主要な施策(つづき)

主要な施策等	関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて	
		5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題
		<p>・「もりぐち改革ビジョン」(案)に基づき、施設の見直し、事務事業の見直しを行い、強固な財政基盤の確立を行った。</p> <p>施設の廃止:市民会館、青少年センター、現代南画美術館、老人福祉センター(2カ所)</p> <p>施設のあり方の見直し:公立幼稚園3園、公立保育所12園を公立認定こども園3園に再編整備 コミュニティセンター10館1分室をエリアコミュニティセンター3カ所、コミュニティセンター5カ所に集約(老人福祉センター機能含む)</p> <p>民間委託の推進:市役所窓口(税、保険、総合窓口)、給食調理業務(学校、認定こども園)、ごみ収集業務、放課後児童クラブ運営業務、道路・公園・下水道維持管理業務、学校施設管理、ごみ処理施設運転管理、下水道施設運転管理</p> <p>指定管理者制度の導入:公園、コミュニティセンター</p> <p>市有地の売却</p> <p>・課税業務に係るIT化を推進したことにより、課税資料の正確な把握及び賦課事務の適正執行の向上に寄与した。</p> <p>・平成30年からの特別徴収の徹底により、個人住民税の徴収率の向上に寄与した。</p> <p>・市税徴収率の向上 H22年度91.1%→H30年度97.4%</p> <p>・H21年より実施していた納付コールセンター業務に、H30年7月より財産調査や収納消込等の補助的業務を組み合わせて委託し、事務の効率化を図った。</p> <p>・催告書に使用する封筒や用紙を色付きにし、また滞納抑制のチラシを同封することで催告書の効果の向上を図った。また、滞納処分を前提とした厳正な滞納整理を行い、徴収率向上に努めた。</p> <p>・公共施設のあり方について、守口市公共施設等総合管理計画を策定。今後、計画的に公共施設のストック量をマネジメントするための庁内委員会等のスキームを構築した。</p> <p>・公共建築物のストック再編に伴い、未利用となった公共施設用地について、庁内における活用可能性を検討した上で、活用見込みのないものについては、売却等により財政効果を発現した。</p>	<p>・キャッシュレス決済等による収納チャンネルの拡大</p> <p>・左記における庁内委員会の開催が未実施。</p>	<p>・事務事業評価の手法について、より効果が高くなるような検討を進める必要がある。これに際しては、次期総合基本計画の体系に基づき、事業の体系を再検討する必要がある。</p> <p>・今後とも、課税資料のIT化について、ブラッシュアップを図る必要がある。</p> <p>・徴収率について、差は縮小しているものの、いまだ府内平均徴収率には達していない。今後経常一般財源の充実確保に向けては、令和2年1月に導入する滞納整理システムを活用し、目標徴収率達成に向け、一層効率的で効果的な滞納整理を進める必要がある。</p> <p>平成22年度徴収率 守口市 91.1% 府内平均 94.4% 差3.3% 平成30年度徴収率(速報値) 守口市 97.4% 府内平均 98.2% 差0.8%</p> <p>・各施設所管において、施設毎のライフサイクルコストを踏まえた「個別施設計画」の作成が必要。</p> <p>・耐震改修済みの未利用建築物(学校校舎等)について、建築物を活かした活用についての検討が必要。</p>

●主要な施策(つづき)

主要な施策等	関係基本方針番号	第5次総計で取り組んだこと	第6次策定に向けて	
		5次総計期間に力を入れて取り組んだこと	5次総計で取り組めなかった内容・要因と改善のアイデア	当該施策において今後対応が必要な課題
5 財務情報の公表 健全化判断比率等の指標や新たな公会計制度における財務書類を分かりやすく作成、公表し、行財政運営に関する市民への説明責任を果たします。	1	・広報誌及びホームページにおける健全化判断比率等の指標の指標公表については、視覚的によりわかりやすいものとなるよう平成30年度広報から内容を改めた。 ・新地方公会計制度における財務書類の公表 ・これまでから、市が作成する現金主義の決算資料を加工して、「貸借対照表」や「行政コスト計算書」等の財務書類を作成し、公表してきたが、平成29年度から統一した基準による財務書類4表をホームページで公表するとともにわかりやすい資料となるよう努めている。	・健全化判断比率等の指標や財務書類については、市民にとって身近な指標ではなく、理解してもらいにくい現状がある。 ・平成29年度決算において、新地方公会計制度における主要な指標について北河内6市との比較・分析を行ったものの、課題解決の根拠(数値)としての活用に至っていない。	・他市の状況も参考にしながら、よりわかりやすい公表の方法を引き続き検討していく必要がある。 ・新地方公会計制度における財務書類の公表 今後、平成29年度から作成している統一した基準による財務書類のデータを蓄積していくとともに、各地方公共団体が財務書類を分析し、活用しやすいものとなるよう総務省によるサポートも期待できることから、その動向も注視しつつ、複数年にわたる本市財務書類や他市財務書類との比較・分析のほか、他市活用事例の収集を行い、活用に向け取り組む必要がある
6 広域行政の推進 効果的・効率的な行財政運営のため、北河内各市および大阪市との連携を推進するとともに、より広範な広域行政の推進を図ります。	3	・一般廃棄物の処理に関し、大阪広域環境施設組合に加入し、令和2年度から共同処理することとしている。 ・くすのき広域連合、守口市門真市消防組合、飯盛霊園組合等の組合による事務の共同処理を引き続いて実施している。 ・大阪市隣接都市協議会、北河内都市連絡会等に参画し、他自治体との連携による行政の推進に努めている。 ・大阪府域地方税徴収機構をH27年度に大阪府及び府内27市町と共同で設置し、個人住民税をはじめとした地方税の滞納整理を推進するとともに参加市町の税務職員の徴収技術の向上を図っている。		
その他の施策	-	・大阪府からの権限移譲を受け、パスポートの申請など市民に身近な事務を含む多数の事務を本市で実施することとした。 ・職員提案制度により職員からの提案を受け、業務改善に取り組んでいる。(平成30年度27件) 会計事務の補助業務の委託化など、大きな改善が実現している提案も出されている。		

課題別計画の策定状況	
<ul style="list-style-type: none"> ・「もりぐち改革ビジョン」(案) ・まち・ひと・しごと創生総合戦略 ・守口市定員適正化計画(案) ・守口市特定事業主行動計画 ・守口市公共施設等総合管理計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・「(改訂版)もりぐち改革ビジョン」(案) ・人口ビジョン(企画課、平成27年度～令和2年度) ・守口市定員適正化計画(案) ・守口市人材育成基本方針 平成26年度基本方針編、平成27年度施設別方針編、平成28年度計画推進編